

令和4年第6回

高山村議会12月定例会会議録

令和4年12月1日 開会

令和4年12月9日 閉会

(9日間)

高山村議会事務局

令和4年第6回高山村議会

12月定例会会期日程

会期	月日	曜日	開議時間	摘要	備考
第1日	12月1日	木	午前10時	本会議（開会） ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案上程 ・説明 ・質疑 ・討論 ・委員会付託 ・採決	・正副議長 常任委員長 等会議
第2日	2日	金		休会（議案調査）	
第3日	3日	土		〃	
第4日	4日	日		〃	
第5日	5日	月		〃	
第6日	6日	火	午前10時	本会議（一般質問）	
第7日	7日	水	午前10時	本会議（一般質問）	
			午後2時	福祉産建常任委員会	
			午後2時30分	総務文教常任委員会	
第8日	8日	木		休会（議案調整）	
第9日	9日	金	午後1時30分	本会議（閉会） ・委員長報告 ・質疑 ・討論 ・採決	・全員協議会 ・議会報編集 特別委員会

令和4年第6回高山村議会12月定例会会議録（第1号）

令和4年12月1日（木曜日）

高山村告示第41号

令和4年12月1日、高山村議会12月定例会を高山村役場に招集する。

令和4年11月9日

高山村長 内山 信行

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第13号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村一般会計補正予算（第4号））
- 日程第5 議案第41号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について
- 日程第6 議案第42号 高山村個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第7 議案第43号 高山村公文書公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第8 議案第44号 高山村公文書公開条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第45号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第46号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 日程第11 議案第47号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第48号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例及び高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第50号 高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第51号 高山村火災予防条例を廃止する条例
- 日程第16 議案第52号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第53号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第54号 令和4年度高山村診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第55号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第56号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第57号 令和4年度高山村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第58号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算(第2号)

日程第23 発議第6号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例

本日の会議に付議した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 承認第13号
 - 5 議案第41号～議案第58号
 - 6 発議第6号
-

出席議員(11名)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 久保田 雄 吉 議員 | 2番 勝 山 正 弘 議員 |
| 3番 滝 澤 聖 議員 | 4番 梨 本 進 議員 |
| 5番 沖 島 祥 介 議員 | 6番 高 井 央 葉 議員 |
| 7番 黒 岩 清 道 議員 | 9番 松 本 茂 議員 |
| 10番 山 寄 秀 治 議員 | 11番 柴 田 弘 男 議員 |
| 12番 西 原 澄 夫 議員 | |
-

欠席議員(1名)

- 8番 湯 本 辰 雄 議員
-

説明のため出席した者

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 村 長 内 山 信 行 | 副 村 長 藤 沢 敏 和 |
| 教 育 長 澁 谷 茂 夫 | 総 務 課 長 宮 川 裕 明 |
| 住民税務課長
(会計管理者) 西 原 一 美 | 健康福祉課長 堀 一 生 |
| 産業振興課長 小 淵 義 彦 | 建設水道課長
(定住支援室長) 荒 井 孝 浩 |
| 教 育 次 長
(人権推進室長) 山 崎 久 志 | |
-

事務局出席職員

- 事 務 局 長 山 寄 賢 一 書 記 槇 田 和 子
-
-

午前10時02分 開 会

○議 長（西原澄夫議員）

ただいまから令和4年第6回高山村議会12月定例会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

おはようございます。

高山村議会12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年高山村議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、師走の大変お忙しい中御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして厚く御礼申し上げます。

また、日頃は議会活動を通じまして村政発展のため御尽力を賜っておりますことに対しまして、感謝と御礼を申し上げます。

さて、令和2年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、発生から間もなく3年が経過しようとしています。いまだ収束の兆しが見えず変異を繰り返し、現在は感染力の強いオミクロン株により感染の拡大が続いています。

このため政府は、9月26日以降、これまでの全数把握を見直し、高齢者など重症化リスクが高い患者に限定する方式に変更しました。この変更に伴い、長野県においても全数把握が必ずしも必要ではないことから、これまでのイベント、行事等の開催手引きを見直しましたので、本村でも同様にイベント、行事等の開催基準を11月1日付で見直し、運用しております。しかし、その後も感染が拡大しているため、県は11月4日に木曾・上伊那圏域を除く8圏域に県独自の感染警戒レベルを5に引き上げるとともに、11月14日に阿部知事は、長野県は第8波に入ったとの認識を示し、全県に9月13日以来、2か月ぶりとなる医療非常事態宣言を発出しました。

このように陽性者が激増しているため、県市長会や町村会などの関係機関は、11月22日に「新型コロナ第8波克服県民共同宣言」を行って、医療の逼迫を防ぐとともに社会経済活動を維持しながら、県民一丸となって第8波を克服しようと呼びかけています。

そのようなことから、本村におきましても村民の皆様には、オミクロン株対応のワクチン接種を御検討いただくとともに、引き続きマスクの着用など基本的な感染防止策に御協力をお願い申し上げます。

月日のたつのは早いもので、令和4年も残すところ1か月を切りましたが、この1年を振り返ってみますと、今年も自然災害が多く発生し、特に8月初めから10日頃にかけて、低気圧や前線活動の活発化により北陸地方や東北地方では記録的な大雨となり、甚大な被害が発生しました。

一方、世界においては、パキスタンでモンスーンにより豪雨と深刻な熱波による氷河の融解によって大規模な洪水が発生し、国土の3分の1が水没し、死者が1,500人を超える災害が発生しております。

このように地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国連気候変動枠組条約（COP27）がエジプトのシャルムエルシェイクで11月6日開幕し、ロシアのウクライナ侵攻で各国の溝が深まる中ではありますが、今世紀末までの世界の気温上昇を産業革命前と比べて1.5度C以下に抑える努力を追求するとしてほか、途上国が気候変動による異常気象で被る損害と被害への対応に特化した新たな基準の創設で合意し、20日に閉幕しました。

そのような中、我が国においては、内閣府が11月15日に発表した7から9月期の国内総生産（GDP、季節調整値）速報値によりますと、物価変動を除いた実質で前期（4～6月期）比で0.3%減、年率換算で1.2%減になったと発表しました。マイナス成長は4四半期ぶりで、輸入の一時的な増加が主要因と言われていたようですが、物価高の影響で個人消費の回復が遅れているとした上で、10月以降もさらなる物価上昇が消費に影響するおそれがあり、先行きは楽観できないと言われております。

したがって、地方におきましては一段と厳しい行財政運営が迫られるものと思っておりますが、村民の皆様暮らしを最優先に、引き続き職員と共に力を合わせて、村政発展のために全力を尽くしてまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

今定例会に提案いたします案件は、承認1件と議案18件の合わせて19件でございます。十分御審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原澄夫議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番 柴田弘男議員、1番 久保田雄吉議員及び2番 勝山正弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（西原澄夫議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

会期は、本日から12月9日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(西原澄夫議員)

日程第3 諸般の報告を行います。

本日の会議に、8番 湯本辰雄議員が療養のため欠席する旨の届出がありましたので報告します。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました請願・陳情付託表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告します。また、本日までに郵送された陳情は、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

それぞれの委員長から、前臨時会から今定例会までの間に行った所管事務の調査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

監査委員から、9月、10月分の例月出納検査結果報告及び11月に執行した定期監査についての報告があり、別紙のとおりお手元に配りましたので報告します。

前臨時会会議後に議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので報告します。

広報担当職員による写真撮影を会議規則102条によって許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

請 願 ・ 陳 情 付 託 表

請 願 ・ 陳 情	付 託 委 員 会
陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求め る陳情書	福 祉 産 建 常 任 委 員 会

日程第4 承認第13号

}

日程第22 議案第58号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第4 承認第13号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村一般会計補正予算（第4号））から日程第22 議案第58号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）までの19件を一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

高山村議会12月定例会に提案をいたしました承認第13号から議案第58号までの19件につきまして、一括して説明を申し上げます。

承認第13号 専決予算（令和4年度高山村一般会計補正予算（第4号））の承認を求めることについて申し上げます。

この補正予算は、電力・ガス・食料品等の価格高騰に対する支援策として、生活困窮者等に対する緊急支援給付金等を早急に支給するための関連経費を専決処分したもので、歳入歳出それぞれ7,380万6,000円を追加し、当初予算からの累計額を48億6,854万円としたものであります。

歳出の主な内容は、民生費の社会福祉費で、65歳以上のみの世帯等に対し灯油券を給付する高齢者等原油高騰対策事業や住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援金給付金事業のほか、住民税均等割課税世帯等に対する生活困窮世帯緊急支援事業の給付費等で、4,908万3,000円の追加、同じく民生費の児童福祉費で、18歳以下の児童の保護者世帯に対する子育て世帯電力等価格高騰重点支援交付金事業の補助金等で2,404万2,000円の追加、教育費の給食施設費で、給食材料費の価格高騰分を公費負担するため68万1,000円を追加し、歳入では、地方交付税や国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のほか、県支出金の生活困窮世帯緊急支援事業補助金を追加したものであります。

議案第41号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について申し上げます。

本案は、東北信市町村交通災害共済事務組合規約に定める事務所の位置を長野市から東御市に変更するため規約の一部を変更するもので、地方自治法第286条第1項の規定により、当該組合長から協議があったので、同法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第42号 高山村個人情報の保護に関する法律施行条例について申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための法律が令和3年5月19日に公布され、地方公共団体においては、新たに制定された個人情報保護法の規定が適用されることとなったため、新法の施行に必要な事項を定める条例を制定する必要があることから、現在の高山村個人情報保護条例を廃止するとともに、新たに条例を制定するものであります。

議案第43号 高山村公文書公開・個人情報保護審査会条例について申し上げます。

本案は、議案第42号の高山村個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、その諮問機関として高山村公文書公開・個人情報保護審査会が設置されるに当たり、この審査会の組織及び調査、審議の手續等を規定するため、新たに条例を制定するものであります。

議案第44号 高山村公文書公開条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案も、議案第42号の高山村個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、新たな諮問機関として高山村公文書公開・個人情報保護審査会が設置されることに伴い、現行の高山村公文書公開審査会に係る規定を削除するなど所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第45号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、住民サービスの向上を図るため、全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末で住民票等の証明書の交付を受けることができるコンビニ交付サービスを令和5年1月31日から開始するに当たり、所要の整備を行うため条例の一部を改正するものであります。

議案第46号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、国家公務員に準じて地方公務員の定年が令和5年4月1日から段階的に引き上げられることに伴い、本村においても関係する9つの条例について、関連規定の所要の整備を行うため条例の一部改正のほか、一部の条例を廃止するものであります。

議案第47号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、本年8月8日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたことから、本村においても同様の扱いとすることとし、議会の議員の期末手当について、年間0.05月分の引上げを行うため条例の一部を改正するものであります。

議案第48号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案も、議案第47号と同様に人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当の支給月数が改定されたことから、本村においても同様の扱いとすることとし、常勤の特別職の職員の期末手当について、年間0.05月分の引上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例及び高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、本年8月8日の人事院勧告に準じて、一般職の職員の給料月額及び一般職の任期付職員の給料月額を平均で0.3%引き上げるとともに、勤勉手当についても年間0.1月分の引上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第50号 高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給料月額を改定するに当たり、一般職の月例給である行政職給料表を準用している第2号会計年度任用職員については、令和5年4月1日から改正後の給料表を適用するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第51号 高山村火災予防条例を廃止する条例について申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の16の規定により、本村が消防事務を委託している期間中は、委託先である須坂市火災予防条例の規定が適用されていることや、今後においても村単独で消防事務を行う予定がないことなどから、公布の日をもって本条例を廃止するものであります。

議案第52号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,099万6,000円を追加し、当初予算からの累計額を49億8,953万6,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、議会費では、職員の減員に伴う一般職職員人件費などで673万3,000円の減額、総務費では、総務管理費で人事異動に伴う一般職職員人件費の減額や村民ホールリニューアル工事の外構工事請負費を追加するほか、物価高騰等対策支援金給付事業の実施に際し、不要となったシステム改修費の減額など、1,900万4,000円減額、徴税費で、人事異動に伴う一般職職員人件費の追加など、533万9,000円の追加、戸籍住民基本台帳費で、人事異動に伴う一般職職員人件費やマイナンバーカード普及促進事業に係る消耗品等の追加など、567万7,000円の追加、選挙費で、令和5年4月9日実施予定の県議会議員選挙費の準備経費を計上するものの令和4年中に実施した参議院議員通常選挙一般経費及び県知事選挙一般経費の確定に伴う減額により282万2,000円減額、民生費では、社会福祉費で、令和3年度事業費確定に伴う障害福祉サービス国庫負担金等返還金や電気料金の高騰に伴う保健福祉総合センターの電気料など1,368万7,000円追加、児童福祉費で、燃料費及び電気料を追加するほか、会計年度任用職員人件費を追加するなど649万7,000円追加、衛生費では、保健衛生費で人事異動等に伴う一般職職員人件費の追加や森林スポーツ公園の電気料の追加など、1,651万4,000円追加、農林水産業費では、農業費で経営所得安定対策直接支払推進事業等補助金の追加や中山地区用水路改修工事の増工に伴い工事請負費等を追加など、1,910万6,000円の追加、林業費で、人事異動に伴う一般職職員人件費の追加など、330万4,000円追加、土木費では、土木管理費で県が実施する牧地区急傾斜地崩壊対策事業の増工に伴う負担金の追加など、781万7,000円追加、道路橋梁費で、国庫補助金の追加に伴い、牧地区の第2河原橋橋梁修繕工事請負費の計上など1,799万3,000円追加、河川費で、不動川改修工事の増工に伴う設計監督委託料や工事請負費の追加など、2,120万円追加、むらづくり推進費で若者住宅建設促進事業助成金や人事異動に伴う一般職職員人件費の追加など、1,343万1,000円追加、消防費では、消防団員退職報償費の減額などで249万6,000円減額、教育費では、教育総務費で語学指導講師報酬を減額するものの人事異動に伴う

一般職職員人件費の追加で、407万3,000円追加、小学校費で電気料の追加など、467万5,000円の追加、中学校費で電気料の追加など、215万7,000円追加、社会教育費で、公民館や一茶ゆかりの里などの電気料の追加など、800万1,000円追加、給食施設費で、職員の減員に伴う一般職職員人件費を減額するものの電気料の追加などで319万2,000円を追加し、歳入では、地方交付税で普通交付税8,357万4,000円追加、国庫支出金の国庫補助金で、マイナンバーカード交付事務費補助金や防災・安全社会資本整備交付金などで992万3,000円追加、県支出金の県補助金で経営所得安定対策等推進事業費補助金など184万7,000円追加、委託金で、県知事選挙費委託金や参議院議員選挙費委託金の確定などで304万9,000円減額、諸収入で、学校給食費の実費徴収金や消防団員退職報償金収入の減額などで236万1,000円減額、村債で、急傾斜地崩壊対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債などで3,060万円を追加するものであります。

議案第53号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ4,330万6,000円を追加し、当初予算からの累計額を9億70万5,000円とするものであります。

主な歳出補正は、国民健康保険事業費納付金で、介護納付金分109万2,000円追加、諸支出金で、令和3年度県支出金の確定に伴う保険給付費等交付金の返還金214万9,000円を追加し、歳入では、繰入金の他会計繰入金93万7,000円追加、繰越金で、令和3年度決算の確定に伴い4,236万9,000円を追加し、歳入超過となる3,973万4,000円を予備費に追加して、収支均衡予算とするものであります。

議案第54号 令和4年度高山村診療所特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ29万8,000円を追加し、当初予算からの累計額を7,520万2,000円とするものであります。

主な歳出補正は、総務費の施設管理費で、電気料金高騰に伴う電気料など17万4,000円を追加し、歳入では、繰越金で令和3年度決算の確定に伴い、29万8,000円を追加し、歳入超過となる12万4,000円を予備費に追加して、収支均衡予算とするものであります。

議案第55号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

この補正予算は、電気料金の高騰に伴い電気料を追加補正するもので、歳出において、森林スポーツ公園温泉給湯事業及び山田温泉給湯事業の電気料113万1,000円を追加し、それぞれの施設整備基金積立金を同額、減額するものであります。

議案第56号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ449万6,000円を追加し、当初予算からの累計額を9,482万4,000円とするものであります。

主な歳出補正は、農業集落排水事業費の総務管理費で、電気料金の高騰に伴う各処理施設の電気

料など449万6,000円を追加し、歳入では、繰入金の基金繰入金328万4,000円追加、繰越金で、令和3年度決算の確定に伴い、121万2,000円を追加するものであります。

議案第57号 令和4年度高山村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

この補正予算は、令和4年度消費税納付額の確定に伴う消費税などの減額補正をするもので、歳出において、下水道費の総務管理費で、令和4年度消費税納付額の確定に伴う消費税など33万3,000円減額、下水道建設費で、職員の退職等に伴う一般職職員人件費365万9,000円を減額し、歳入では、令和3年度の決算の確定に伴い、繰越金で1,389万8,000円追加することから、繰入金の基金繰入金で同額の1,389万8,000円を減額し、歳入超過となる399万2,000円を予備費に追加して、収支均衡予算とするものであります。

議案第58号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

この補正予算は、収益的支出において、水道事業費用の営業費用で電気料金の高騰に伴う電気料110万円を追加し、累計額を1億2,136万円とするものであります。また、資本的収入の繰入金で、山田温泉地区消火栓更新に伴う一般会計からの繰入金60万5,000円を追加し、資本的支出の建設改良費となる工事請負費60万5,000円を追加するものであります。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午前10時40分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから承認第13号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第13号 専決予算の承認を求めることについて（令和4年度高山村一般会計補正予算（第4号））を採決します。

本案は承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は承認することに決定しました。

これから議案第41号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第41号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手10人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号から議案第51号の10件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号から議案第51号までの10件については、お手元に配りました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第42号から議案第51号までの10件については、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議案付託表

議	案	付託委員会
議案第42号	高山村個人情報の保護に関する法律施行条例	総務文教 常任委員会
議案第43号	高山村公文書公開・個人情報保護審査会条例	
議案第44号	高山村公文書公開条例の一部を改正する条例	
議案第45号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	
議案第46号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	
議案第47号	議会の職員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第48号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議案第49号	一般職の職員の給与に関する条例及び高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第50号	高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議案第51号	高山村火災予防条例を廃止する条例	

○議長(西原澄夫議員)

お諮りします。

所管の常任委員会に付託しました議案第42号から議案第51号までの10件については、会議規則第45条第1項の規定によって、12月7日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議案第42号から議案第51号までの10件については、12月7日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

議案第52号から議案第58号までの7件については、後日審議にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議案第52号から議案第58号までの7件については、後日審議することに決定しました。

日程第23 発議第6号

○議長（西原澄夫議員）

日程第23、発議第6号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

本案の趣旨説明の説明を求めます。

—————11番 柴田弘男議員。

○11番（柴田弘男議員）

ただいま議題になっております発議第6号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の趣旨説明を申し上げます。

現行の個人情報の取扱いについて、国や地方におけるデジタル業務改革の進展、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、行政機関や団体ごとの個人情報保護に関わる取扱いの相違がデータ流通の支障となることから、現行の個人情報保護法で生じている不均衡・不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われました。

これにより、地方議会においては、国会や裁判所などと同様に、その独立性を確保する考え方から、地方公共団体の機関から議会を除くことと規定され、見直しによる全国的な共通ルールの適用対象外となっております。

このため、地方議会は独自に個人情報の取扱い等に関するルール（規定）を整備することが求められております。

そこで、提出している条例案につきましては、国の見直しによる全国的な共通ルールに沿い、本議会が保有する個人情報について、個人の権利、利益を不当に損なわない範囲で住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図ることとした規定を条例として整備したものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから発議第6号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第6号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手10人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり決定されました。

○議長（西原澄夫議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日2日から5日までは休会とします。

来る6日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午前11時10分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月1日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 柴田弘男

署名議員 久保田雄吉

署名議員 勝山正弘

令和4年第6回高山村議会12月定例会一般質問目次

令和4年12月6日（火曜日）

7番	黒岩清道議員	17
	村民の足である公共交通について	
	無散水道路整備について	
3番	滝澤 聖議員	23
	旧藤沢吊橋、旧樋沢橋の撤去について	
1番	久保田雄吉議員	26
	高山村の将来人口について	
	アンケート調査の実施をしてはどうか	
4番	梨本 進議員	33
	移住・定住に繋げる「空き家」の有効活用について	
	地域文化の振興について	
	通学路に防犯カメラの設置要望について	
9番	松本 茂議員	44
	人口対策について（村営住宅・住宅団地の建設を）	
10番	山寄秀治議員	47
	学校給食費の無償化について	
	上水道の基本料金の免除について	
	子育て支援について	
	消費税インボイスについて	

令和4年第6回高山村議会12月定例会会議録（第2号）

令和4年12月6日（火曜日）

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

質 問 し た 者

7番 黒 岩 清 道 議員	3番 滝 澤 聖 議員
1番 久保田 雄 吉 議員	4番 梨 本 進 議員
9番 松 本 茂 議員	10番 山 寄 秀 治 議員

出 席 議 員（11名）

1番 久保田 雄 吉 議員	2番 勝 山 正 弘 議員
3番 滝 澤 聖 議員	4番 梨 本 進 議員
5番 沖 島 祥 介 議員	6番 高 井 央 葉 議員
7番 黒 岩 清 道 議員	9番 松 本 茂 議員
10番 山 寄 秀 治 議員	11番 柴 田 弘 男 議員
12番 西 原 澄 夫 議員	

欠 席 議 員（1名）

8番 湯 本 辰 雄 議員

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行	副 村 長 藤 沢 敏 和
教 育 長 澁 谷 茂 夫	総 務 課 長 宮 川 裕 明
住民税務課長 (会計管理者) 西 原 一 美	健康福祉課長 堀 一 生
産業振興課長 小 淵 義 彦	建設水道課長 (定住支援室長) 荒 井 孝 浩

教育次長 山崎久志
(人権推進室長)

事務局出席職員

事務局長 山崎賢一 書記 榎田和子

午前10時00分 開議

○議長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配布しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

本日の会議に8番、湯本辰雄議員が療養のため欠席する旨の届出がありましたので報告します。

コロナウイルス感染症対策により、1時間を目安に換気及び質問席、答弁席の消毒のため休憩を取り、議事進行をしたいと思います。

テレビ中継のほかに、質問者のカメラ撮影を許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（西原澄夫議員）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 7番 黒岩清道議員。

○7番（黒岩清道議員）

おはようございます。通告に従い質問をさせていただきます。

私からは大きく2つの質問をいたします。

1つ目は、村民の足である公共交通についてお伺いします。

3月に公共交通について一般質問をいたしました。新年度から検討に入らせていただきますと答

弁がありました。

この公共交通は電気や水道と同じ日常生活に必要なインフラの一つとして言うべきものです。高山村でも人口減少や高齢化が進む中、移動手段を持たない人が増えることで地域の活力低下につながる、これが地域の大きな問題となっています。

先月の末、28日には、長野市で長野市の信州新町の地区、その地区内をA Iを活用した市営バス、これをデマンド運行して実証運行を行っています。このバスの予約はインターネットや電話で乗車の1時間前でも受付が可能ということです。また、デマンドバスは約10台を保有しているというお話も聞きました。県内外でも車両を小さくして、運行ルートをきめ細かくし、主要施設の巡回をするコミュニティバス、また、地域の特性を生かす、そんな取組がなされています。

そこで、3点ほど質問をさせていただきます。

1つ目は、高山村でも地域公共交通網形成計画、または地域公共交通再編実施計画などを策定していると思います。これは令和2年度の法改正により、地域公共交通計画、または地域公共交通利便増進実施計画という形で名前は変わっています。その計画を進めるために協議会を開催していると思います。高山村でも今年3月には開催したと聞きますが、どのような意見が出て、どのような対応、対策を行っているのかお聞かせください。

2つ目は、その公共交通を考える、または村を考える、そのような話し合う場を設ける必要があるのではないか。通学や通勤によるダイヤ、ルート、また、村の拠点、そんなものを話し合い、その意見を要望書として協議会もしくは事業者に提案する仕組みをつくる必要があるときではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目は、以前、電車通学の補助は難しいという答弁がありました。公共交通の改善を図っていく中で、やはり利用者を増やしていくという観点から、村内のバスと電車を同時に使う通学定期などには補助は可能じゃないかと、やはりそういうことを考えて利用者を増やしていくということも、これから考えていけるのではないかと、3点を質問させていただきます。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

村民の足である公共交通についてお答えいたします。

村では、村民の皆さんの重要な交通手段であります公共交通システムの見直しを行い、平成30年10月から新たな公共交通サービスを開始いたしました。現在、この新体系でのサービス開始から4年が経過し、この間、現在も猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態に直面し、また、想定以上の速さで進んでいる少子高齢化の状況に、公共交通システムの運営等にも大きな影響や変化が生じております。この公共交通システムの見直しに当たっては、議員御承知のとおり、平成28年3月策定の高山村地域公共交通網形成計画及び平成30年9月策定の

高山村地域公共交通再編実施計画に基づき実施し、運用しておりますが、この計画が令和5年度までであることから、第二次計画の策定に向けて、現在、作業の進め方を検討しているところであります。

そこで、まず初めに、協議会を開催する中でどのような意見が出て、どのような対応、対策を行っているかのお尋ねであります。この協議会の名称は「高山村地域公共交通協議会」で、自治体、交通事業者、道路管理者、利用者、学識者等で構成される地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法に基づく法定協議会として設置し、計画に位置づけられた事業の協議及び実施のほか、計画実施に係る連絡調整などを行うこととされております。

協議会の開催につきましては、事業報告及び決算並びに事業計画及び予算の承認、路線バス山田温泉線及び高井中山乗合タクシーの国への運行計画認定の承認を主な議題とし、また、自家用有償旅客運送ふれあい号の許認可申請など、協議内容の状況に応じて年1回から2回程度行い、必要のあるときは随時開催することとしております。

本年度におきましては、去る6月23日に開催し、先ほど申し上げました内容について協議、御承認いただいたところですが、会議の中でいただいた御意見としましては、何とかこのまま路線バスを維持していただきたいとの強い要望がございました。また、過去の協議会で頂戴した御意見といたしましては、学校の部活動や下校時間を考慮した運行ダイヤの編成を希望するといったものや、電車とバスの接続時間についての御要望がございました。このうち電車とバスの接続時間につきましては、令和3年3月の電車のダイヤ改正に合わせ、路線バス及びふれあい号のダイヤの一部を変更するなどの対応を行ったところであります。

なお、大幅な運行ダイヤの見直しにつきましては、現在の計画において幹線となる路線バスを維持、存続させることを基本に据えてシステム設計しておりますことから、計画期間中である令和5年度末までは難しい旨の回答をさせていただいております。

次に、村を考える、公共交通を考えるなどの話し合う場を設けて、意見や要望を協議会もしくは事業者へ提案する仕組みをつくる必要性についてのお尋ねであります。現在の計画を策定する際には村内各地区を回り、会合や行事等の機会を捉え、村民の皆さんの御意見をお伺いさせていただいた経過もございますので、協議会という大規模な組織とは別に、御意見、御要望を出しやすい小規模な仕組みを構築する必要性についても、今後の進め方の中で検討させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、公共交通の改善に合わせた村内からのバスと電車の通学定期券への補助の検討についてのお尋ねであります。現在、村では路線バスを利用して通学する高校生のいる御家庭に対し、高山村高校生通学費補助金交付要綱を制定し、自宅の最寄りのバス停から須坂駅までのバス定期券購入費用に対し、70%の補助を行っております。この制度の目的につきましては、御家庭への経済的負担の軽減を図ることもその一つでございますが、村内における公共交通の維持存続や利用促進を図

ることに重点を置いておりますことから、村内を経由するバス路線を対象とした補助に限定しております。また、高校生の電車通学については、それぞれ通学地域も異なり、御家庭の実情に応じた通学方法を選択されていらっしゃるものと推察されますことから、今後、保護者の方々の御意見を伺う中で、一人でも多くの方に御利用いただけるよう検討してまいりたい、このように考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

再質問をさせていただきます。

今の村長からの答弁、今現在が公共交通を変更できないということは前回もお聞きしました。令和5年末までは変更できないということはお聞きしましたが、やはり今から検討していく何か考えをしないといけない。これは正直長野県の地域公共交通活性化協議会でも今年の3月に行われている中で、その中の資料でも長年続いたコロナ禍の中ですが、負のスパイラルがあると、その中では利用者は不便だし、何か言っても変わらない。事業者は利用が少なくて経営が成り立たない。便利にしても乗ってくれるわけではない。そういう意見が出ているということが県の資料でも出てきています。つまり、それを打破するにはお互いに話し合うということをしないと、前に進まないのではないのでしょうか。

長野地域の部会でも高山村で出席していると思います。山田温泉線については利用者の減少により村の負担が、補助金が年々増大し、将来的に維持することが困難になるのではないかと懸念されているという意見も出ています。そういう中で、このままではいいのかというところがあります。今現在、来年度、再来年度の見積りが業者から予算に合わせて出されていると思います。その中で質問しますが、そういう路線のルートまたはダイヤ、そういうことを話し合うことが実際にはあるのかどうかをお聞かせ願いたいです。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再質問、1点だというふうに思いますけれども、いわゆるルートを、その変更ができないのかという再質問というふうに解釈をしておりますけれども、これはいわゆる交通網の再編計画、これに基づいて行っているということで、基本的には令和5年度までは大筋でそれを変更するということが非常に難しい。でも、その中でできることについては、今までも若干修正したところもありますけれども、それは限られたことであります。そういったことも踏まえて、今まで、先ほど議員が言われましたことにつきましては、次の来年度に向けてということで今準備を進めているところであり、その中には今までいただいた御意見、またはそういったものを十分に考慮していきたい、この

ように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

検討していただくということですので、正直5年度までは駄目でも6年度からは変えるんだということが、やはり村から発信していかなければいけない、これはほかの地域でもたくさんやっております。南信州のほうでは飯田市を中心に13町村、合わせて14市町村で南信州の広域の協議会を開いて、南信州ですからJRは走っています。基幹の路線バスも走っていますが、各町村は村営、町営バスを利用して使って、コミュニティバスを運行しています。正直豊丘村もそうですし、遠い大鹿村もそうです。そういう形で村営バスをコミュニティバスとして使っているという、こういう系統もあります。やはり連携をしていくということは、話し合いをするということは大切なことで、これを5年度まではできませんということではなく、6年度からはこういう形でやっていくんだということも、やはり話し合っていたきたい。

正直、名古屋のほうとか中部圏のほうでは、町で夏休みには小中学生には路線バスを50円にしますよとやったところ、相当乗りましたと。実際には数百円かかるところを50円なら、どこに行くんですかと言ったらコンビニなんです。高山の中でもどこが拠点だということをよく考えていかないと、今公共交通、拠点はYOU游ランドになっていると思います。でも、実際には子どもたちが動くとなると、朝晩はやはり、須坂駅からの通学もありますが、小学校も拠点になるでしょう。また、お年寄りの方は島田医院とか、名前を言っただけではあれですが、やはりコンビニ、ホームセンターとなると、一番の拠点は行きたいところというのが、意外と千本松辺りだと思います。あとは金融機関なんです。農協、郵便局またはこの役場の駐車場のところにあるATM、そういうところが拠点になる。それは、基幹の路線バスではなくて、ふれあい号、支線です、そのことをよく考えて今後検討していただきたい。

そのことを切に願って、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、無散水道路についてお伺いします。

昨年は大雪で12月からもう、牧場がスキーができるというぐらいに降りました。また、除雪費も相当かさんでしまったということです。今年度はどうなるか、厳しい冬になるよという予報もあれば、12月は暖かいよという予報もありますが、氷点下になればどこでも道路は凍ってしまったりするわけです。その中で牧地区の無散水道路、これは子安橋から上2線、2区間、下3区間という形でなっているのですが、2年前までかな、上の子安橋から下の3区間のうちの2区間だけはやっていただきました。民俗資料館の前はいまだに改修されていません。

そこで、2つほど質問いたします。

民俗資料館前のそのカーブというのは非常に怖いので、十何年前かに塀に車が突っ込んだという

こともありまして、無散水の工事をしていただいているわけですが、3区間のうち1区間はやっていないということはどういうことなのか、今後どういう方向で村から県のほうに申請していくのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

2つ目は、村のほぼ、全体的には無散水の道路というのは地下水を使っております。地下水を使うということは、やはり2年、3年たってくると目詰まりを起こしたり、錆びてきたり、そういう形で補修をしながら使っていて、最終的にはまた改修という形になるのですが、耐久性や長寿命化を考えたときに、この役場の前の交差点、これは地熱を使って不凍液で道路を融雪している装置です。これは飯綱町の新しい庁舎も地熱を使って暖房に利用しているという形です。不凍液ですのでそんなに錆びることはない、また、長寿命化にはなるのかと思いますが、そういうことを今後検討していくことが必要ではないかと思っておりますので、その辺御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

無散水道路整備についてお答えいたします。

長野県が管理する道路における消雪施設は、県によりますと全体で118か所あり、総延長は49kmで、そのうち散水消雪施設は約15km、無散水消雪施設は約34kmで、特に本村と同様の無散水消雪施設については経年劣化の進行が早く、設置後15年から20年程度で抜本的な補修が必要になる事例が多くなってきており、それぞれの施設において毎年稼働状況を確認し、経年劣化による故障や機能低下の著しい施設については順次更新や補修を進めているとのことであります。

そこで、歴史民俗資料館前の改修計画についてのお尋ねでございますが、県道を管理する須坂建設事務所によりますと、現時点では当該箇所の無散水消雪施設の更新工事の予定はないとのことでありますが、冬期交通を適切に確保するため、部分的な補修工事や機械による除排雪と凍結防止剤散布による路面管理を行っていく旨の回答をいただいております。

そのような回答をいただいておりますが、村といたしましては須坂建設事務所との事業調整会議や県議会の危機管理建設委員会に対しまして、引き続き牧地区の歴史民俗資料館前からの整備延長を始め、堀之内地区から荒井原地区の融雪施設等の更新など、早期着手をしていただくよう強く要望してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、現在の地下水による無散水方式から地熱による無散水融雪施設にしてはどうかのお尋ねでございますが、須坂建設事務所によりますと、近年場所によっては地下水の水位が低下している傾向が見受けられるため、無散水消雪施設の稼働に支障をきたしている部分も認められることから、今後の冬期交通の安全を確保する観点から様々な対策の可能性を排除せずに、最適な方法を検討してまいりたいとの回答をいただいております。

したがって、村といたしましては、引き続き樋沢山田温泉間県道整備促進期成同盟会と連携

を取りながら、施設の整備更新等を強く県へ要望してまいりますほか、本村は山間地特有の積雪の多い地域で、急な坂道や急カーブ、狭隘な箇所が多いことなどから、車のスリップ事故が発生しない道路環境を推進するとともに、須坂建設事務所など関係機関と連携を図りながら除雪体制の強化と冬期における道路交通の確保に万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————黒岩議員。

○7番（黒岩清道議員）

県にそれなりの要望を出していただくということはお願いしたいわけですが、正直なところどれが一番いいのか、実際には不凍液で行う役場の前の交差点のように、新たにやったものに関してどういう形でいけるのか、また、どれくらい寿命があって、最終的に経費的にどちらが得だったのかということも今後考慮しながら、検討していただきながら県のほうにまた、強く進めていただきたいということを要望して、私からの質問は終わりとします。

○議長（西原澄夫議員）

—————3番 滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

通告書に従い、質問させていただきます。

牧地区並びに福井原地区の集落の周りには大きな河川があり、他の地区と往来するには橋がないと生活できません。この地区の周りに多くある橋の中で、今回2つの橋について質問をいたします。

まず1つ目は、牧から奥山田に通じる藤沢橋です。この藤沢橋上流側にある旧藤沢吊橋は、この吊橋は50年ほど前から利用されなくなった橋であります。今はどのような状態になっているかといいますと、夏にはアレチウリがはびこり、とても危険な状態になっています。もし、この橋が一部でも落下し、大雨による濁流などによりまして流木や土砂が堆積し、土石流となって下流に押し寄せた場合、沖渡橋、駒場橋に甚大な被害にならないかととても心配しております。旧藤沢吊橋をどのようにしていくのか、答弁を求めます。

次に、樋沢橋は昭和にできた橋と平成にできた橋2本が樋沢川にかかっています。旧樋沢橋ですが、これも利用されなくなってから28年余りが経過し、老朽化が進んできています。現在は柵が設けられ、通行ができないようになっています。見た目では大して傷んだ箇所もないように見えるわけですが、そのため、緊急に対策を講じる必要もないものと推察はしておりますが、これからの検討は必要というふうに思っております。今年の夏にこの橋周辺に河畔林が繁茂し、その樹木に猿の集団が遊んでおりました。小中学生の登校時間と重なり、危険と思われたため、自分はロケット花火等で追い払いの行為を行いましたけれども、自分とは別の方が役場に通報されたのか、職員の方が同日でありましたけれども、枝払い等を行っていただき、大変うれしく思っております。

樋沢川の河畔林整備は村管理ということですので、樋沢橋周辺の整備対策をどうするのか答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

旧藤沢吊橋及び旧樋沢橋の撤去についてお答えいたします。

道路や橋梁は人の移動や物資の輸送に必要不可欠な社会基盤であり、地域経済の発展や住民生活の向上に大きな役割を果たしておりますことから、高度経済成長期において急激な道路交通需要の増大に伴い、橋梁も含めインフラ整備が進められてまいりました。このうち高度経済成長期に建設された橋梁は、年数の経過とともに老朽化が進んでおりますことから、今後の維持管理費や更新費用の増加が懸念されております。

このような中で老朽化した施設を効率的、効果的に修繕等を行うために、村では平成23年に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、国庫補助金などを活用しながら緊急性や必要性などを総合的に勘案し、計画的に修繕等を進めているところであります。

そこで、旧藤沢吊橋及び旧樋沢橋の撤去についてのお尋ねであります。まず初めに、藤沢吊橋につきましては、奥山田地区と牧地区を結ぶ重要な橋として多くの皆さんに利用されてまいりましたが、この橋梁の形式は木橋であり、架設年次が古く、道路橋示方書で示す基準を満たしていないことなどから、昭和46年に周辺道路網の整備と併せて新たに藤沢橋が架け替えられました。このため、藤沢吊橋は半世紀にわたって使用されてこなかったため、現在では吊ってある金具などが腐食して落橋のおそれがあることなどから、松川の河川管理者であります須坂建設事務所と協議しながら撤去に向けて検討してまいりたいと考えております。

一方、旧樋沢橋につきましては、大型観光バスなどの交通量の増加に伴い、道路線形が急カーブなため、視認性が悪く危険であることから昭和63年に須坂建設事務所において新樋沢橋の工事に着手し、約6年の歳月を経て平成6年3月に樋沢橋の架け替え工事が完成いたしました。このため県では新樋沢橋の完成に伴い、不要となる旧樋沢橋及び旧県道敷を村に無償譲渡されたことから、村では旧樋沢橋を歩道などの人道橋、人の通る橋として管理をしてきたところであります。

しかしながら、旧樋沢橋につきましては、経年劣化とともに使用頻度が減ったことや、長大橋が落橋すると河川断面を阻害するなど、二次的被害に波及するおそれがあることなどから、今後、地元の樋沢山田温泉間県道整備促進期成同盟会や河川管理者の須坂建設事務所の意見等をお聞きしながら、旧樋沢橋の在り方などについて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、樋沢橋周辺の樹木伐採についてのお尋ねであります。現在、樋沢橋周辺の護岸から生えた雑木が大木となって繁茂し、この木を渡って猿が往来しているため、村では本年夏頃に一部の枝

を伐採いたしました。槌沢川の両岸から枝を伝って依然猿の往来が見られることから、槌沢川を管理する須坂建設事務所に雑木の伐採を依頼したところ、須坂建設事務所では子どもたちや歩行者の安全を確保する観点から、年度内に伐採する旨の回答をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

今後とも村では道路、河川のパトロールによる監視とともに、橋梁修繕工事や河川の整備などに併せて、支障木や流出危険木の除去を行うなど、須坂建設事務所など関係機関と連携を図りながら安全で安心な道路環境づくりを推進してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———滝澤議員。

○3番（滝澤 聖議員）

前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

再質問いたします。

内山村長にお尋ねします。平成22年に日本で最も美しい村連合加盟の本村が藤沢橋、藤沢吊橋のような老朽化した橋がそのまま残っていたという状況、また、槌沢橋については槌沢川歩道橋移設工事、また、YOU游ランド工事等行政でのこういう工事が重なっていたというようなことの中で、行政判断が行われていたものというふうに思いますけれども、旧槌沢川の関係についての橋については、県の費用で撤去工事が行われなかったことが非常に残念だなというふうに思っております。今後の対応について、それぞれ担当課長のほうからあったわけですが、これまでのこういうようなことがそのままになっていたというようなことはどのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

橋の再質問についてお答えいたします。

藤沢橋、そして槌沢橋の現状についてです。今までどっちかというそのままないがしろにしてきたと。このことについての考えということになろうかと思えます。

まず、槌沢橋につきましては、過去の経過から村として有効利用、そういうものがないか、そういうふうな経過があります。そういった中でそのまま、何というんですかね、構わんで置いていたのではなくて、状況を見ながらどういうふうな利用ができるか、最初水管橋にすると、こういうふうな利用計画もあったというふうに認識しております。そういったことも、いわゆる時代の変化とともにその必要性がなくなったということもありますので、今後どう対応していかなくてはいけないのか、また違った観点でやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、藤沢橋につきましては、これは先ほど高度経済成長前にできたものでありまして、そういった意味では、いわゆる時代の流れでは奥山田地区と牧地区の皆さんのいわゆる生活道路として有効に利用されていて、そして、交通の発達とともに、あるいは危険だということで、木橋がいわゆる永久橋になったというのが経過だというふうに認識しておりますけれども、その後このままずっとということで、どっちかというとなかなか手がつけられなくて来たということにつきましては、行政として責任を感じておりますので、管理します須坂建設事務所と十分に検討しながら今後進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———滝澤議員。

○3番（滝澤 聖議員）

今の村長さんのお話、とても自分も理解できます。そして、何よりも今お答えの中で樋沢橋の再利用というようなお話もあったわけですが、やはり当時から有効活用しようとして残された橋というふうに思います。先ほどの荒井課長のほうからのお話もありましたとおり、樹木伐採してきれいにするというようなことのお話がありました。やはり、使える橋であれば残しておいて、観光客の方がちょっと車を止めて、そして、昔、樋沢川は赤い川で水がとても悪くて、赤い石だらけだったのですけれども、今はちょうど見るにはいいコケが生えてきたような、そういうような状況になっています。したがって、そんなような高山をよくする、見ていただく方にも喜んでもらえる橋というようなことのほうにもどうか御検討いただいて、今後の対応のほうをお願いしたいというふうに思っています、質問を終わらせていただきます。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

換気、消毒等のための休憩です。

午前11時から再開します。

午前10時49分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

———1番 久保田雄吉議員。

○1番（久保田雄吉議員）

通告に従って質問いたします。

1番、高山村の将来人口について。

私の紫区でも70歳以上のみの世帯は78世帯もあると区長さんから最近お聞きしました。40代、50

代以上で若い人や子どものいない世帯もかなりありそうです。紫区でも子どもが少なくなっていて、今年はどうも焼きの準備に民間の助けもお願いしたようです。

毎月の広報で発表される本村の人口の減少傾向が続いていて、村の将来が不安になり、気になるところであります。不安な将来のことについては、誰しも考えたくも見たくもないというのが正直なところであると思いますが、あえて現実をしっかりと直視して未来を考えることが必要ではないかという観点から質問したいと思います。

1番、新型コロナにより生まれるこの高山村の子どもたちが減少しておりますが、今年生まれた子どもたちが小学校に入学する頃の7年後ですね、その頃の高山小学校の1年生から6年生のクラス構成、つまり各学年のクラスの数はどのようになると現段階で見込まれるのか教えていただきたいと思います。

2番目はまた別にやりたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

ここで質問してください。

○1番（久保田雄吉議員）

2番目も。それではやります。

インターネット上にある高山村の将来人口の予測では、2040年には6,000人を割り込むとされています。インターネットで高山村の人口を検索すると、一緒に群馬県の高山村も出てくるので、それもちょっと見たことがあり、参考までに言いますと、群馬県の高山村は2040年には2,600人を割り込むというふうになっていました。

さて、私はこういう暗い話は嫌いなので、これから希望のある明るい話をしたいと思います。

この村に移住してこられた方から数年前に私が直接聞いた話なんですけれども、その方は東京出身の方で、東京から長野県に引っ越してきたい、環境のいい長野県に住みたいということで、それには長野県で一番いい場所に住んでやるんだということで、長野県の南の端から北の端までくまなく調べて回られたということをお聞きしました。全部調べるのに2年間の月日がかかったそうです。実際に現地に行って住んでみて、その環境を体験し、そこに住んでいる人の気質、人情まで調べて、自分の足と目で納得するまで調査したというお話でした。そして、移住する候補地を順に絞り込んでいって、最後に2つの候補地が残ったそうです。1つは白馬村です。そして、もう1つです。どこでしょう。ここ高山村です。2つのうちどちらに移住しようかということになり、最後に奥様がこの高山村を選んでくださいました。つまり、長野県に移住するにはこの高山村が一番いいところということになったのです。人気のある軽井沢町や小布施町、長野市や安曇野市ではなくて、この高山村が移住先に選ばれたんです。

私は高山村が選ばれたという話を聞いて、そうなんだと思いうれしくなりましたが、同時に本当にそうなのかなとも思っていました。でも、この夏に視察で議員の皆さんと一緒に長野市の隣の飯

綱町に行ってみて、本当にそうなんだと確信するに至りました。

飯綱町は2005年に牟礼村、三水村が合併して発足しています。そして、この飯綱町も善光寺平にある自治体だと言われています。でも、飯綱町からは長野市街を直接見通すことはできないんです。この村より人口がはるかに多い飯綱町の視察で、立派な施設をいろいろ見せていただき、帰りは夕方になりました。夕暮れの飯綱町からの帰り道、高山村に近づくにつれて善光寺平の夜景が目の前いっぱい広がってきて、明るい縁日のように光り輝いているではありませんか。薄暗い飯綱町に対して善光寺平はこうこうと明るく輝いているんです。同じ自治体、同じ善光寺平にある自治体なのにこうも違うのかと驚きました。私たちがふだん当たり前のように目の前に見ている善光寺平の夜景はここでしか見ることができない、特別な夜景だったのです。

私は半年に一度長野の病院へ通っています。私の主治医は県外出身で、新しく家を建てる用地を探すために不動産屋に行ったら、高山村がいいと勧められたと言っていました。やはり、プロの不動産屋の目で見ても住むなら高山村の立地条件がすばらしいということになっているようです。

でも、実際には高山村はなかなか選ばれません。なぜでしょうか。その答えは、この村の私たちにあります。ここにいる皆さんにお聞きしたいと思います。長野県で一番いいところに住んでいると思っただけですか。皆さん、本当に一番いい村に住んでいると思っただけですか。全国に自慢できる長野県で一番いいところに住んでいるようなのに、残念ながら私たちには一番いいところに住んでいるという自覚も実感もないようなのです。

話は変わりますが、この間ラジオ放送を聞いていたら、タレントの峰竜太さんが子どもの頃学校へ行くのに山を越えて通っていたという話をしていました。長野県にはそんな大変な山奥の村がたくさんあります。そして、長野県に77ある市町村の中で山という漢字がついているのは、飯山市、山ノ内町、山形村、高山村の4つだけです。名前の印象だけから考えてみれば、高い山の村のこの村が長野県内でも一番山奥にある不便で貧しい過疎の村の代表のように思われてしまっているのではないのでしょうか。格好悪いこと、この上ないではありませんか。子どもたちがこの村の中にいるときは、まだ気がつきません。でも、一步高山村の外へ行ったとき、格好悪い山奥にある村の出身というような残念な思いを強いられてしまうこととなります。格好悪い村に若者が喜んで帰って来るのでしょうか。人口が減るのも当然のことでしょう。

しかし、実際はこの村は山を越えて通うほどの大変な山奥の村ではないし、千曲川で分断されていなければこの村も大長野市というほど恵まれた好立地条件です。実際にこの村の歴史をたどっても、高井や山田はずっと平野の村でした。日滝原、福井原、蕨平、そしてお米がいっぱい取れるぞと自慢しているような千石というすばらしい地名があって、私たちの先祖はここはいいところなんだよ、豊かな村なんだよと言ってくれています。決して高い山の村とは言っていなかったのです。

この村の人口減少を食い止めるためには、昔のように格好いい、平野の村に変身する必要がある

と思いますがどうでしょうか。私はこの村の過去の歴史にあった高井野村に変えたらいいのではないかと思います、提案いたします。

ここでちょっと話は変わりますが、先日11月26日土曜日午後7時30分からNHKの番組、ブラタモリで安曇野の魅力を放送していました。安曇野市は5つの市町村が合併して発足しており、まだ、合併して間もない当初から全国に知られる確固としたブランドイメージを確立しています。本当にうらやましい限りです。歴史的には南安曇郡、北安曇郡があって、そして現在の安曇野市です。ここも上高井郡、下高井郡の歴史があり、その高井郡の名前の元である高井のあるこの村は、今では長野県内でも影の薄い山の村になってしまっています。残念ではありませんか。そして、村民は須坂市や長野市に行っても自信を持って高山村を自慢することができません。また、須坂市、長野市などの近隣の人たちからも同じ善光寺平にある自治体とすら思われていないみたいです。私が高山村も善光寺平なんだよと言うと、うっそーと言われてしまうほどです。県内には長野、中野、豊野、安曇野などがあり、全国的には富良野、津和野、嬉野、あきる野、つくし野、ふじみ野など数え切れないほど野原の野という漢字のついた地名があり、イメージもいいようです。この村も野という字がつく地名に変えることが村の発展につながるのではないのでしょうか。

世の中には存亡の危機をチャンスに変えて発展している企業がたくさんあると聞いたことがあります。この村も人口の減少の危機を村の名前を変えるいい機会と考えることで、将来の発展のチャンスに変えることができるのではないのでしょうか。

もし、この村が本当に山の村だったら平野の村に転換するためには山を幾つか動かすという地球の大改造工事が必要で、それには何百億円、何千億円かかるか分かりませんし、大体動かした大きな山を置く場所も見つけなければなりません。つまり、そんなことは不可能なことです。でも、この村は高山村という山の村ののれんを平野の村ののれんにかけて替えるだけでいいんです。ただ、1枚ののれんをかけた替えるだけで明日からは平野の村になってしまうのです。

○議長（西原澄夫議員）

久保田議員に申し上げます。前置きはそのぐらいにして、質問に移ってください。

○1番（久保田雄吉議員）

そして、今がそのいいチャンスのときではないのでしょうか。私は中学生議会の皆さんが、村の名前を変えてほしいと2回も要望を出してくれているという点に着目すべきであると思います。中学生議会が村を変えるということで、マスコミに大きく取り上げられて全国的なニュースになり、宣伝効果も抜群でしょう。また、これまで全国には村が名前を変えたなんていう前例もないというふうに聞いていますので、これも話題になり、歴史に残るはずではないのでしょうか。

そして、長野県民は誰でも上高井郡、下高井郡は知っていると思われるので、高井野村に変えれば県内の認知度もすぐに、劇的に上がると思います。イメージ上のこの村の標高は高い山の村ということで、きっと1,000m以上もある村だと思われるのと想像されますが、名前を高井野に変えれ

ば、半分以下の現状の500m程度にはなるのでしょうか。そして、長野市民が感じているらしい高山村との距離感、高山村はきっと遠いところにあるというふうに思われているらしいわけです。何しろ、高い山の村ですからそんなに近いところにあるはずはないというふうに考えていると思います。これも名前を変えれば10kmぐらいはぐっと縮まるのではないのでしょうか。

また、旅行雑誌で取り上げてもらう場合も、小布施、高井野特集という見出しが可能となります。今までは小布施、高山特集というのは飛騨の高山とかぶるので、ちょっと困難であったと思いますが、可能になるはずです。集客力が向上し、この村にも、もっともっと観光客が押し寄せてくるでしょう。現在の小布施スマートインターも小布施高井野スマートインターへの変更の実現も可能かもしれません。知名度が向上し、高井野が全国ブランドとなることも夢ではないでしょう。知名度アップと人気の増大により、ふるさと納税も、もっともっと増えるのではないのでしょうか。

そして、私たち村民も、もっともっと自信を持って生活ができるようになると思います。そして、格好悪い村をやめておしゃれな村に変身すれば、お嫁さんが来る、お婿さんが来る、子どもが増える、離婚だって減るかもしれないと思います。この村への移住希望者もたくさん増えるかもしれません。そして、高井野ブランドが定着すれば、家の前でりんごやぶどうの直売ができるかもしれません。小布施町のように村の中に観光客があふれることも夢ではないでしょう。村外へ行っても村のよさを宣伝、自慢できるようになります。遠くの私たちの親戚も改めて高山村を見直してくれるでしょう。

見晴らしのいい水中地区、久保地区、赤和地区、坪井地区が高級住宅地に変身するかもしれません。奥山田地区は温泉も近く、自然環境がすばらしく、夏の朝に消毒のSSの騒音が全くないので、高級別荘地になれるはずです。荻久保なら東京の荻窪と親戚付き合いができるかもしれないではありませんか。企業進出が増えて、サテライトオフィスができるということもあると思います。そして、ふるさと納税が大幅に増えれば、山田牧場までの観光ゴンドラリフトをつくってしまおうという壮大な夢も実現が可能かもしれません。また、私たちが権堂へ飲みに行っても、高井野から来たよと胸を張って言えるようになるでしょう。子どもたちの教育環境を悪化させないためにも、大胆に一步を踏み出すときではないのでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

久保田議員、もういいかげんにしてください。質問してください、質問。

○1番（久保田雄吉議員）

小布施町の友人が小布施も50年前はそれほど有名ではなかったと言っていました。この村も50年後、100年後の繁栄のために生まれ変わろうではありませんか。

遠くのウクライナでは命をかけて国を防衛しています。私たちはのれんを平野の村にかけ替える、それだけでいいんです。簡単ではありませんか。

私の提案は、村の名前を高井野村に変えたらどうかという村の根幹にかかわることです。

高山村の村政の重責を担っておられる村長がそう簡単に変えるとか変えないとか言えることではありません。私は何とか検討してもらえたらという立場で質問させていただいているので、あえてこの場での村長の答弁は求めません。

人口減少対策の一つとして真剣に検討してくださるようお願いものです。

以上です。

○議 長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

午前11時25分 休 憩

午前11時28分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

———内山村長。

○村 長（内山信行）

高山村の将来人口のみについてお答えいたします。

広報たかやまで毎月公表している住民基本台帳によりますと、本年11月1日現在の人口は6,650人で1年前と比較して97人、1.4%、そして、5年前と比較しますと543人、7.5%の減少となっており、長期的な人口減少が続いております。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に発表した日本の将来推計人口をベースにシミュレーションした本村の将来人口は、令和22年に5,764人、令和42年には4,800人になると推計され、この状況が続きますと地域コミュニティーの存続が危惧される事態となっています。

この状況を受け、村では第二期高山村総合戦略を策定し、子育て施策や移住施策などの充実を図り、人口減少を抑制し、活力ある地域を創造するため、鋭意努力しているところであります。

そこで、小学校のクラス数についてのお尋ねでございますが、本年10月時点の状況によると、7年後の令和11年度には1年生から5年生までが学年1クラス、6年生は学年2クラスになると推測されます。

○議 長（西原澄夫議員）

———久保田議員。

○1 番（久保田雄吉議員）

ありがとうございます。

私はもっと多くクラス数が残るかなと、例えば高学年はもっと、2クラスとか3クラスとか残るのではないかと、そういうふうに思っておりましたが、今お聞きした数字は遥にそれを上回るもので、びっくりいたしました。本当にこの村はどんどん縮んでいくんだなという、そういう実感であ

ります。

それでは、次に2番目、アンケート調査の実施をしてはどうかということで質問いたします。

9月議会では、私はこの村は山の村あるいは山奥の村というマイナスイメージがあるのではないかとこの観点から質問いたしましたが、これに対してわざわざ私のところへ村民の方が出向いてこられまして、今は高山村、高山という名前は嫌だと思っている若者がたくさんいるのに、村長答弁に対する追加答弁、追加質問もしていないのではないかと。質問が全く足りないというお叱りの声をいただきました。また、別のある方からはこれでは相変わらず山のほうから来ましたと言わなければならない、がっかりだという声も聞きました。そして、別の方からはアンケート調査などをやるべきではないかという意見もあり、このことについてお伺いしたいと思います。

村民はこの村のイメージをどう考えているのか。この村をよその人に説明するとき、そして、村外の人に紹介するときには相手の人にどのように話しているのか、あるいは高山村は長野、須坂、小布施などの近隣の市町村の人からは一体どのようなイメージの村とされているのか。そして、高山村も同じ善光寺平にある自治体だと認識されているのか、あるいは村外に住んでいるこの村の出身者を対象として高山村に対する思いやイメージはどうなのか。高山村を、そして、高山村を知らない人に胸を張って長野県の高山村の出身と言えるのかなどについて、現状分析に役立つ本格的なアンケート調査の実施をしてはどうかというふうに思います。中学生議会の皆さんもアンケート調査をしてくれています。村の力を使えば、もっと根本的な、抜本的なアンケート調査ができるのではないかと思います、そういうアンケート調査ができないかということで質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

アンケート調査の実施についてお答えいたします。

9月定例会において議員御質問の村の名前の改名についての際に答弁を申し上げましたので、省略させていただきますが、私は高山村という名称についてこの村を形づくった先人の皆様が幾多にもわたる協議等を重ねた末に誕生した村名でありますので、誇りを持っております。また、誇りを持たなければならないと考えております。また、私の務めは本村の魅力を村内外に発信し、認知度の向上に努め、高山村を次世代に引き継いでいくことであるとも申し上げたところであります。このため、村として村名に関するアンケート調査を実施する考えはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———久保田議員。

○1番（久保田雄吉議員）

ありがとうございました。残念だという一言に尽きると思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。本休憩に入ります。

会議は午後1時から再開したいと思います。御苦労さまでした。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 4番 梨本 進議員。

○4番（梨本 進議員）

通告に従いまして、質問いたします。

質問事項1ですが、移住・定住に繋げる「空き家」の有効活用についてお尋ねします。

さきの新聞報道に移住相談、信州が7年連続トップで、長野県は1万7,443件で、前年度より2割ほど増加したとなっており、高山村への移住に関心がある人も年々増えているのではと思います。本村においても、移住・定住の促進策を様々企画して実施されるとともに、村ホームページの情報発信も充実してきていると思います。本村への移住を希望される方は、魅力ある移住先として、豊かな自然や子育て環境、また、就労の場や空き家バンクなどの土地建物情報、それらをセットで事前に調査検討しています。

しかしながら、本村では、移住の準備段階としてのお試し住宅や賃貸住宅の物件数が足りていないのと、空き家バンク登録の物件数も少ないのが現状です。

そこで、村営住宅などに長期間入居されている方への住宅あっせんや、移住希望の方へのお試し住宅の確保のために空き家バンク登録の拡大を図り、特に賃貸できる物件を多く確保して提供することが必要と思います。

また、地域の深刻な問題となっている放置された空き家は、建物の老朽化による倒壊やごみの放棄、また、伸び放題の雑草による衛生環境の悪化など、近隣への迷惑と景観的にも好ましくない状況が見受けられます。空き家を有効に活用するためには、早い段階から適正に維持管理された優良な空き家を提供することも定住につなげていける方策でもあると思います。

そこで、細部についてお聞きします。

移住希望者の窓口相談での内容はどのようなことが多いのでしょうか。子どもの通園、通学環境や親の就労の場、求人情報などに関心があると思いますが、関連した情報の提供はされているかお聞かせください。

次に、村営の賃貸住宅は、地域優良住宅、一般村営住宅、若者定住促進住宅、新規就農住宅とし

て40棟ありますが、現在は満室の状況ではないかと思えます。5年以上から10年超の長期間入居されている方への住宅購入などの動きはあるのでしょうか、お聞かせください。

次に、一昨日も空き家相談会が開催されています。これまでの空き家セミナーでの相談内容や利活用の考えはどのようなか。売り物件や貸し物件のためにも、草刈りや定期巡回報告などの空き家管理サービスの利用を進めたらどうでしょうか。また、特定空き家に認定されるような物件で、解体除去の予定はあるかお聞きします。

次に、現在、村内の空き家は100件程度とのことで、空き家バンク登録の売却物件が10件、民間不動産業者の中古住宅売却物件が5件から10件前後と思えますが、賃貸物件はアパート等含めてほぼゼロ件と思えます。民間の不動産情報は共有されているのでしょうか、お聞きします。

空き家は、個人の財産であり、相続や譲渡など複雑な事情もあります。また、移住も生活様式や移住目的の違いがあり、それぞれ簡単には成果に結びつかないと思えますが、今後の具体的な施策は何かお聞かせください。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井定住支援室長。

○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）

通告に従い、移住・定住に繋げる「空き家」の有効活用についてお答えいたします。

村では、人口減少に伴い増え続ける空き家の解消や住環境の整備、移住及び定住促進による地域の活性化を図るため、平成28年に空き家バンク登録制度を創設し、空き家の利活用を推進しているところであります。

そのような中で、空き家バンクの登録件数につきましては、令和3年度末で売買物件が6件と賃貸物件2件の合わせて8件でありましたが、令和4年度に入って新たに売買物件は8件、賃貸物件は1件の合わせて9件が登録されたことにより、全部で17件の登録となりました。このうち成約された件数は売買、賃貸物件ともに3件ずつありましたので、合わせて6件成約となりましたことから、11月末時点における登録件数は、売買物件のみの11件であります。

特にここ数年の成約状況を見ますと、賃貸物件は売買物件に比べて登録から1か月から2か月程度で取引されるケースが多いことから、結果として賃貸物件が増えていけないため、移住を希望される皆さんの御要望に対応しかねている状況であります。

そこで、まず初めに、移住希望者の問合せ状況についてのお尋ねでございますが、移住に関する問合せにつきましては、毎月1件から2件程度あり、その中には就労や通学などに関する相談も含まれますが、相談の多くは、住む場所となる住宅があるかどうかとの問合せが主であります。

そのような中で、以前から議員各位に御指摘をいただいております賃貸物件が不足していることにつきましては、登録件数を増やすために村内不動産事業者との情報共有や個別折衝のほか、空き家所有者に向けた啓発用パンフレットを作成するなどして、さらなる啓発に努めているところでござ

ございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、村営住宅を長期間利用されている方への住宅の新築や中古住宅購入の勧誘についてのお尋ねでございますが、村では、人口増加対策の一環として、若い皆さんの定住促進を図るために、若者定住促進住宅を始め、子育てされている皆さんや、U・J・Iターンの皆さんなどを対象に、国の交付金を活用した地域優良賃貸住宅などをこれまでに38棟、40戸を整備してまいりました。

そのような中で、地域優良賃貸住宅等の村営住宅は、建設当初から入居期間を設けておらず、若者定住促進住宅のみ、40歳以下の若者世帯に対し、村内での住宅建築を促すため、貸付期間を5年以内としていたところであります。

しかし、村内において住宅建築の予定を計画できずに転出される方もおられましたことから、平成29年1月1日からは、若者定住促進住宅におきましても、若者が安心して村で生活していただけるよう、一般の村営住宅と同様に入居期間を設けないことといたしました。

したがいまして、村営住宅を利用されている皆さんに対しまして、住宅の新築や中古住宅の購入を勧めることは、これまでと同様に考えておりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、空き家セミナー参加者の相談内容や空き家の利活用の考え方についてのお尋ねでございますが、昨年、村では初めて空き家に関わるセミナーや個別相談会を実施したところ、参加された皆さんからは大変好評をいただきましたことから、今年度は8月と12月の2回、長野県司法書士会から講師を派遣していただき、セミナー等を開催したところであります。

このうち参加者からの相談といたしましては、相続に関する手続きや空き家の処分方法などの相談が最も多くあったほか、このセミナーの開催によって、現在、1件の方が空き家バンクの登録に向けて検討していただいているところであります。

また、定期的な巡回報告など維持管理業者との連携につきましては、現在、空き家バンクに登録された物件の定期巡回は、定住支援室の職員が必要に応じて行うこととしておりますが、空き家の維持管理は、たとえ空き家バンクに登録された物件であっても、成約に至るまで所有者が責任を持って管理することとされております。そのようなことから、空き家の草刈りや除雪などは管理者が行うこととなりますが、仮に所有者が県外等におられて管理できない場合は、これまでもシルバー人材センター等を紹介し、対応していただいておりますことから、今後とも空き家の適切な維持管理の啓発活動に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、民間の不動産情報の共有についてのお尋ねでございますが、村では、民間不動産事業者が行っている中古住宅などの売却物件に関する情報を共有させていただくことは行っておりませんが、自治体によっては、ホームページに不動産の情報をリンクさせているケースも見受けられますことから、今後、村にとって有益となるようであれば、その対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の具体的な施策についてのお尋ねでございますが、村では、今年度、高山村空家等対

策協議会の御意見等を伺った上で、「高山村空き家等対策計画」を策定したところであります。この計画は、年々増加傾向にある空き家の対策について、空き家の予防と適正管理や中古住宅としての空き家の利活用のほか、再利用が不可能な危険家屋の除去の3点を取り組むこととして方針を示しております。

この計画の策定によって、今後、空き家の利活用につきましては、国の「空き家対策総合支援事業」の補助制度を活用することができますことから、現在、県とも相談させていただく中で、来年度に向けて事業内容を検討しているところでございます。

したがって、今後も人口減少が進み、空き家の増加が予想されますことから、引き続き空き家の適正管理とともに助成事業の充実を図り、空き家の有効活用と若者世帯の定住促進に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問させていただきます。

移住・定住を希望される方に売れる空き家、賃貸できる空き家をより多く提供できたらとの思いで質問しております。増え続ける空き家問題も、複雑で大変困難であることも承知しております。地域を見渡しても、高齢の親御さんは御存命だが、施設などに入っており、長らく空き家になっているなど、持家が空き家になるケースが見受けられます。実家が空き家になる、そんな寂しい現実があります。家が古くならないうちに活用できないだろうかと思うばかりです。

空き家は、今まで住まれていた方が死亡し、親族が相続するときに最も発生しやすいと言われております。親がまだ元気なうちに、家族や子どもに不動産管理を託す家族信託の制度や、相続した家屋を売却した際の減税特例措置の利用など、それらの周知と説明を継続していくことが重要なことかと思っております。

以前、2020年6月より、空き家について広報たかやまでシリーズ空き家対策特集、ひとつではない「空き家問題」が掲載されております。大変、内容が分かりやすくよかったかと思っております。再度、これからの制度、先ほどおっしゃられました支援の補助金等の、そういうような説明も加えて、再度継続的に周知することが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———荒井定住支援室長。

○定住支援室長（建設水道課長）（荒井孝浩）

ただいまは空き家になる前に、古く、廃屋化する前に手だてをしていくべきではないかというような御提案をいただきまして、誠にありがとうございます。

確かに、本当に住める状態でなくなってからバンク登録されて改装して住んでいただくよりも、

少しでも住まない期間が短いうちに次の方にお使いいただく。そのほうが有効であるということは承知させていただいているところではございます。そのところが一番難しいところではございまして、その所有者の御家族のほうでも、どうしていったらいいのか、他人に渡していいのか、自分たちで使うのかという部分について検討されて、結論が出ないでいるお宅も結構あるのではないかとこのように考えているところでございます。

そのあたりにつきましては、区長さんと相談させていただきながら、村内の状況を把握する中で検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点、広報の関係でございます。

議員おっしゃられましたように、本当に現在、空き家を所有されている方、またはこれから空き家になるであろうという御家族の方、その皆さんに向けましても、できるだけ啓発なり、考えていただく機会を与えさせていただきたいなというふうに思いますので、議員おっしゃられましたものについて、今後進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

大変空き家問題は難しい。一調単に進んでいかないことと思いますが、いろんな知恵を出し合っていきたいと。またぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、質問事項2、地域文化の振興についてお伺いします。

長引くコロナ禍で人とのつながりは薄れ、引き籠もりがちで元気がない生活が続いています。自粛や抑圧された生活から地域社会を活性化させるためには、文化の力が必要ではないでしょうか。

文化芸術活動は、地域経済を活性化させる効果があり、また、伝統芸能や地域の祭り、歴史的建造物などの伝統文化は、魅力ある観光資源としても重要とされています。地域に根差した文化芸術活動は、地域の仲間との連帯感を強め、元気ある地域づくりの重要な役目となるでしょう。

また、子どもたちに豊かな感性を育んでもらうためには、本物の文化芸術に触れ、感動や刺激を体験させることも重要であり、高山村の特色ある地域づくり、個性ある地域と人づくりのために地域文化の振興を図ることが重要だと思います。

これから細部について質問しながら、そのお考えをお聞きします。

まず、10月29、30日に開催された高山村文化祭では、多くの村民、クラブの方々の力作が展示され、発表されておりました。公民館の各室や廊下、それにつながる役場庁舎の廊下や防災会議室などに展示場を設けておりましたが、文化協会や関係者の方々には、2日間のための準備、片づけは大変御苦労だなと感じました。そして、村の文化の祭典の会場としては、残念ながら寂しく感じました。

日々、文化活動に取り組む皆さんの力作を常時展示できるギャラリーホールやイベントホールな

どがあれば、一層の意欲も出て、活発な活動となるのではと思います。一茶館や公民館、村民ホールなどの改修で発表の場を設置、提供できないものかどうかお聞きします。

次に、伝統文化財として、各地区の獅子舞や牧地区や天神原地区に古くから伝わる獅子狂言は、特に演目に特色があり、大変貴重な無形文化財と言われています。現在は、担い手不足で消滅の危機にある各地の郷土芸能の保存・継承についてどう考えるかお聞きします。

3番目として、今日の文化芸術の鑑賞は、都市周辺部に集中している現状がありますが、地域の子どもたちにも日頃味わえないミュージカルや演劇、オーケストラ演奏や古典芸能など、上質な文化芸術鑑賞を学校教育に積極的に取り入れ活用することは、豊かな感性を磨き、個性豊かな自己形成のためにも必要なことと考えます。

以上、村内文化芸術活動への支援策や観光資源にもなる伝統文化財の保存・継承問題、そして、子どもたちの文化芸術活動への参加と学校教育での活用など、地域社会を活性化させるための地域文化の振興について、そのお考えをお聞かせください。

○議 長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

地域文化の振興についてお答えいたします。

いまだに新型コロナウイルスの感染拡大が断続的に続いており、長野県においては医療非常事態宣言が出され、長野圏域では感染警戒レベルの基準が見直されたことにより、現在、最大警戒のレベル5となっておりますことから、村民の皆さんには、感染拡大防止のさらなる徹底をお願いしているところであります。

そのような中、公民館の生涯学習講座を始め、スポーツイベントや文化芸術活動など、感染状況を注視しながら、できる限り行事の中止や活動が停滞しないよう、感染防止対策を講じた上でできる範囲で取り組んでいるところであります。

そうした中で、去る10月29日から30日にかけて、2日間にわたり、高山村公民館において、3年ぶりに村主催の第27回高山村文化祭を開催させていただきました。当日は、日頃取り組んでこられた成果として、作品の展示や舞台発表、行政に関する展示など、多くの作品が飾られるとともに、来場された皆さんの目を楽しませていただきました。

そこで、まず初めに、作品が常時展示できるギャラリーやイベントホールなどの場所についてのお尋ねであります。以前から一茶ゆかりの里一茶館では、入り口ホールにおいて、村内で文化芸術に関わる創作活動に取り組まれている皆さんの作品展示や俳句展を行っております。一方、公民館におきましては、過日、文化祭で出品された作品や史談会の研究成果などを現在、図書室の利用者や会議等で来館された皆さんに御覧いただけるよう、作品の入替えをしながら限られたスペースの中で展示しております。

さらに、役場村民ホールにつきましては、現在、施設の改修を進めているところでありますが、これまでも役場を訪れる皆さんに御覧いただけるよう、小中学生の防犯ポスターなどの展示や中学生の総合的な学習の活動発表など、機会を捉えてパネルを活用するなどの工夫をしながら展示を行っております。

なお、これらの展示スペースは、人が移動する動線と重なっていることから、多少配慮する必要がありますが、展示する企画内容や目的などによっては、多様な形態や方法で展示できるメリットがありますので、今後とも研究しながら、議員御提案の施設を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、担い手不足で消滅の危機にある郷土芸能の継承についてのお尋ねであります。現在、村内には17地区で19の神楽が継承されております。これらの継承されている神楽は、平成17年に発行した村誌によりますと、江戸時代より庶民性のある伝統芸能として古くから親しまれ、特に牧地区や天神原地区の獅子狂言は、獅子神楽と異なって獅子が芝居の主人公となり、演芸性を高め、物語を獅子踊り化したもので、明治時代の初期から伝承されております。

さらに、村誌の中で、当時の若者は祭礼という晴れの舞台で地域の人々の前で誇りを持って披露できるよう稽古を重ねるとともに、次世代へと継承し、地域の人たちもその成果を期待し、地域ぐるみで支援してきたと言われておりますほか、このようなことが地域の芸能を継承、発展させる原動力となっていると考察されております。

そのような中で、現在では就業形態の変化や少子高齢化の進展などによって若い世代が減少し、これまでと同様の方法では神楽を継承していく組織の存続が難しくなってきていると言われております。

このため、地域によっては、年齢や性別にこだわらない組織づくりをするなどして、伝統芸能である神楽の継承に尽力されております。

村といたしましては、古くから各地に伝わる神楽を伝統芸能として広く村民の皆様にご存知いただき、御理解いただくことが必要と考えておりますことから、次世代へ継承することができるよう、平成23年度から24年度にかけて、村内19の神楽の収録を行い、村民チャンネルを通じて放映等を行ってきたところであります。

また、神楽を始め後世に残すべき村の伝統芸能や貴重な文化財の保護は、村の責務でもありますことから、機会を捉えて地域の皆さんと対話を通して主体的に考え、継続していただけるよう支援してまいりたいと考えております。

したがって、地域の文化財は、その地域の固有のものでありますことから、課題を共有させていただきながら、関係の皆様とともに知恵を出し合い、次世代へ伝承していけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ミュージカルや演劇、オーケストラの演奏や古典芸能など、文化芸術を学校教育に活用し

ていくことについてのお尋ねであります。以前、小学校におきましては、修学旅行の日程の中でミュージカル鑑賞を行っていた時期があったとお聞きしておりますが、現在では毎年6月頃に人形劇や演劇鑑賞と音楽鑑賞を毎年交互に開催することとして、学校活動の年間計画の中に組み込んでおり、中学校におきましては、専門に活動している吹奏楽団やアンサンブルグループによる生演奏、合唱団による歌声などの音楽鑑賞が隔年で開催しております。

そのような中で、本年は小学校3年生から6年生、さらには中学生も含め、佐渡を拠点に活動されている太鼓芸能集団による太鼓の演奏を高山中学校体育館において鑑賞いたしました。

したがって、地域文化など本物に触れる機会を確保することは、情操教育の視点だけでなく、各年代に応じた様々な実体験や感動など、五感を通して個々の感性を磨き、豊かな心を育み、生きる力を培うためにも大変重要と考えており、今後も学校教育活動として計画的に実施していくよう努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問させていただきます。

これからの地域文化の活性には、広く子どもたちに参加を求め、一緒につくり出していくことが重要で、特に伝統芸能の保存・継承は、子どもたちに参加をしてもらうことにより地域に活気が生まれてくるのではと思います。差し迫っている中学部活動の地域移行の受皿のためにも、文化芸術活動への理解と支援が必要と思います。改めて、そこら辺のお考えをお聞きします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

ただいま再質問いただきました地域文化を活性化させていくためにも子どもたちの参加等、一緒に盛り上げ、また今後、考えられております部活動の地域移行等に絡めてもどのように考えていくのかというところがございます。

先ほどの答弁の中でもお話しさせていただきましたが、村が独自に何かをとというところのまず前に、やはり地域の皆様との対話、ここは大変重要と考えております。皆さんとの対話を通して主体的に継続していただける、その上で何が村で支援していくことができるのか、そこを一緒になって考えていければというふうに考えております。また今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（西原澄夫議員）

—————梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

ありがとうございます。

ぜひ文化の盛り上がりということを、この機運を高めていただくよう行政のほうでもまた発信をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、3番目の質問事項に入ります。

通学路に防犯カメラの設置要望についてでお伺いします。

先頃、児童の保護者の方から、きらめきポストへの投稿の相談がありました。子どもさんが下校時に信号機付近で軽トラックから落下したコンテナが足に当たった事例と、その下の県道T字路交差点の横断歩道を友人と渡っている途中、左折してきた軽トラックに当てられそうになったとの子どもさんの話があり、安全な通学路を確保することと犯罪抑止や運転者への抑止のために、通学路に防犯カメラの設置を要望する内容でした。きらめきポストには、保護者の方のお気持ちをそのままに投稿されたと思います。

さて、児童生徒数の減少もあって、少人数や1人での下校が多くなっている現状があります。通学路の見守りや地域の治安をよくするためにも、防犯カメラの役割は大きいと思います。しかし一方では、プライバシー侵害の問題なども指摘され、設置基準や運用規則、条例策定など、慎重な運用も求められています。

地域住民や保護者、学校、警察、行政など関係者が早期に協議を開始して通学路の防犯カメラ設置の検討をすべきではないかと考えます。

そこで、詳細についてお聞きします。

過去にも防犯カメラの設置要望があったとの話ですが、その内容や経過はどうだったでしょうか。

2番目、最近の不審者情報や子どもへの危険な交通事故などの報告はありますか。

3番目、近隣他市町村の通学路への防犯カメラ設置状況はどのようでありましょうか。

以上、本村の通学路に防犯カメラ設置の必要性和計画はどのように考えているかお聞かせください。

○議長（西原澄夫議員）

———西原住民税務課長。

○住民税務課長（会計管理者）（西原一美）

通告に従いまして、通学路に防犯カメラを設置することについてお答えいたします。

近年、全国的に子どもたちの登下校時において痛ましい交通死亡事故が発生する中、警察庁がまとめた平成28年から令和2年までの5年間の小学生の歩行中における交通事故の発生状況を見ますと、全国では908人が交通事故によって死亡、もしくは重傷を負い、このうち約3割が登下校中に巻き込まれた交通事故であると言われております。

そのような中で、昨年12月には千葉県八街市で下校中の児童の列に飲酒運転をしたトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという大変悲惨な事故が発生したことは記憶に新しいところでありま

す。

特に近年では、高齢者が車のブレーキとアクセルを間違えて歩道に突っ込み、歩行者が巻き込まれるといった事故が後を絶たないことから、子どもたちが安心して通学ができる交通安全への取組が一層重要となっております。

そこで、過去の防犯カメラの設置に関する要望の内容等についてのお尋ねであります。現在、防犯カメラが設置してある公共施設のうち、わらび温泉及びYOU游ランドにつきましては、平成25年に、当時、駐車場において相次いで車上狙いの被害が発生したことから、利用者の皆さんなどからの御要望に基づいて、駐車場に防犯カメラを設置したほか、観光協会のある観光情報センター「スパイン」の駐車場については、車の接触事故や盗難のおそれがあるなどとして、大湯の利用者などの皆さんの御要望により、令和2年に設置しております。このほか施設以外で、平成31年3月には沖渡橋の通学路において不審者が出たことから、保護者や学校の要望に沿って防犯カメラを設置したところであります。

また、先月には、小学生の親御さんからきらめきポストを通じて、旧亀原商店下の横断歩道の付近で子どもさんが横断しようとした際、車両が停止しなかったために怖い思いをしたことから、防犯カメラを設置してほしい旨の御要望をいただいたところであり、この事案以外には防犯カメラの設置要望はございません。

次に、最近の通学路や公園の不審者情報、危険な交通事案の報告についてのお尋ねであります。不審者情報につきましては、先ほど申しあげました平成31年3月の沖渡橋周辺での情報を最後に、これまでのところ発生事案の情報はございません。

一方、危険な交通事案につきましては、先ほど申しあげました旧亀原商店下における危険と思われる運転の事案1件がございますが、これ以外で小学生が車道に飛び出して事故に遭ったケースは、平成30年と令和元年にそれぞれ1件ずつ報告をいただいております。

次に、近隣市町村での通学路の防犯カメラの設置状況についてのお尋ねであります。本村を除く長野地域振興局管内の8市町村にカメラの設置状況をお聞きしたところ、最も人口の多い長野市では6か所、次いで須坂市は5か所、飯綱町は3か所で、残りの5市町村ではカメラを設置していないとの回答でございました。

次に、本村の防犯カメラ設置の必要性と計画についてのお尋ねであります。通学路などに防犯カメラを設置している自治体の多くは、不審者情報による場所や通学路において、観光客が多い場所に設置するケースがほとんどで、いわゆる犯罪を抑止する効果を期待して設置されたものでございます。

しかしながら、防犯カメラとプライバシーの関係は相反するものがあり、村では平成25年に「高山村防犯カメラ設置要綱」を制定し、防犯カメラを設置する際には、設置場所における周辺住民を含む皆さんのプライバシーに配慮するとともに、それぞれ防犯カメラの必要性を十分検討した上で、

設置箇所ごとに効果が上がるよう極力最小限の台数にとどめているところであります。

そのようなことから、交通安全に係る防犯カメラの設置につきましては、須坂警察署や交通安全協会を始め、学校関係者などと慎重に検討してまいりますとともに、引き続き交通事故や犯罪のない安全・安心な村づくりに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

再質問させていただきます。

きらめきポストへの投稿は、防犯カメラ設置要望と通学路の安全確保の訴えであります。先ほど他県他市町村からの出入りが非常に多い観光地等のところでの治安を守る面からの防犯カメラ設置場所はあると。また、それは有効な手段でもあるということをお答えいただきましたが、やはりこの保護者の方の要望、防犯カメラ設置の要望ですね。これを改めてまた検討すると、協議を進めていくというようなことでお願いできませんでしょうか。いろいろ関係、周り、市町村の状況ありますが、やはり村内、多くの観光客が出入りしていますし、そんな中で子どもさんが1人寂しく下校していくというような姿もあります。どうかそのようなことの安心・安全のためにも、防犯カメラの設置を検討すると、また、協議をするというようなことで進めていただければと思いますが、それと、先ほどの旧亀原商店さんの下の交差点、大変、変則的な十字路で、あの下もカーブになっておりますし、非常に見通しの悪い場所で、結構、私どもも自分でT字路から出るときには、相当前へ乗り出して安全確認をしなければならぬ大変な危険な場所であると思います。それは中学校の通学路となっておりますので、ぜひそこの辺の安全確保もお願いしたいということで、再度、お答えいただけますでしょうか。お願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————西原住民税務課長。

○住民税務課長（会計管理者）（西原一美）

再質問についてお答えを申し上げます。

まず、防犯カメラの通学路の設置ということで、先ほど申し上げましたとおり、通学路について防犯カメラを設置した市町村は少ないという実態がございます。本村におきましても、プライバシーの関係等の関係で、1台も通学路としては設置をしておりません。沖渡の防犯の関係につきましては、ちょうど不審者の防犯と、それから通学路を兼ねて再生ができるわけでございますけれども、あくまでも通学路ということの設置ではございません。

したがって、現在のところは設置を慎重にという考えでございますけれども、実際にPTAの皆さん、当課の中にも施設整備をやってほしいということで、特に特記して防犯カメラを設置するという要望はないのが実態です。

いずれにいたしましても、村の方向としては、今考えてはございませんけれども、広くPTAや関係の皆さんにお聞きをすることは可能でありますので、また再検討させていただきたいというふうに思います。

それから、亀原商店下のいわゆる横断歩道でございますが、本当に山田温泉線の上から来た車、須坂中野線の下から来た車が曲がった途端にすぐ横断歩道があると。こういった条件になっておりまして、やはりこれは横断歩道の前には、横断歩道がありますよという、その表示を設置するというふうになっておりまして、その関係でいわゆる曲がったところに横断歩道があるということの、そういうことを事前に周知する、今、標識になっているかというものもありますので、これはまた学校関係者、それから道については建設事務所になりますので、また現地を見させていただいて、本当に事故にならないように、運転される皆さんも、まさか私が事故に遭うというふうには思っておりませんので、その辺は普通の犯罪とは違うわけでございます。そういった意味から、またいろんな関係者の皆さんと検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————梨本議員。

○4番（梨本 進議員）

ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

しばらく休憩します。

換気、消毒等のための休憩です。

会議は午後2時から再開します。

午後1時51分 休 憩

午後2時00分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（西原澄夫議員）

—————9番 松本 茂議員。

○9番（松本 茂議員）

通告に従い、一般質問をいたします。

人口対策についてでございます。主に村営住宅、それから公営住宅団地の建設をとということで質問させていただきます。

村では現在、人口対策として、空き家住宅を活用し、移住者の定住に努力されています。空き家

の物件の中には、相続が難しい物件、改修費や購入費に多くの資金を必要とします。また、移住される方には、農地のあっせんや就労の指導も伴います。

現在、須坂インター周辺に大型店の誘致による造成工事が進んでいます。工場団地にもオリオン機械、鈴木など、有力企業が進出します。一般サラリーマンの受け皿として、住むところ、住宅がなければ人口は増えません。村営住宅、住宅団地を造ることです。

内山村長は、1期目の公約に人口8,000人を目指す公約を掲げて当選されました。人口減少化の波が全国的であっても原村や生坂村では計画的に村営住宅や公営団地を建設しております。人口減少を食い止める努力をしております。

地方自治体が行う財政投融资、すなわちインフラの整備が村の発展や村内企業の成長に寄与し、人口が増えることや減少を抑えることにより村勢の維持が可能となります。村を衰退させないためにも、一年でも早く村営住宅や住宅団地に着手すべきと考えますが、答弁、よろしく願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

人口対策（村営住宅・住宅団地の建設）についてお答えいたします。

私は、公約の一つとして、人口8,000人を目指すとした、あえて高いハードルを掲げさせていただきました。

急速に進む人口減少に歯止めをかけるためには、何よりもまず高山村に暮らす皆様が安心して生活し、幸福感を実感していただける村であることが基本であり、高山村で生まれ育った子どもたちが一人でも多くこの村で生活していただくことをお願いしてまいりました。

村では、これまで人口増加策の一つとして、移住・定住を促進するため、宅地開発に合わせて平成12年度に若者定住促進住宅の整備を始め、平成19年度からは、村内外の子育て世代の皆さんやU・J・Iターンによる皆さんを受け入れるための地域優良賃貸住宅の整備を進め、平成26年度からは、Iターンなどによる新規就農者を対象とした新規就農者住宅の整備を行い、これまでに38棟、40戸の村営住宅を整備してまいりました。

村では、人口減少、少子高齢化に対応するため、人口減少の進行を可能な限り抑制し、持続可能な活力のある村づくりに向けて、令和6年度までの推進計画として、第2期目の高山村総合戦略を策定し、移住・定住につながる居住環境の整備、充実を図るため、新たな村営住宅の整備を含む宅地造成の促進を図ることとしています。

そこで、一年でも早く村営住宅や住宅団地に着手すべきとのお尋ねではありますが、宅地造成を計画するに当たっては、区画数にもよりますが、ある程度まとまった用地の確保が必要となり、農用地の農業振興地域の除外や農地転用の手続ができる適地が存在するか選定する必要があります。

また、造成に当たっては、需要に応じた区画面積を始め、道路や雨水の排水路、緑地帯、公園、上下水道施設の整備に加え、本村特有の高低差のある地形では、大規模な擁壁等の構造物が必要になることから、造成整備費がかさみ、分譲価格が高額になってしまうことも考えられます。

このため分譲価格が高額になりますと、購入される方の御負担が重くなり、また、売れ残りが懸念され、ひいては村財政を圧迫することになりますので、現在の不動産取引価格の範囲内で用地買収や造成費用が賄えるかなど、慎重に検討する必要があると思っております。

宅地造成につきましては、これまでも用地の選定を進めてきたところではありますが、ある程度まとまった用地が必要となることや、分譲価格が高額とまらない場所を選定しなければならないことなどから、候補地選定には結びつかず、進んでいないのが現状であります。議員御指摘のとおり1年でも早く着手できるよう進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

一方、人口増加策の1つの施策として、本村の人口増加と若者世帯の定住を促進するとともに、世代間の支え合いを推進するため、村内外の45歳以下の若者が村内に新たに新築住宅を建築した場合に15万円、中古住宅の場合に10万円、親との同居を機に住宅を購入、または増改築する場合に50万円を助成する「若者住宅建設促進事業助成金」を創設し、人口増加と世代間の支え合いを推進しております。

これにより、令和3年度は多世代同居世帯住宅7件、中古住宅2件の合計9件、370万円の助成額であったものが、本年度は11月末時点で多世代同居世帯住宅7件、新築住宅7件の合計14件、455万円の助成額となり、親との同居を継続して検討されていることや新築住宅が増加傾向にあることは、助成額の効果があるものと思っております。

したがいまして、宅地造成など新たな宅地の提供を進めるとともに、今後とも若者住宅建設促進事業や空き家の助成事業の充実を図り、空き家の有効活用と若者世帯の定住の促進に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————松本議員。

○9番（松本 茂議員）

再質問させていただきます。

令和元年9月の議会におきまして、私がやはり同じ問題について一般質問して、そのときに県の住宅供給公社さんなど、専門家の御意見をお聞きしながら、今後の住宅地造成を検討してまいりたいと言っておられた訳ですね。現在、4年近くたっている訳なのでございますが、これを実行に移していただきたい。これ本当に原村さんにおいては、村営住宅じゃなくて、住宅の戸数がね、住宅団地ですね、すごいんですよ。平成22年に2,568戸だったものが令和2年に2,895戸、それで、今年の11月には2,995、戸数が。それで人口が7,573人、これが平成22年です。この今の11月30日現在、8,030人になっているんですね。これはもう民間と村とで一生懸命になって人口対策をやっている

証しなんですよね。これはどういうことかという、この村民税、あるいは固定資産税、それによって村は潤いますよね。それから地方交付税は人口ですよね。人口1人当たりに対して幾らというような形で下りてきますよね。こういうことを考えていけば、決して投資したことが無駄にならないはずなんですよ。

こういうことも踏まえて、実行に向けて、特にそれで前回のこの村営住宅に当たって、あるいは団地造成に当たっては、山田側のほうへ非常に重心を置いておられました。しかしながら、今の高井側のほうね、村営住宅のいうのが少ないと思います。こちらのほうも、やはり均等を取る意味、あるいは交通の便がいいという、こういうことも、これから造成していく上では非常に大切じゃないかなと思うんです。こちら辺も踏まえて、もう一度答弁、よろしくをお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再質問、2点あるかと思いますが、1点目が他村の状況についてどう思うかと、含めてのことだと思いますが、私も議員の言われました他村の状況については確認をしております。その内容について、ただ住宅があるというだけで住民が来るとか、そういう単純なものではないというふうにお聞きしております。いろいろな条件が絡み合っただということになりますので、その辺は十分検討してまいりたい、このように思っております。

そして、2点目の高山村内でいろいろ広いわけですから、住宅がそういった意味では、選定については慎重に実施してまいりたいと、このように思いますので、いわゆるある地域特定ではなく、全村的にどうあるべきか、こういう面で検討していかなければならない、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————松本議員。

○9番（松本 茂議員）

村当局の皆さんのチームワークで、ひとつこの事業を達成していただければありがたいかなというような気がしておりますので、ぜひとも御検討、それから事業の実施に向けて頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で松本茂議員の質問を終わります。

—————10番 山寄秀治議員。

○10番（山寄秀治議員）

4項目質問します。

まず、学校給食の無償化について、これまでも何回となく取り上げてきていますが、実現を目指して改めて質問するものです。

学校給食費の保護者が負担する年平均は、2018年度の文科省調査で、小学校は4万7,773円、中学校では5万4,351円と重い負担となっているのが現状です。文科省は、今年の9月9日、物価高騰に対応した学校給食費の保護者負担軽減の実施状況を公表しております。それによると、7月29日時点で全国で8割を超える自治体が地方創生臨時交付金などを活用し、軽減実施、または予定となっています。本村はこの時点でどう回答したのか、私は知る由もございませんが、多分、既に140円の補助を実施しておりましたので、実施していると回答され、実施していると回答された679自治体の一つになっていると思います。

その後、今定例会の初日で承認をされました専決処分的一般会計補正予算で、物価高騰による食材費の値上がり分については村負担とし、保護者に負担を求めなかったことについては評価するものです。

文科省が2017年度に給食費を無償にしている自治体を初めて調査した時点では、小中ともに無償化を実施しているのは全体の4.4%に当たる76自治体、そのうち71自治体が町村、人口1万人以下が56自治体を占めていました。

しかし今、子育て支援やコロナ禍による家計の負担軽減などを目的にし、人口の多い自治体に広がりつつあります。全国では256自治体が小中とも完全無償化、小学校のみが6、中学校のみが11となっています。中核市の青森市、ここではこの10月から無償化です。青森県では40自治体のうち14が無償化です。特別区の東京都葛飾区も来年度当初予算に区立の小中学校、特別支援学校の完全無料化を盛り込んだということです。群馬県は県内35自治体のうち14自治体が完全無料化です。

長野県内でもこの流れはあり、19自治体で無償化が実施され、特に佐久地域で大きく前進をしております。

さて、憲法26条は、義務教育費無償とうたっております。これを言うと、義務教育無償とは授業料のことを述べているのだとの意見や学校給食法第13条第2項を盾に無料化に抵抗する自治体も残念ながら少なくありません。しかし、文科省は1954年の文部事務次官通達で、自治体が食材費を負担することを禁じない旨を明記しております。

2018年12月の参議院文教科学委員会でも、学校給食法では原則としながら、施設や設備に関わるお金は自治体が負担、食材費などは保護者負担とする負担区分を定めているが、文科省の昭和29年の通達での解釈について、内容を紹介されたい、こういう質問がありました。それに対して次の答弁がなされております。これらの規定は、経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他の者が児童の学校給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない。これらの規定は、学校の設置者と保護者両者の密接な協力により、学校給食が円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されるという立法の根本趣

旨に基づいて解釈されるべきである、このように言っているわけです。

こうした見解の下で、本村でも約半額の1食140円補助を実施されているものと捉えております。そこで質問です。

物価高騰の中で食品の値上げも相次いでおります。帝国データバンクによれば、12月の値上げは月別では今年最少となる見込みですが、年明け以降も価格上昇は続き、4月までに冷凍食品や菓子など4,425品目が引き上げられる予定といたします。食品値上げは10月が最も多く、6,699品目、来年は2月に3,260品目が値上がりし、今年1月以降で2番目の多さということです。

最初に述べましたように、今年度分についての値上がり分は村が負担しますが、このまま推移すると、来年度分の給食費の価格改定は避けられないものと思われまます。現時点で来年度の給食費についてどのような検討をされているのか伺います。

次に、義務教育無償の観点からも、内山村長の村長公約からしても、来年度からの完全無償化を求めるものですが、いかがでしょうか。内山村長2期目の任期も後半になってきています。残すところあと2回の機会しかありません。来年度か再来年度か、これしか残されておられません。村民に約束された公約に責任を持ち、ここで踏み切るべきではありませんか。答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

学校給食費の無償化についてお答えいたします。

本年9月定例会の一般質問におきまして、学校給食について山寄議員から御質問をいただきました。その中で、年間契約している米、パンや麺、牛乳については現状の価格で納入していただくこととしておりますと答弁させていただきました。

その後、全国酪農生産者団体から飼料価格の高騰を背景に、本年11月1日から飲用向けの生乳価格が大幅に引き上げられることから、本村に対して200ml入りの牛乳瓶1本当たりの価格を2円引き上げることについて、去る9月9日に牛乳の納入業者から申入れがありました。

村といたしましては、村内の生乳を材料としている牛乳を継続して提供していくため、価格の引上げについて同意したところであります。

また、米につきましても、購入先のJAから、12月1日から10キログラムの価格を170円引き上げるとの申入れがあり、今後の使用見込み量を計算しますと、1食当たり1円程度の引上げになる見込みです。

さらに、おかずや調味料については、半年ごとの単価の見直しを行い、一部の品目で10月から価格の変動がありましたが、学校給食の適正な栄養価を確保しながら献立を作成することとしております。

これら物価高騰の影響による給食材料費の増加分につきましては、保護者の皆様の経済的負担を

考慮し、年度途中での増加がないよう、補正予算において追加計上をお願いし、公費で負担していくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、来年度の給食費の検討状況についてのお尋ねであります。パンや麺につきましては、年度内での価格の見直しは据え置くこととしておりましたが、納入業者からは、今後、価格を維持していくことは大変厳しいとのことで、次年度の材料費の価格上昇は避けられない状況となることから、本年度の献立の実績による食材料購入費や物価の動向を基に、適正な学校給食の栄養価を確保するために必要な使用量などを参考に検討しながら、来年度の給食費としての見込額を算出したいと考えておりますが、現時点では具体的な引上げ額は未定であります。

今後は、見込額を算出し、学校給食運営委員会で御意見をお聞きした上で、次年度に向けて決定していきたいと考えております。

また、学校給食費を改定する場合には、本年度、学校給食費1食当たり140円の公費負担を行っておりますが、保護者の皆さんへの影響を考慮する中で、児童生徒分については引上げ額を公費負担としていきたいと考えております。

したがって、来年度からの完全無償化につきましては、現時点では考えておりませんが、社会情勢の動向に注視しながら、引き続き子ども家庭支援施策を総合的に判断する中で、さらなる経済的負担軽減策が真に必要な施策なのかを見極めながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

再質問します。

給食費の来年度につきましてはまだ未定ということで、もし値上がり分があれば140円をプラスして、保護者の負担にはしていかないという方向だというふうに受け取りました。そのこと自体はそれでよしとおきますが、やはり内山村長自身が自らの公約にどう真摯に向き合うのか、これが問われているのではないのでしょうか。1期目のときに段階的に無償化にしていくと公約されたではありませんか。来年度、あるいは再来年度、無償化に踏み出さずにいつ行うのですか。公約は守らない、あのときの公約はできないということではよろしいですか。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

再質問にお答えいたします。

これまでも山寄議員の質問に対して、保護者負担につきましては総合的に判断してということでは申し上げてまいりました。そのほかにつきましては、子育て支援の支援策、ほかにあるかどうか、

この辺も含めながら支援策の強化を図っていききたいと、このように申し上げてまいりましたので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

いずれにいたしましてもね、村長は無償化するというのを公約されたんですよ。その公約に責任を持ってもらわなければね、信任した村民の皆さんは困りますよ。そこを信任して内山村長を誕生させたわけですから。真摯にそこを向き合っていて、公約を守っていただきたいということを重ねて申し上げます。

次に、上水道の基本料金免除について質問します。

新型コロナ感染が収まりません。1日には感染者は11万7,778人と、前週比からかなり増えております。こうしたコロナ禍の下で、原油価格、物価高騰が村民生活を直撃し、生活の悪化が深刻になっていると言えます。ところが、岸田政権は物価高騰と異常円安をもたらしているアベノミクス、異次元の金融緩和に固執し、対応不能に陥っていると言えます。構造的賃上げと言いながら中身はなく、物価高騰のさなかに医療や介護の負担増を次々と押しつけるという血も涙もない政治を行っているのではないのでしょうか。総合対策を打ち出しましたが、物価高騰は全ての分野に起きているのに、電気・ガス料金の抑制など部分的一時対策に終始しております。現状を打開するためには、賃上げを軸に実体経済を立て直すこと、とりわけ内需を活発にすることに本腰を入れることが必要です。

私どもは、1つとして、働く人が豊かになってこそ経済も強くなる。賃上げを実現する緊急で効果のある対策を打つこと。2として、消費税の緊急減税、物価高騰の中だからこそ社会保障と教育の負担軽減をすること。3として、中小企業、小規模事業者を潰さない。大量倒産、廃業の危機を打開する本格的な支援策を打ち出すこと。4として、食料・エネルギーの自給率向上という政策を打ち出しております。

さて、こうした下で物価高騰対策として、上水道などの基本料金を免除して住民から歓迎されている自治体があります。近畿地方のある町では、上下水道の基本料金を14か月にわたって免除しております。近隣でも上水道の基本料金について免除している自治体もあります。全村民に行き渡る有効な対策と考えるものであります。

本村では、下水道施設が全地域ではなく、一部に合併浄化槽の地区もあり、下水道の基本料金の免除には難しさがあります。そこで、上水道について求めるものです。

村の上水道料金は、基本料金は主に一般家庭が使用している口径13ミリが350円、これだけでは支援としては僅かな金額ですので、せめて8㎡まで、1㎡105円ですので840円、基本料金と合わせて1,190円の免除を検討すべきと求めるものですが、答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

○副村長（藤澤敏和）

上水道の基本料金の免除についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻などの影響で、原油や穀物等の原材料の価格高騰に加え、円安による食料品などの物価上昇が国民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしております。

このため国では、去る10月28日に物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を閣議決定し、未来に向けて日本経済を再生することとしておりますが、その効果はなかなか見えてこないことなどから、村として少しでもこの難局を乗り越えていかなければならないものと考えております。

そこで、上水道の基本料金プラス従量料金8 m³までの料金について免除を検討すべきとの御提案でございますが、水道は村民の皆様のご日常生活に欠かすことのできないものであり、コロナ禍において物価高騰の影響を受けている村民の皆様にご支援を申し上げることが、大変重要であると考えておきまして、県内においても水道料金の減免を行っている自治体があることは承知しております。

そこで、本村におきましては、去る9月に国から示された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用にあたり、庁内において水道料の基本料金の減免について検討いたしましたが、その時点では子育て支援や高齢者等への有効な支援事業を優先的に振り向けることとしたものであります。

そのようなことから、村としましては何かの支援策を講じてまいりたいと考えておりますが、現在の物価高騰が今後どのように推移をしていくのか、いまだ先行きが見通せない状況にありますことから、その対応は大変難しいものがございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、物価高騰などによって村民の皆様は家計に大変大きな影響を受けておられますことから、今後の経済情勢や県内自治体の動向なども参考にしながら、上水道料金を頂いている御家庭や事業所等の負担軽減を図るべく、新年度当初予算編成に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、一度は検討した経過があると。そして、他の事業を優先するという事の中で、この件については一旦先送りになっているというふうにご理解をいたしました。

来年度の予算編成の中でということでもありますので、水道料金の基本料金の免除をということは、全村民に行き渡る有効な政策だと私は思いますので、実現されることを特に強く求めておきたいと

思います。

それでは、次の質問に移ります。

子育て支援について伺いたいと思います。

2021年に生まれた日本人の子どもは81万1,604人で、過去最少を記録しております。出生数の減少は6年連続、日本が出産、子育てをしにくい国であることの現実を打開できていないことは申告と言えます。

少子化社会に関する国際意識調査報告書というのがあります。これ2020年内閣府から出ておりますが、その中で、あなたの国は子どもを産み育てやすい国ですか、こういう質問があります。この質問に過半数の人が「そう思わない」と回答した国は日本だけです。日本は61.1%が子どもを産み育てやすい国と思わないと、このように回答されているわけです。ドイツは22.8%、フランスは17.6%、スウェーデンは2.1%。スウェーデンは2.1%の人が自分は、この国は子育てしにくい国だと答えている。逆に言えばね、もう98%の人がスウェーデンは子どもを産み育てやすい国だと自覚しているということだと思います。

こうした国々と比べると、あまりにも大きな違いがあって、愕然とするものです。しかも日本は2010年の45.4%、2015年の52.0%と、調査ごとに増加してしまっているのです。国際調査の結果の解説には、男女とも日本が最も生活の安心・安定感がないとの結果、とりわけ20代の男性の失業不安や満足度の低さが懸念、将来に対する不安と慎重さが日本人に出産をためらわせている可能性、このように記されております。もちろん出産や子育ては、個人やカップルの自由な選択です。しかし、子どもを持ちたいと願っても経済状況や働き方でそれができないとすれば、大きな問題です。

日本の子ども予算の引上げが求められております。国内総生産、GDP比で1.7%、スウェーデンは3.40%、フランス2.88%と、格差があり過ぎではないでしょうか。日本が掲げるべき目標は、軍事費の倍増ではなく、子ども予算の大幅引上げの早期達成と言えます。

先ほども日本の賃上げが急務となっていると述べましたが、実質賃金は10年間で24万円減少しております。子育て支援の一つとして、経済的支援として、おむつ代補助制度をつくり、せめてゼロ歳児のおむつ代ゼロを提案するものですが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————藤沢副村長。

○副村長（藤澤敏和）

子育て支援についてお答えをいたします。

村では、令和2年3月に策定いたしました「第二期高山村総合戦略」の中で、4項目から成る基本目標の1つに、「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」とした目標に向かって、子育てしやすい環境の充実と子育て世代への経済的支援の充実に努めているところであります。

そのような中で、子育てしやすい施設整備につきましては、令和2年4月に保健福祉総合センタ

一内へ「子育て支援センター」を併設し、子育てする皆様が利用したいときにいつでも利用でき、親子が共に遊び、自由な交流ができる場として多くの皆さんに御利用いただいておりますほか、妊娠から出産、子育てに至るまでの母子保健及び育児に関する様々な悩み等に円滑に対応し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行うための「子育て世代包括支援センター」を設置して各種相談等に対応させていただいております。

一方、子育て世代への経済的支援につきましては、出産祝い金を始め、3歳から5歳児及び住民税非課税世帯に属する3歳未満児の幼児教育保育無償化の対象児童の副食費を全額公費負担しておりますほか、本年度は乳幼児を家庭で育児する世帯に対する経済的な支援策として、商品券の給付額を1万円から2万円に引き上げるなど、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っております。

そこで、子育て支援の一環としてのおむつ代の補助制度についてのお尋ねであります。乳幼児のおむつにつきましては、大手、教育関係の民間事業所が行った調査によりますと、使用頻度に個人差はありますが、1人1日平均で約10回程度おむつを交換すると言われており、年間のおむつ代の平均は1人当たり2万4,000円程度かかっていると言われております。

このため村といたしましては、厳しい財政状況下ではありますが、長引くコロナ禍や昨今の物価高騰などによって子育て世代の皆さんの経済的負担が増大していることなどから、子育て支援の充実を図るべく、新年度当初予算編成に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

兵庫県明石市の泉市長、この方はいろいろな発言が話題を呼んでいるといたしますか、話題になっているといたしますか、そういう市長ですが、12月4日のツイッターに次のような投稿をしております。明石市では金はすれない、借金もできない、いかにやりくりするか。明石市予算2,000億円、5つの無料化施策。①所得制限なしで18歳まで医療費無料化、②所得制限なしで第2子以降の保育料無料化、③おむつ満1歳まで無料化、④中学生の給食費無料化、⑤遊び場、親子とも自己負担ゼロ。これに必要なのは34億円、市の全体予算の1.7%程度、600万円の世帯収入の家庭に例えると10万2,000円、すなわち月々8,500円、子どもの習い事の月謝8,500円をやりくりすることになる。子どもが習い事をしたいと言えば、これぐらい工面するでしょう。やる気になればいつでもできます。こうした投稿をされています。

今、副村長から来年度予算編成に向けて検討したい旨の答弁がありました。結婚・出産・育児はもちろんそれぞれの個人、カップルの自由の問題ですが、先ほど述べましたように子育てしにくい日本となってしまっている、そうした現状です。ここを改善しなくてはいけないというふうに思います。子育て支援県下一の村をつくって、子育てするなら高山村でということ喜ばれる地域にし

ていくために、共に力を合わせていきたいと。来年度ぜひ実現されることを求めていると思っております。

最後、消費税のインボイスについて質問をいたします。

来年の10月から消費税のインボイス制度が始まることになっていて、あと10か月と迫ってきております。去る11月6日、全国中小業者団体連合会が東京芝公園でインボイス中止を求めて集会を開きました。中小業者、フリーランス、医師、農民ら900人が参加し、物価高から暮らしを守れ、ストップインボイス、マイナカードの押しつけ反対などを訴えたということです。

売上げが1,000万円以下の免税事業者となっている皆さんは、原則的には来年の3月末までに免税事業者のままいくのか、それとも課税業者になるのかの選択を迫られております。免税事業者が課税事業者を選択すれば、新たな税負担が生じ、厳しい状態になることが予想されます。取引業者などから課税業者となるよう迫られることも起きてきております。今の契約額から消費税相当分が値引きされる、そうした問題も指摘されているところです。

インボイスの取引は民間取引にとどまらず、地方自治体の取引においても、免税事業者に民間取引同様の影響を与えることが指摘をされております。総務省が今年の3月に都道府県にインボイス制度の準備状況を把握するための調査を行っております。その結果、インボイス制度や消費税制度についての理解が不十分と思われるものが相当数見られたことが判明したため、総務省は全国の自治体に対して6月20日に通知文書を出したと聞いております。全国地方自治体の一般会計1,786に対して「インボイスの対応が必要」と回答したのが1,088会計しかなく、特別会計では8,420会計に対して885会計しか必要と回答していないといえます。その他は、必要ない、あるいは検討中ということのようです。

このインボイス制度に向けて、村はどのような準備をされているのか、まずその点、伺います。

インボイス制度がこのまま実施されますと、小規模事業者、フリーランス、農業者などのこれまで免税事業者であった皆さんが課税業者となると深刻な税負担をもたらすこととなりますが、こうしたことについてどう思われますか、伺います。

次に、9月定例議会におきまして、議会は須高シルバー人材センターからの陳情を採択し、国に意見書を送りました。シルバー人材センターの陳情は、簡潔に申し上げますと、シルバー人材センターの会員はほぼ全員が免税事業者で、インボイスが導入されると仕入れ額控除が認められず、センターが消費税額を新たに負担することになる。会員に負担を求めることも困難。したがって、安定的な事業運営ができるよう特例措置を要望するというものでした。シルバー人材センターはおおむね地方公共団体ごとに設置され、現在1,307団体が活動しております。公益財団法人のシルバー人材センターが各種の仕事を高齢者、会員に紹介し、会員は報酬を受け取る仕組みです。事業の多くは業務委託契約で、会員は個人事業主として扱われるため、会員個人がインボイスを発行しなければシルバー人材センターが消費税の仕入れ額控除ができず、多額の消費税負担が発生してしまい

ます。

厚生労働省は、全国のシルバー人材センターが被る新たな税負担の総額は200億円と、5月17日の衆議院財務金融委員会で回答しております。須高シルバー人材センターが試算した結果は2,300万円と陳情書にあります。議会は、シルバー人材センターの陳情内容は妥当なものとして採択、意見書を国に送りましたが、このことについてどう受け止めておられるか伺います。

最後に、多くの人に負担増を求めるインボイス制度、国に中止を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか、答弁を求めるものです。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

消費税インボイスについてお答えいたします。

国では、平成28年度の税制改正に伴い、令和元年10月から複数税率制度の導入とともに、令和5年10月から商品ごとに消費税率と消費税額など記載した請求書の発行等を行う適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度を導入することといたしました。

本制度の目的は、軽減税率導入後の10%と8%が混在する複数税率制度の下で、適正な課税を確保するため、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段として導入されたものであります。

そして、令和元年10月の消費税改正から4年間の経過措置を経て、来年10月には全ての課税事業者インボイス発行が義務づけられることになっております。

そこで、自治体会計におけるインボイス制度への準備状況についてのお尋ねであります。村の会計のうち、消費税の課税事業者であります上水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、温泉開発事業特別会計の4会計に加え、現在、消費税の課税事業者ではございませんが、一般会計及び診療所特別会計の2会計についても、長野税務署に適格請求書発行事業者として登録手続を行うこととしております。

そして、村のインボイスに当たる納入通知書、納付書を制度に則した様式に変更するため、今年度中に上水道事業会計システム及び上下水道料金システムの改修を行うほか、令和5年度には一般会計と特別会計で用いております財務会計システムの改修を予定しております。

このうち一般会計については、消費税法の規定により売上げ税額と仕入れ税額が同額とみなされ、消費税の申告義務はございませんが、一般会計から課税仕入れを行う事業者が仕入れ額控除を受けられるよう、本制度に対応してまいりたいと考えております。

次に、インボイス制度の実施に伴う小規模事業者等に深刻な負担増をもたらすことについての私の考えであります。昨年の12月定例会での山寄議員の御質問に答弁申し上げましたとおり、私は、広く法人や国民の皆様にお願ひする税制度は、公正・公平の下で適正に行われることが最

も重要なことであると、このように思っております。

このインボイス制度についても、国において複数税率制度の下で適正な課税を確保するため、売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝える手段として大切な制度であると考えております。

しかしながら、議員お話しのとおり、免税事業者である小規模事業者、フリーランスなどの皆さんが消費税の課税事業者になることに伴い、税や事務負担が増すことに不安を感じている方もいらっしゃると思っております。

村といたしましては、こうした事業者の方々の不安を取り除けるよう、長野税務署など関係機関と連携し、広く情報提供を行うなど、丁寧に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、9月定例議会でシルバー人材センターからの陳情を採択し、意見書を送付したことに対してどう受け止めているかのお尋ねであります。村議会9月定例会で公益社団法人須高広域シルバー人材センターから提出された陳情において、インボイス制度の導入に伴い、免税事業者である多くのセンターの会員が課税事業者となることにより、センターが会員に支払う配分金に含まれる消費税分を会員が負担することもセンターで負担することも、困難であることから、センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置を講じるよう要望されたところであります。

この陳情に対し、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を村議会として採択されましたことを重く受け止めているところでございます。

村といたしましては、須高広域シルバー人材センターの安定的な運営を確保するため、国や全国シルバー人材センター事業協会の動向に注視しつつ、須坂市、小布施町と連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、インボイス制度の中止を国に求めることについての私の考えであります。令和5年10月の制度開始に向け、村の会計を含め多くの事業者の皆さんが準備を進められている一方、先ほど申し上げましたとおり、小規模事業者などの皆さんの中には、制度に対して不安を感じている方もいらっしゃると思っております。

こうした中、現在、全国の様々な団体から制度の延期や見直しなどの要望が国等に寄せられているとの報道もありますことから、村といたしましては、こうした状況を注視しながら長野税務署など関係機関と連携し、村内事業者の皆さんに混乱が生じないよう、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

それでは、再質問します。

村長の答弁については全く理解はできませんので、よろしくをお願いします。

まず、村長の答弁にありましたように、一般会計は特例によりまして消費税の納入義務といいますが、計算はしなくていいということになってはいますが、逆に村が受け取る領収書については、それぞれの事業所においては、消費税の税額控除が必要となりますので、当然、一般会計においてもね、もし仮にインボイスが実施されるとすれば、そうした手続はしなければならないと私は理解します。

その上で、今でも特別会計の中においては、課税業者でない、そうした皆さんに仕事を発注している例も少なからずあると思います。私どもはインボイス制度に反対はしていますが、もし仮に実施された場合、課税業者であるか非課税業者といえますかね、今までのままと、そうした業者において、発注するときには差をつけないと、そのようにしていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

それから、1,000万円以下の事業者の皆さんがなぜ免税なのか。これはやはり収入が少ない、イコール所得が少ないから、そこのところは免除されているわけです。今度、いろいろな取引業者とか様々な関係の中で課税事業者を選択していくと、新たな負担が生じてくるわけです。別にね、不安を取り除くとかそういう問題じゃないんですよ。新たな増税が発生し、生活を直撃するわけです。だから、こうした皆さんの新たな負担を抑えるためには、消費税のインボイス制度をやめなければ駄目なんじゃないですか。

シルバー人材センターの陳情もね、これやはり消費税のこのインボイス制度の矛盾なんですよ。このままいけばね、例えば2,300万円の須高シルバー人材センターは負担が生じてくる可能性があるかと試算をされています。例えば会員の皆さんが課税業者の選択をしなければ、須高シルバー人材センターが2,300万円負担することになりますよね。そうすると、シルバー人材センターそのものは別にお金を持っているわけじゃないので、それぞれ加盟している3市町村に援助を求めることになっていくわけです。そうすると、村はね、2,300万円のその何割かについて負担をしなければならないという事態が生じてくるわけです。この金額が、国の全体では200億円、一部、識者の中には、地方公共団体も財政が厳しいから、この200億円の負担は相当厳しいものがあるというふうに言っているわけです。

ですから、やはりね、不安を取り除くために税務署やなんかをお願いして説明してもらわなければならない、こんな制度はやめなさいということを行わなければ駄目なんじゃないですか、どうですか。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

1つ目については差をつけない、そして2つ目は負担をさせないと、こういう再質問というふうな解釈しております。

先ほども申し上げましたように、税の負担については公平・公正というのが基本であると、このように考えております。そういった点で、今までのシルバーセンターを例にしますと、その功績につきましても、今度インボイスをやりますと、今まで課税されていない、いわゆる免税業者に対して課税されると、こういう事態になるわけですがけれども、先ほど私が負担という表明もさせていただきましたが、しっかりと説明をしてまいりたいと、このように考えております。

そして、その負担についても、やはり先ほど言った自治体に対応する利用者に対して、そして差をつけないと、こういうふうなこともありますけれども、その辺についてはしっかりと対応してまいりたいと思いますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————山寄議員。

○10番（山寄秀治議員）

消費税は公正・公平な負担だと、このようにおっしゃいますが、2021年度、トヨタを含める輸出大企業20社に消費税の還付は1.7兆円行われているわけです。トヨタ自動車には還付金額が6,000億円、本田技研は1,795億円、日産自動車には1,518億円、このようにね、輸出しているときには消費税がかかっていないから、その分引きますよということで、これだけ還元されているわけです。大企業には手厚く、そして庶民にはきつい、これが消費税なんですよ。

それで、コロナ禍に入って世界各地で消費税の引下げが実際行われているわけですよ。100を超える国や地域で消費税の引下げが行われているわけで、私は、消費税は、何も公正・公平な税制ではなくて、庶民に非常に厳しい不公正税制だということを申し上げて、村長の意見とは全く違うんだということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で山寄秀治議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでございました。

午後3時06分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月6日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 柴田弘男

署 名 議 員 久保田 雄 吉

署 名 議 員 勝 山 正 弘

令和4年第6回高山村議会12月定例会一般質問目次

令和4年12月7日（水曜日）

5番	沖島祥介議員	63
	指定管理者制度導入について	
	一茶館と歴史民俗資料館の併設について	
	災害などで村内が停電になった時の対応について	
2番	勝山正弘議員	76
	交通弱者への補助金制度について	
	公民館の改修検討について	
	次世代自動車購入補助事業の取組みについて	
6番	高井央葉議員	88
	手厚い保育園支援を	
	村内小中学校女子トイレに生理用品設置を	
	きらめきポストの公表を	

令和4年第6回高山村議会12月定例会会議録（第3号）

令和4年12月7日（水曜日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付議した事件

1 一般質問

質問した者

5番 沖島祥介議員

2番 勝山正弘議員

6番 高井央葉議員

出席議員（11名）

1番 久保田雄吉議員

2番 勝山正弘議員

3番 滝澤聖議員

4番 梨本進議員

5番 沖島祥介議員

6番 高井央葉議員

7番 黒岩清道議員

9番 松本茂議員

10番 山寄秀治議員

11番 柴田弘男議員

12番 西原澄夫議員

欠席議員（1名）

8番 湯本辰雄議員

説明のため出席した者

村長 内山信行

副村長 藤沢敏和

教育長 澁谷茂夫

総務課長 宮川裕明

住民税務課長
(会計管理者) 西原一美

健康福祉課長 堀一生

産業振興課長 小淵義彦

建設水道課長
(定住支援室長) 荒井孝浩

教育次長
(人権推進室長) 山崎久志

事務局出席職員

事務局 長 山 崎 賢 一 書 記 槇 田 和 子

午前10時00分 開 議

○議 長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

諸般の報告

○議 長（西原澄夫議員）

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

本日の会議に8番、湯本辰雄議員が療養のため欠席する旨の届出がありましたので報告します。

コロナウイルス感染症対策により、1時間を目安に換気及び質問席、答弁席の消毒のため休憩を取り、議事進行したいと思えます。

テレビ中継のほかに、質問者のカメラ撮影を許可しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議 長（西原澄夫議員）

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

————— 5番 沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

おはようございます。

通告に従い、3つ質問いたします。

失礼してマスクを外させていただきます。

さて、質問に入る前に、大変恐縮ですが、通告書の訂正が2か所ありますので、お願いしたいと思えます。

私の2番目の質問の一茶館と歴史民俗資料館の併設についての項なんです、②の質疑の入館料1,000円とありますが、その前に25を入れていただきまして2万5,000円にしていきたい。そ

れと、⑤の平成24年3月の定例会と書いてありますが、平成25年3月ということで、誠に恐縮ですが2か所の訂正をお願いいたします。

以後、気をつけて確認するようにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1番目の指定管理者制度導入について質問いたします。

2003年に地方自治法の改正により指定管理者制度が開始されました。内容は、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間ノウハウを活用し住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的として民間事業者も公の施設の管理を行うことができることとした制度です。指定管理者制度を導入するには、指定管理者の指定の手続について条例で定める必要があります。

本村においては、平成28年9月議会において山田温泉、ふれあいの湯、YOU游ランドの3施設が指定管理者に管理を行わせることができる条例ができました。しかし、いまだに指定管理者を導入した話を聞いておりません。

そこで、1番目の質問ですが、平成28年以降に指定管理者制度の導入を検討することがありましたか。行っていたら、それはどのような内容でしょうか、お尋ねいたします。

また、YOU游ランドにおいては大規模修繕工事があり、営業補償をしなければならず、指定管理者制度を見送った経緯があります。しかし、どんな建物でも維持管理するには、当然大規模な修繕が発生することは当たり前の出来事ではないかと思えます。当然、現在の村の経営でも大規模修繕工事期間中にはその施設部分の収入はありません。村営の場合は、どうしても売上げがないという現実があるにもかかわらず、それほど大きな問題ではないと思っている節が見えてなりません。それは、幾ら売上げが減少し赤字になっても、つぶれないということが根底にあるからだと思います。民間企業でしたら、まず無理でしょう。

さて、指定管理者に休業補償を行ったとしても、令和3年のYOU游ランドの収入は約2,200万円です。例えば週1回の休業とした年間営業日数を仮に315日といたしますと、1日当たりの売上げは約7万円となります。一月補償しても約200万円です。令和3年度のYOU游ランドの赤字は、もちろん修繕工事も含みますが約5,300万円ですので、それと比べるとびっくりするほどの金額ではないのではないのでしょうか。

今お話ししました200万円の休業補償は全館営業しなかった場合ですので、一部施設の休業ならば補償金額はもっと低くなるかと思えます。よって、大規模修繕工事に休業補償を行ってもそれほど問題はないと思えます。

したがって、大規模修繕工事中は指定管理者の選定ができないということはないのではないのでしょうか。2番目の質問としてお尋ねします。

指定管理者制度の条例ができた平成29年度より令和3年度までの5年間の3施設の累計赤字は、大湯3,100万円、ふれあいの湯6,700万円、YOU游ランド大規模修繕工事8,200万円を含みますが、3億1,500万円です。もちろんある程度の赤字は仕方がないと思いますが、全部合わせますと合計

4億1,300万円になります。村民の健康増進策のサービスとして仕方がない金額と言えるのでしょうか。3番目の質問としてお尋ねします。

平成28年の条例ができたときは、3施設一括での指定管理者制度の導入を考えていたようですが、山田温泉の大湯は浴場温泉しかなく、また、ふれあいの湯は現在地元の方々と活性化の話が出ているようですので、例えば2か所は現状のままにし、YOU游ランド単独での指定管理者制度は考えられないでしょうか、お尋ねいたします。

本来は、指定管理者に助成金なくして営業してもらうのがベストですが、なかなか厳しいのかと思います。そこで、例えばYOU游ランドの指定管理者に助成金あるいは支援金として、令和3年度赤字5,300万円のうち2,200万円を助成し運営してもらえれば、村としては3,000万円の赤字分が減り、村の自主財源が増えることになります。

話が少しそれますが、ある地区で通学路の歩道を整備してほしい要望があります。例えば県の補助金が受けられれば、この3,000万と合わせれば、安心して通学できる歩道ができるのかと思います。もっと有意義な自主財源3,000万円の使い道となるのではないのでしょうか。5番目の質問としてお尋ねいたします。

最後の質問ですが、指定管理者制度を導入して、その管理者が万一、経営が行き詰まったり、また、ほかの指定管理者が見つからなければ、また村営に戻したらいかがでしょうか。今は先の見えない世の中ですので柔軟な対応が必要かと思います。いかがでしょう。

以上の件、答弁を求めます。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

指定管理者制度導入についてお答えいたします。

村では、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、森林スポーツ公園内にありますYOU游ランドや山田温泉大湯及び蕨温泉ふれあいの湯について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度の導入ができるよう、平成28年の9月議会定例会において、高山村公園条例の一部を改正する条例及び温泉浴場の設置及び管理条例の一部を改正する条例の議決をいただき、これらの3施設について指定管理者に行わせることができることとされたところであります。

そこで、まず初めに、平成28年度以降に指定管理者の導入について検討を行ったことがあるかについてのお尋ねであります。YOU游ランドについては指定管理者導入前に施設の大規模修繕工事を完了する必要や、私の公約の一つでもあります「にぎわいの場構想」の候補地の一つとしておりますことなどから、村の拠点となる施設を指定管理することがふさわしいのかどうかという点や、山田温泉大湯及び蕨温泉ふれあいの湯につきましては、それぞれの地域に密着した施設であり、指

定管理施設にはなじまないとの御意見もあったことなどから、早急に指定管理に移行することは難しいと考えておりますことから、指定管理の導入についての検討はこれまで実施していない状況であります。

次に、休業した場合の休業補償額は、全体赤字額から見ても十分補償できる金額ではないかとのお尋ねでございますが、一般的に指定管理者の収入は、自治体からの指定管理料と施設を御利用いただく皆様からの料金収入で賄われており、施設改修に係る工事費用は少額なものを除き、大規模な工事についての費用は自治体側が負担しているケースが多く、このような工事等で休業した場合の休業補償も、一般的に自治体側が負担しているケースが多いため、仮に指定管理を導入した場合は、村と指定管理業者と協議の上決定するもので、議員御提案のとおり、施設に係る赤字額を考えた場合、補償できる金額であると考えております。

次に、これまでの累積赤字額は村民の健康増進策などのサービスとしてどう考えるかとのお尋ねであります。山田温泉大湯及び蕨温泉ふれあいの湯は、地元の観光協会や組合に運営を委託しているため、村民の健康増進の役割のほかに、地元の雇用や観光振興にも貢献していると考えています。

また、YOU游ランドはマレットゴルフを始め、温泉プール、ウォーキングプールやトレーニング施設があることで、運動を通して利用される皆様の健康増進の役割を果たしていると考えておりますが、現状では、工事や修繕等を行わないとしても通常ベースでも赤字運営であるため、ある程度の赤字額は村民の皆様の健康増進を維持する上で必要と考えておりますが、赤字額が少しでも減少するよう引き続き料金収入につながる施策や経費削減に取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、YOU游ランド単独でも指定管理できないかとのお尋ねでございます。

前段で申し上げましたとおり、YOU游ランドにつきましては、にぎわいの場構想の候補地の一つとして位置づけておりますことなどから、村の拠点となる施設を指定管理することがふさわしいのか、慎重に判断しなければならないと考えております。

現在のにぎわいの場構想については、山田牧場を優先的に進めていることから、YOU游ランドについては、今後、関係者の皆様からの御意見をお聞きしながら進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、指定管理を導入することで自主財源が増えるのではとのお尋ねでございますが、仮に指定管理者制度を導入することとなりますと、指定管理業者と協議した中で指定管理料を決定し、契約することとなりますが、議員御指摘のとおり、村の管理料が2,300万円で契約できれば3,000万円の自主財源が増えることとなり、村にとっても大変メリットがあると考えます。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、にぎわいの場構想の候補地の一つとして位置づけておりますことなどから、慎重に判断していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い

い申し上げます。

次に、指定管理者の経営の行き詰まりや、次の指定管理者が見つからなかったら村営に戻したらどうかのお尋ねでございますが、仮に指定管理者制度を導入した場合には、指定管理者と慎重に協議を進めて、長い期間にわたって経営をしていただくことを望むところでありますが、現在のコロナ禍では、施設の利用者の減少により大変厳しい状況であることも推察されますことや、にぎわいの場構想の候補地の一つとして位置づけておりますことなどから、導入に向けては慎重に判断していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————沖島祥介議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問させていただきます。

村長の今の御答弁の中に、にぎわいの場構想の候補地としてあるとおっしゃっていますか、なかなか現実的にはにぎわいの場構想は進んでいないことが挙げられますが、どうお考えでしょうか。また、今、健康増進策のサービスとして仕方がない赤字じゃないかという御答弁でしたが、実際、YOU游ランドの場合、村内の利用者が約3割、村外が7割と聞いております。そんな中で、本当に住民サービス、逆に村内の方が7割で、村外が3割ぐらいだとまだ分かるんですが、それが逆な今現状かと思えます。その辺をどうお思いでしょうか。

また、もちろん今、指定管理者を見つけるのはなかなか難しいかも分かりません、コロナ禍の中で。ただ、私は、あれだけの設備とか自然がありますので、今1日7万円の売上げですが、例えば1日10万円あとプラスできれば、年間3,000万の売上げ増になるかと思えます。と考えると、1日1,000円使う方が100人いれば10万円増えるわけです。逆に、2,000円の単価でしたら50人増やせばいいのかと思っております。そんな中で、あそこに大きい自然がありますし、バーベキューハウスもありますので、例えば車で泊まれるようなキャンプ施設にしたり、いろいろ考えられることはあるかと思うんですね。そういうことを考えていきますと、あれだけの自然とイベント広場、ステージもありますので、やはり民間のいろんなノウハウがありますので、そういうことを活用すれば、決してできない数字じゃないと思うんですね。その辺をどう考えるか、ちょっと質問したいと思います。

○議 長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再質問につきまして3点と理解しますけれども、お答えしたいと思います。

まず、にぎわいの場構想の進展の状況ですけれども、実は私、山田牧場が本村の観光の一番の重要地点であるということから、山田牧場を最初に検討させていただいた、これが経緯でございます。

しかし、村民の皆さんの理解がなかなか得られないというふうなことで、本当に多くの村民の皆様には大変な御迷惑をかけて申し訳ないと思いますけれども、今この時点で多少方向が見えていますので、そういった点でまた方向をしっかりとやってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、YOU游ランドの利用者の7割が村外者、そして3割が村内者という利用状況であります。今までもこの状況について利用料の改定とか、いろいろ御意見がありました。しかし、いわゆる村の施設としてということの位置づけとすると、村民の皆様になるべく利用をお願いしたいところが本音でございますが、なかなか村民の皆様にご利用していただく率が上がりませんけれども、これからも、こういう機会を通して、またいろいろな機会でも、なるべく利用率を上げていかなければというふうなことで、また努力していきたいと思いますが、どうしても、いつでもそばにあるというふうなものであると思いますけれども、改めて村民の皆様の利用をお願いしたいと思っております。

次に、YOU游ランドの場所についての利用方法ですけれども、キャンプ場とかいろいろな状況があると思いますが、いわゆる拠点の一つとしてどうあるべきか、これから検討していかないとはいけませんけれども、村内にはいろいろなものがありますけれども、キャンプ場としては牧場がありますので、そういうようなところである意味、村内の観光施設の割り振りというようなものも検討していかねばならない。だから、ただYOU游ランドにキャンプ場をやったからというふうなことにもいかなかなと思いますので、その辺はしっかりと村民の皆様、そして検討委員会の皆様と協議をしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再々質問いたします。

高山村公共施設等総合管理計画の中での第3節で公共施設等の管理の課題の計画的・戦略的な施策の運営の項で、直営委託指定管理、貸付け等の現在の運営形態を見直し、役割を終えた施設の貸付け処分や集約化を図ることが必要とか書いてございます。そんな中で、まずそういうことを考えることが必要じゃないかということと、先ほど村長の答弁で、例えばキャンプ場をすると、ほかにもあるのでつくっちゃいけないのかという御答弁がありました。高山村は自然が豊かなところですので、キャンプ場の高山村というような形で、逆にそんなすみ分けなんか、あんまり小さいことは考えないで、もっと大きい発想で、高山村は車で来て自由に宿泊できるような施設があちこちにあるよというような形で相乗効果というのがありますので、あまりそんな、こういう仕事をやったらこの仕事を取っちゃうんだとか、そういうことじゃなくて、高山村の自然を生かした、人を呼び込む施策を全員で考えれば、それだけのインパクトがあつて、いろいろな方々がより一層見える

かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

今の再々質問は2つ入っているかなと思いますけれども、いわゆるどこの自治体でも公共施設の維持管理が非常に難しい、そのために本村においても公共施設の廃止あるいは廃合を計画を立ててこれから進めるという状況の中です。今、私が、あそこにはキャンプ場をつくっていけないとか、こういうふうなことを申し上げたつもりはありません。どこの自治体でもそうですけれども、観光施設を有効に利用するためにはどうあるべきか、そしてそういったためには村民の皆さんの協力を得ながらやっていかなければならない、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———5番 沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

本来は質問してはいけないんですが、よろしいでしょうか。

先ほど村長の御答弁で、ある程度の赤字はしょうがないという御答弁ありましたが、そうしますと、このままでずっとやっていくといたしますか、何もしないでといたしますか、そのまま赤字累積をずっとやっていくよというお考えなんですか、それをちょっと御答弁願います。

○議長（西原澄夫議員）

沖島議員に申し上げます。今4回目の質問になりますよね。

（「最初に聞いたつもりだったんですけど」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

村長、答弁よろしいですか。

———内山村長。

○村長（内山信行）

赤字をどんどんと累積してもいいんかというふうに捉えられたと思いますけれども、決してそういう状況は申し上げていないつもりでございます。いかに収入を増やして、そして赤字を減らすかと、こういうことも自治体の大きな責任でありますので、その辺は議員御指摘のようにしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

それでは、2番目の質問に入ります。

一茶館と歴史民俗資料館を併設できないかについて質問いたします。

まず、現状の歴史民俗資料館の営業日数が非常に分かりづらく、来場者のことを考えていないのではないかと思いたくなります。令和3年の歴史民俗資料館の開館日を言いますと、月曜日だけが休館日で、火曜日から日曜日の開館日が4月、8月、10月です。5月、6月、7月、9月、11月が金曜日、土曜日、日曜日のみ営業、12月から3月が冬期休館となっております。非常に分かりづらく、村のホームページの表示も違い、また民俗資料館が閉館している場合には、入り口には閉館だけの表示で、今月の開館日の案内とか全くなく、いかにも来場者のことを考えていないのではないのでしょうか。1番目の質問としてお尋ねします。

また、令和3年度の一般来場者は258名で、売上は2万5,000円です。営利目的の施設ではありませんが、年間売上2万5,000円をどう考えるのでしょうか、質問いたします。

そこで提案ですが、近年、来場者が減少傾向にある一茶館に歴史民俗資料館を併設したほうが来場者は1か所で2か所の内容が見られてよいのではないかと思います。高山村の古代からの歴史が分かり、また高山村と深い関わりのある小林一茶の痕跡を同時に見学できるのです。

また、歴史民俗資料館の資料の一部を移しても、一茶館には空調、湿度設定の設備が既にあるので、問題はないのではないのでしょうか。3番目の質問としてお聞きします。

また、現在の歴史民俗資料館の展示内容をDVDなどに説明つきで撮影し、それを一茶館にて定期的に放映されたらどうでしょうか。4番目としてお尋ねします。

平成25年3月、村長が議員時代の一般質問で、一茶館と歴史民俗資料館の併設について質問されておりますが、その真意をお伺いしたいと思います。

最後の質問ですが、空いた歴史民俗資料館はなかなかユニークな外観を持っているので、首都圏などの企業などにリモートワークなどの拠点として使ってもらうことはできないのでしょうか。また、民間に貸すのがどうしてもできないなら、村で必要な施設として再活用すればいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

———内山村長。

○村長（内山信行）

一茶館と歴史民俗資料館の併設についてお答えいたします。

一茶ゆかりの里「一茶館」は、晩年、俳人小林一茶が高山村に逗留し、村内に貴重な遺墨などが現存していることや、本村とゆかりの深いことなどから、その貴重な資料などを後世に伝承するために平成8年に建設され、その後、平成27年11月には博物館法による登録博物館として認可され、村民の皆さんを始め、観光客などの皆さんに御覧いただけるよう貴重な資料の保護や保管に努めているところであります。

一方、歴史民俗資料館は昭和59年に、本村にとってかけがえのない文化財を長く保存するととも

に、村の歴史や文化を正しく理解していただくため積極的な展示や教育活動を行い、歴史の調査研究及び新しい文化創造の拠点として建設された施設であります。

そこで、私が議員当時の平成25年3月定例会において、2つの施設を併設することに関する質問の真意についてであります。議員お尋ねの平成25年3月定例会において、私は文化施設充実の方向性について質の高い文化芸術環境や、ワーキンググループまたは検討委員会の立ち上げ時期に一茶館と歴史民俗資料館の既存施設の併設はどうあるべきかについて質問をいたしました。

そこで、既存施設の併設の質問の趣旨であります。無駄のない効率的な運用を重要視した場合、既存施設の併設はどうあるべきかのお考えをお聞きしたのが真意でございます。その際、当時の村長は、一茶館と歴史民俗資料館の両施設はそれぞれの目的を持って設置され、その目的を果たすため現在の場所で運営しておりますことから、併設ということは難しいとお考えでありました。

私からは以上であります。以降、教育次長から答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

私から、歴史民俗資料館の展示品等を一茶館に展示または併設すること及びその後の歴史民俗資料館の再利用についてお答えいたします。

先ほど村長から答弁申し上げましたとおり、一茶ゆかりの里一茶館及び歴史民俗資料館につきましては、それぞれ異なった目的で整備された文化施設でございます。議員御承知のとおり、文化振興は単に利用者数や維持管理経費をもって施設の存続等を判断することは大変難しいものと考えております。

このようなことから、両施設とも施設の老朽化が進んでおりますが、地域の歴史や文化を次世代につないでいくためにも重要な施設と考えておりますことから、施設の長寿命化に向けて本村の文化振興や両施設の在り方も含めて、村民の皆様や関係の皆様から御意見をお聞きする中で検討していく必要があるものと考えております。

そこで、現在の歴史民俗資料館の開館日が分かりにくいとの御指摘ですが、施設の開館状況につきましては建物入り口で詳しく表示してありますが、敷地の入り口付近では確認できない状況であります。このため、議員御指摘のとおり、来館される皆さんにとりましては分かりにくい状況でありますことから、表示板を分かりやすく改善するとともに、ホームページの更新などによって来館していただく皆さんに分かりやすい案内表示に改善してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、歴史民俗資料館の入館料についてのお尋ねですが、料金の設定につきましては、高山村歴史民俗資料館条例で規定しており、一般が1人当たり100円で、小中学生は50円に設定して

おりますほか、特に小中学生などが学術的な目的で入館される場合には減免等の措置を講じております。この入館料の設定につきましては、以前、歴史民俗資料館運営委員会や教育委員会内部でも話し合いを重ねてきておりますが、先ほど村長から一茶館と歴史民俗資料館の設置目的を申し上げましたが、歴史民俗資料館はかけがえのない文化財を長く保存するとともに、村の歴史を正しく理解していただくための展示や教育活動を行うことを目的としておりますことから、一茶館などの博物館と比べましても入館料が低いのはやむを得ないものと考えております。

しかしながら、いまだ出土品等につきましては調査中のものが数多くありますことから、早急に調査を進め、展示品を充実させた上で、今後、施設の運営方法と併せて料金体系につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、歴史民俗資料館にある資料の一部を空調設備等のある一茶館へ展示することについてありますが、現在、一茶館におきましては、文化財を展示室や収蔵庫で保存に適した空調や温度設定で管理を行っておりますので、歴史民俗資料館の資料を管理することは特段影響はないものと考えております。しかしながら、文化財の展示方法については、一茶館の限られたスペースの中での対応となりますので、現時点において資料館の展示物を一茶館で展示することは難しいものと思われまますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、歴史民俗資料館の展示内容をDVDに保存し、一茶館で放映できないかとの御提案であります。展示物の魅力や歴史的な価値を分かりやすく、また村の文化財の保存や調査研究の必要性を伝えるための方法の一つとしては有効と考えられます。しかしながら、例えばDVDを制作するに当たり、放映する内容の比較検討や施設内の設備の状況、継続性などを研究する必要があると考えられますことから、議員の御提案を含め、情報機器やインターネットなどの普及に伴う様々な媒体の活用方法や情報発信などについて研究してまいりたいと考えております。

次に、歴史民俗資料館をリモートワークなどで賃貸活用できないかとの御提案ですが、議員御提案のリモートワークにつきましては、ネット環境を活用しながら会社に出勤しなくても業務が続けられるなどのメリットがあり、歴史民俗資料館に限らず、これからの時代の働き方として必要なものであり、公共施設における新たな活用方法の一つとしては有効であると考えられます。

しかしながら、情報通信機器等のインフラ整備が必要となることのほか、貸出しに関する規則の整備、施設内の利用方法、安全対策や職員の確保など、クリアしなければならない課題が多くありますことから、整理をした上で、今後の施設の在り方等を検討していく中で活用方法の一つとして参考にさせていただきたいと考えております。

したがいまして、村といたしましては、一茶館と歴史民俗資料館を併設することにつきましては、それぞれ異なった目的で現在の場所にそれぞれ整備された施設でありますことから、現時点で併設することは難しいと考えておりますので、今後とも両施設が村民の皆様や観光客などの皆様に愛され、親しまれる施設となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い

願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問、村長にお伺いします。

先ほど御答弁いただきましたが、平成25年3月のときに、併設についてどうかということで、もちろんその当時の久保田村長がそれぞれの役割があるというお答えでしたが、村長としては併設はできないとお考えなのか、してもいいとお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（西原澄夫議員）

—————内山村長。

○村長（内山信行）

再質にお答えします。

私が当時質問した趣旨は、先ほど申し上げましたけれども、この質問に当たっては公民館のない施設ということで文化交流施設という議論がされている中で、文化施設とはどういうものか、その辺を検討しながら、今ある一茶館と歴史民俗資料館の全体としての位置づけとして、あるものは非常に需要があるんだけど、しかしこの2つをどういうふうにして考えていくか、こういう格好で質問したのが先き程の真意であります。じゃ、一茶館と歴史民俗資料館はどう考えているかという私の考えですが、先ほど申し上げましたように、併設という考えからすると、ただ単にこれとこれをくっつければいいというふうなことじゃなくて、併設にするのであれば、どういう問題があって、どういうことを解決しなきゃいけないのか、その辺を含めてしっかりと検討しなければならない。建設当時の目的がそれぞれ違いますので、その辺をしっかりと検討しなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

それでは、3番目の質問に入ります。

災害などで村内が停電になったときの対応について質問いたします。

村内が停電になった場合、村内の各避難所に非常用電源設備は整備なされているのでしょうか。また、現在なされていないなら、計画があるのかお尋ねします。

また、インフラ施設として中山地区の給水の9割を担っている大石水源のポンプが作動しなかったら、中山配水池の容量は1日しかもちません。どう対応するのか。

以上、質問いたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

災害などで村内が停電になったときの対応についてお答えいたします。

まず初めに、私から1点目の避難所の非常用電源の整備についてお答えをさせていただき、2点目の配水池の非常用電源につきましては建設水道課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

防災拠点施設等における非常用電源の確保につきましては、平成30年7月に西日本を襲った梅雨前線による豪雨や、同年9月に発生した北海道胆振東部地震等の災害発生時において大規模な停電が発生し、経済や生活に大きな影響を及ぼしたことから、その重要性が改めて問われております。

特に北海道胆振東部地震では、最大震度7を記録し、道内全域が停電となる、いわゆるブラックアウトや断水などのライフラインの寸断により、電力の不足が暮らしや社会、経済活動に大きな影響を及ぼしております。

このような大規模停電では、当然のことながら、一般家庭はもとより防災拠点となる庁舎や避難所においても停電となり、災害対応業務に支障が生じてしまう結果となり、改めて防災拠点施設や避難所における非常時の電源確保が大きな課題となっております。

このため、国では、防災基本計画等において「72時間は外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい」として、災害発生時の業務継続性確保のため、地方公共団体へ防災拠点施設や重要インフラの非常用電源を確保するよう求めております。

こうしたことから、村では防災拠点となる庁舎の非常用電源を確保するため、平成23年度に整備した軽油の発電機に加え、令和元年度に太陽光発電設備と蓄電池を整備し、さらに令和2年度において発電機用の軽油3,000ℓを貯蔵する燃料タンクを整備するなど、非常用電源の確保に努めてまいりました。

そこで、各避難所の非常用電源の整備についてのお尋ねであります。現在、村では学校施設や体育館などの公共施設を基本に据えて15か所を避難所に指定しておりますが、避難所専用の大型発電機や蓄電池等の非常用電源につきましては、多額の費用を要することなどから、現時点で整備はされておられません。このため村では、段階的に非常用電源の確保対策を進めることとし、令和2年度には各指定避難所に防災コンテナを設置するとともに、移動式の小型発電機を整備し、避難所における照明や携帯電話等の通信機器などの最小限の電力を確保しております。

また、令和3年度には環境負荷の低減と停電時の避難所の電力確保を目的に、満充電で一般家庭3日分程度の電力が供給できる能力を有し、どこでも駆けつけることができる電気自動車1台を導入させていただいております。

このように、できることから順次整備を進めてまいりましたが、令和5年度におきましては、保健福祉総合センターの非常用電源を確保するため、国の地域レジリエンス・脱炭素化を同時に実現

する公共施設への自立分散型エネルギー設備導入推進事業を活用して、太陽光発電設備や蓄電池設備等の整備を計画し、現在、申請に向けた作業を進めている段階であります。

したがって、今回、議員から御質問のありました災害時の非常用電源の確保につきましては、村におきましても大変重要な課題として捉えておりますことから、今後、小中学校の体育館等の主要な指定避難所につきましては、国等の補助金を有効に活用しながら、各施設の状況に応じた非常用電源設備を計画的に整備してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————荒井建設水道課長。

○建設水道課長（定住支援室長）（荒井孝浩）

私からは、大石水源の非常用電源設備についてお答えいたします。

中山地区の給水の約9割を占めております大石水源は、中山地区の皆さんにとって夏のかん水とともに、いつでも安心しておいしい良質な水道水としてご利用いただいております。

そこで、大石水源に非常用電源設備が必要ではないかとの御提案でございますが、大石水源を主とする中山配水池からの1日当たりの配水量、いわゆる使用量はおよそ600m³で、配水池の容量は500m³でありますので、水源からの供給が停止した場合、1日もたずに配水池が空になってしまうこととなります。

このため、議員御指摘のとおり、現在、大石水源を含め村内の水道施設には非常用電源設備は設置されておりませんが、近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しておりますことから、今後起こり得る自然災害などによる長時間の停電を想定した対策を講じておく必要があります。そのようなことから、村といたしましては災害時を想定した長時間の停電に備え、移動式発電機などの非常用電源設備の確保が必要であると考えておりますことから、発電機の規模や緊急時に専門業者の支援を受けられるかなどを含め、あらゆる災害を想定しながら、必要となる発電機の整備について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

村では、今後とも安全でおいしい水の安定供給に努めるとともに、水道事業の健全な運営を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

再質問いたします。

今年度、高井グラウンドで体育施設の発電機の更新をやる予定でございますが、それと同じような施設を、例えば北部グラウンドの照明をそういう発電機を利用した照明にして、万一、緊急時には北部トレーニングセンターでそれが使えるような、そういった対策はできませんでしょうか。質問いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

再質問にお答えいたします。

議員ただいまお話しのとおり、高井トレセンには、今年度そういった形で非常用電源の設備をトレーニングセンターのほうにも回せるように、今段階で進めております。

同じように、北部体育館についても同じようなことができないかということでございますけれども、先ほど説明させていただきましたとおり、順次、村では計画的に考えてまいりたいと考えておりまして、取りあえず来年度は保健福祉総合センターをやる中で、次の段階としまして小中学校体育館、その次、順番に大規模な避難所から順次計画を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

————— 沖島議員。

○5番（沖島祥介議員）

本当に災害はいつ起こるか分かりませんので、なるべく早急にやっていただければと考えております。

以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議 長（西原澄夫議員）

以上で沖島祥介議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議 長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 2番 勝山正弘議員。

○2番（勝山正弘議員）

通告書に基づき質問させていただきます。

前回、9月の定例会で改めて質問していただきたいということでありましたので、今回引き続き交通弱者への補助、助成といった観点より質問いたします。

第6次高山村総合計画の公共交通機関の利用状況の確認とコスト面での必要性の問題について、現在対応策の検討をいただいていると思います。交通弱者への負担軽減として村は補助していますが、さらに一歩進めて、高校生の通学支援見直し及び高齢者の自動車免許証返納者に対する助

成制度を検討していただきたいと思います。

そこで質問ですが、1番目、特に高校生の通学への補助は路線バスに限定していますが、自転車での通学者もおり、電動アシスト付自転車を購入する場合、負担軽減として購入の補助金の検討をお願いしたいと思います。村のお考えをお聞きいたします。

また、同様に、今度は子育て支援の一環で電動アシスト三輪車の場合も補助の対象としている自治体もいっぱいあるんですが、村としてはどう考えるか。

3番目、高齢者の自動車免許証の返納者に対しシニアカー購入希望者へは障がい者と同様に補助金の対象にしてほしいと思います。障がい認定はされていない高齢者の移動支援として、やはりシニアカー購入補助金制度を、ほかの自治体同様実施してほしいと考えますが、村はどう思われるか答弁願います。

○議 長（西原澄夫議員）

————堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

交通弱者への補助金制度についてお答えいたします。

村では、村民の皆様の重要な交通手段であります公共交通システムの見直しを行い、平成30年10月1日から新たな公共交通サービスを開始し、現在に至っております。この公共交通システムの見直しに至った経緯につきましては、バス利用者の急激な減少に伴い、長電バスが山田温泉線からの撤退を検討される中で、特に移動困難者として保育園児や小中学生、高校生、さらには高齢者の皆さんなどの交通の足を確保するとともに、路線バスの維持・存続を図るために見直しを行ったものであります。

そこで、まず初めに、高校生に対する電動アシスト付自転車への補助金の検討についてですが、電動アシスト付自転車は、人がペダルを踏む際に電動モーターが補助（アシスト）する自転車で、こぎ始めや上り坂を楽に走行できることや、環境意識や健康志向の高まりなどから移動手段として関心が高まっております。

村内では、現在どの程度の高校生が電動アシスト自転車により通学されているか把握しておりませんが、通学方法については、それぞれの御家庭の事情や、子どもさんの考え方などによって異なっているものと思われまます。

したがいまして、村としましては、先ほど申し上げましたとおり、路線バスの維持・存続を図るために高校生などを対象に、バス料金に係る費用を公費負担させていただいておりますことから、電動アシスト自転車への助成につきましては、現在のところ考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、子育て支援の一環として電動アシスト三輪車に対する補助についてのお尋ねではありますが、現在、保育園や小中学校におきましては送迎の大半が自家用車で対応されており、電動アシスト三

輪車で送迎されている方がいらっしやらないことや、村内において見かけることはほとんどないことなどから、村としましては、電動アシスト三輪車に対する助成につきましても、現在のところ考えておりませんので、よろしくお願ひいたします。

次に、自動車免許証の返納者及び障がい認定されていない方へのシニアカー購入に係る補助についてのお尋ねであります。まず、本村のシニアカー、いわゆる電動車椅子の購入に対する補助制度につきましては、平成4年に在宅高齢者等福祉機器補助金交付要綱を制定して、村内に住所を有する在宅高齢者等で、在宅高齢者等と同居している世帯の前年の所得税の合計が15万円以下の方に助成しておりますことから、障がいをお持ちでない方もこれらの要件を満たしていれば対象となります。

一方、高齢者の運転免許証自主返納制度は、高齢化が進み、高齢者が関係する交通事故が増していることを踏まえ、平成10年に道路交通法の改正に合わせて始められたもので、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる高齢者が自主的に運転免許証を返納するものであり、高齢者・認知症患者の運転事故を未然に防ぐ方策の一つとされております。

このため、村としましては、この状況を踏まえ、村内においても自主返納される皆さんを想定する中で、公共交通システムの見直しを行ったところであります。特に、この見直しの中では、ICカードKURURUを利用することで、70歳以上の方につきましては通常料金の3割程度で長電バスや高井・中山地区の予約制乗合タクシーを御利用いただけることとなっております。

また、この公共交通システムの最大の目的は、移動困難者である学生や高齢者の皆さんなどの交通の足とともに、長電バスの維持・存続を図るためにバスなどの料金を助成させていただいておりますことから、現時点では運転免許証の自主返納を理由に電動車椅子の購入に対する助成は考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

再質問いたします。

今、課長の答弁で家庭の事情で云々という話がありましたが、家庭の事情は確かにあるんですけども、弱者への補助という観点で言った場合に、こちらは認めるけれども、こちらは認めない、この公平性というのは欠如しているんじゃないですかね。どう思われますか。

それと、子育て支援の一環での電動アシスト三輪車は保育園の送迎に限定したものではなくて、三輪車を使って賄うというか、移動手段を必要とするという考えであって、ほかの市町村でもそれは補助金の対象としているといったところが結構あるんですね。電動アシスト自転車についても、県外のほうでは非常に盛んで、車両の本体購入費の2分の1、上限金額が3万円から6万円といったところが多いと思われま。県内においては、軽井沢町も2分の1、上限5万円、天竜村に至っ

ては3分の1、そして上限3万円ということでやっております。

群馬県ではさらにもっと緩和はしているんですが、先ほど言われました弱者の関係で運転免許証の返納者に対しては対応していないし、今の時点では対応する予定もないということなんです、シニアカーについては、先ほど話がありましたように、平成4年で経費30万円、その2分の1の範囲内ということで決められて、そして平成11年、そして平成17年4月、経費20万円以下の2分の1、そして限度額10万円と。高山村はこのシニアカーの補助金の金額に逆行して減ってきているんですね、厳しくなっている。なぜそういう厳しい状況をおかしいと思わないんですかね。交通弱者に対してどんどんよくなるというのであればいいんですが、これを捉えると厳しい条件になっているというのは逆行しているんじゃないですか。

それと、私のほうでちょっと調べました、今は身障者、それと下肢障がい者、民生委員の確認で申請するという流れのようなんですけれども、実際に補助金の対象件数というのは、令和2年で2件、令和3年で3件、令和4年で2件と非常にわずかな件数しか上がっていないと。これどう思われますか、家庭の事情ですか。自主返納したときには、やはりそれなりに欲しいという家庭も多分いらっしゃると思うんですね。これに対しては、村はそんなに大きい金額を補助するわけではないので、そこら辺を考慮してあげたらいかかかなと思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（西原澄夫議員）

————堀健康福祉課長。

○健康福祉課長（堀 一生）

再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の高校生のアシスト付自転車への補助の関係でございますけれども、先ほども申し上げさせていただいておりますけれども、交通の足を確保するために長電バスさんからの撤退をしていただかないように、まず維持をすることを目的にしております、通学に使われる高校生の皆さんへ補助をするというのが原則となっておりますので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

それとあと、子育て支援に対する電動三輪車の補助につきましては、先ほども申しましたけれども、村内ではそれほど見かけることがないということで、現時点での補助は検討はしていないということになりますので、こちらも御理解をいただきたいと思います。

それと、3点目でございますが、シニアカーの補助金が減っているということでございますが、こちらシニアカーの販売金額等を考慮していく中で補助金の補助額等も検討させていただいており、また値段も安価なものが出てきているというようなことから、補助金の割合を減らさせていただいているということで現在に至っております。

それと、4点目でございますが、シニアカーの購入されている方が減っていることをどう思われるかということでよろしかったですか。

シニアカーの申請が少ないのはどう思われるかですが、過去5年間の実績を申し上げさせていただきますと、平成30年から本年度まで11名の方にシニアカー、電動車椅子を補助させていただいております。そのうち7名の障がい者手帳をお持ちでない方に補助をさせていただいております。そもそもこの制度で、もう従来、1人1台しか補助ができないということで、乗っていらっしゃる方は多いんですけども、対象者としてくると、ある程度の方がお持ちになっていただいております。至っているというふうに考えておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

交通弱者という形に対する保護というのを目的としてもらいたいで、これは前回も話してありますが、やはり公共交通機関並びに交通弱者の関係については、村の第6次総合計画基本計画の中のアンケートに対する不満度ナンバーワンなんですよね。ナンバーワンの不満のある課題について、なぜよくなっていく、これだけよくなってきたというふうにはいかないんですかね。年々よくなっていいと思うんですけども、先ほど説明したデマンドやKURURUについては、そのまま様子を見てというレベルであって、よくなってきているというのが目に見えて分かるようにぜひしていただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問です。公民館の改修検討についてということで質問いたします。

老朽化した高山村公民館の改修について、検討委員会を設置して年内に方向性を確定したいということですが、令和5年の設計予算化を起す前に、図書室を残すのではなく、図書館として独立分離して考えたほうがよいと思われませんが、どう考えますか。

そこで質問ですけども、公民館の改修において現状の図書室を残さないで別棟で分離して図書館を新設するという選択肢もありと思いますが、村としては、ここについてはどう考えたのでしょうか。

1番目、図書館用地は公民館と隣接する元歯科医院跡地を利用して、木造でもいいんですが、平家建てで使いやすくすること、親しまれる学習・憩いの場となるようにやったほうがいいかと思えます。その点どう思われますか。

今、歯科医院跡地というか、その建物については貸与しているということですけども、庁舎内の敷地内に一戸建ての家があって貸与しているというのは、ちょっとおかしいというか、たまたまあるから暫定的に利用していただいているというのであればいいんですが、ほかの市町村を見ても、そういう事例は少ないんじゃないかなと思えます。ぜひ、隣接しているということで、その利用方法もそういうふう考えたほうがいいんじゃないかなと考えます。

図書室の移動で、公民館の狭い空間を広く、使いやすく、利便性になるということを考えてもらいたいと思います。公民館の改修工事中も図書館として、ミニ図書館でもいいんですが、分離した

ところに移動してあることで図書館としても利用は可能になってくると。

3番目、費用面では、公民館の改修費用を削減して公共図書館の設置をすることにおいて、国の各種補助金、交付金というのが結構出ると思われます。独立分離したほうが費用面でも賢明かと判断しますが、どうお考えでしょうか。

あと、公民館の改修について、図書館の分離もそうですけれども、デザインの関係については、工夫を凝らして費用を抑えたもの、公募によるデザインの募集とか、そういったところまで突き詰めていろいろ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

公民館の改修検討についてお答えいたします。

高山村公民館は地上3階、地下1階の鉄筋コンクリート造りで、昭和54年4月に開館し、村の社会教育や地域文化の拠点施設として村民の皆さんに御利用いただいております。この公民館は社会教育法の規定に基づき設置された施設で、その役割は、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としており、事業としては、定期講座の開設を始め、講演会や展示会などの開催、図書・記録・資料などを備えて利用すること、体育やレクリエーションなどに関する集会の開催のほか、各種団体や機関などと連携することなどと規定されております。

そこで、公民館の改修検討の経過につきましては、平成22年度を初年度とする第5次高山村総合計画の基本構想において、村民ニーズに対応した公民館や一茶館等の文化施設の在り方について検討を行い、生涯学習や文化の拠点としての施設整備を推進するとしたことから、村では高山村文化振興懇話会を設置して検討を進めてきたところであります。

この懇話会では、平成24年2月に、主体的に学べる地域文化の創出拠点となる生涯学習推進センターとしての活用や、新たに多目的文化ホール・ギャラリー、図書館機能を持った質の高い文化施設の構築について村に報告され、平成27年12月に高山村文化・活動拠点施設整備構想検討委員会に、高山村文化・交流活動拠点施設整備構想の策定について諮問し、平成29年3月に答申されております。この答申に基づき、平成29年11月のブロック行政懇談会等において、村民の皆様から様々な御意見等をいただく中で、かなりの財政負担が生じることや、大規模な事業であることから、ほかの施策や住民生活に及ぼす影響等を十分考慮した上で既存施設の改修について再度検討したらどうかとの御意見が多数寄せられたことから、村では新築ではなく、別の方向で検討することといたしました。

その後、第6次高山村総合計画の中で、本村にふさわしい文化・創造・交流・学びを高めるため

の拠点施設としての公民館ホールや図書室などの整備について、施設改修を基本に据えて検討を進めることとし、本年8月に公民館改修検討委員会を設置して、これまでに4回にわたり会議を開催し、現在、公民館の改修のための基本的な計画に関する意見の取りまとめを行っているところであります。

そこで、公民館施設の新たな建設や、図書室の移動による公民館の利便性向上についてのお尋ねであります。図書館は図書館法の中で「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されており、より多くの人と本をつなげるための施設であると考えております。

一方、公民館図書室は地域住民のために、図書・記録・資料などを備えて利用することで、地域の課題解決や地域の人と人とのつながりなど、地域のコミュニティーづくりに役立つ施設でもありますことから、公民館を運営していくためには、公民館図書室は必要な機能であると考えております。

そこで、議員御提案の旧歯科診療所跡地へ平家建ての図書館を建設することにつきましては、建物を建築することによって、より使いやすい施設になり、学習や憩いの場としても活用できるものと思われまます。また、図書室を別の場所に移動することによって、既存の場所に広い空間が生まれますことから、他の利活用を検討することもできるものと考えられます。

しかしながら、図書館の新築に関わる議員からの御提案につきましては、以前、交流活動拠点施設整備構想の中でも検討や議論をされてきており、その検討結果等も踏まえて、あくまでも既存施設の改修を基本としておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、費用面から見た公立図書館の独立設置についてのお尋ねであります。例えば新規に公共図書館を整備する場合、設置者は市町村となりますが、建設に当たっては地域が求める図書館などの構想について、まずは地域と一緒に検討していくことになると思います。それと同時に、図書館の役割や機能について学びや理解を深め、地域と市町村が総意の中で進めていくこととなります。

その上で、建設に至った場合の財源についてであります。国内では内閣府が行っている地方創生拠点整備交付金や国土交通省で行っている社会資本整備総合交付金などを活用し、整備されている図書館がございますが、いずれも図書館事業を主たる目的とはしておらず、地域の活性化や市街地の再開発事業などを主体的に行った上で図書館を整備されているようであります。

したがって、図書館を単独で整備する場合の費用につきましては、有利な財源が期待できないことなどから、現在、村では公民館の改修に向けて、社会教育施設整備のための基金を毎年積み立て、整備する際の財源の一部として備えているところであります。

次に、設計デザインを公募によってコンペスタイルで行ったかどうかの御提言であります。議員お話しコンペスタイルは業務の委託先を選ぶ方法の一つとして、単に価格を競う入札方式と

は異なり、提案されたものの中から最も優れた内容のものを選ぶ方式として、これまで本村においても新たな施設を整備する際に採用してきた経緯がございます。

しかしながら、現在進めております公民館の改修検討は、今ある公民館施設の長寿命化を図ることを最優先に、高山村らしい文化の形成と多様な交流の拠点として、現在の講堂や図書室、会議室等をどのようにして使い勝手よくしていくかなどを委員会において御意見をお聞きしておりますことから、どのような方法が効果的なのか、議員御提案のコンペスタイルも含めた中で総合的に検討した上で判断してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議 長（西原澄夫議員）

——勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

再質問ですが、私のほうで公民館の改修に反対ということではなくて、大賛成であります。ただ、今申し上げたように、今ある中で必ず図書室を用意しておかなきゃいけないのかどうかというのが、ちょっとネックでしたので、今、図書室として近場でそういった可能性があって、コストがかからなくて、そしてさらに公民館を広く運用できると、ワークステーションでもできますし、部屋も取れますし、増築で広げていくという公民館じゃないということをちょっとお聞きしましたので、そういった中では限られたスペースを有効利用するというのは非常に難しいと思われまます。それで隣接したミニ図書館、図書館でもいいですが、庁舎の敷地内にあって、教育委員会のほうとの連絡も、内線で連絡いただければすぐ飛んでいけるといった連絡網も、それほど大きい問題ではないかと思われるんですね。

図書館については、地方では富山市とか、長野県内では塩尻市、こういったところに私行って、非常にすぐれた図書館で立派だというのは感激しましたけれども、そういう図書館構想というのは私は今考えていなくて、今ある図書室をもっと利便性があって、みんなが使える、そして庁舎内の敷地内で独立してあれば非常にいいんじゃないかという素朴な考えなんですよね。今、山崎教育次長は公民館には必ず図書室が義務づけられているような、必ず図書室は用意しなきゃいけないということではないと思うんですね。だから、設計するに当たっても、図書室ありきという考え、それはそれでいいんですが、そのデメリットのほうを考えたときに、メリットで図書室を近場で分離して、費用的にも抑えられるのであれば、そちらのほうの検討もこれから検討していく中でありかなということ述べてさせていただいたんです。

図書館における補助金、交付金の活用は、さっき言われた国交省の関係、そのほかに都道府県でも結構出しているんですよね、図書館建設促進補助金、市町村総合補助金、地域政策補助金、自治振興事業補助金、内閣府では先ほどの地方創生もありますが、地域活性化交付金、それと地方創生推進交付金、そのほかに費用のほうは図書館振興財団助成金、そういったものを幅広く使うことによって、先ほど言った大がかりの派手な、ガラス張りのエレベーター、エスカレーター付きの図書

館を造るんじゃなくて、分離した、使いやすい図書館ということであれば、費用は結構賄えると思うんですね。

今回、公民館のほうは新築はしない、増築で、新築する場合は25億から32億、場合によってはもっとかかるという話でしたが、今、基金のほうで積み立てて、それを使って不足分は起債で賄いたいという考えで進められているようですけれども、それでも改修費用で億単位の金額が多分出ると思われま。図書室というか図書館にしたところで1億もかからないんですよ、何千万単位で十分機能できるし、そこら辺総合的に判断してもらって、今検討している公民館の改修の中でやっていただければと思います。先ほどの図書館の補助金のほうで、さらにクラウドファンディングというのがありますので、そういったのもお願いしてみると、どうしても足りなければですね。

私ども、先日、飯綱町に議員研修で視察に行って、図書館というか図書室を見学してまいりました。木造で、非常になじみやすい、いいなと思って。来週、議員のほうで視察で豊丘村のほうに行きまして、図書室、図書館、平家建てですけれども、こういったところも参考にしながら、そんなに立派なやつでなくてもいいと。前回、教育次長、20年以上補修して公民館はもてばいいというか、20年以上耐えられるもので改修工事をしていきたいというお話しでしたんで、木造でもしっかりしたものは十分20年以上もちますので、ぜひ図書館という形での分離した検討もお願いしたいと思います。

○議 長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再質問にお答えいたします。

お話の中では3点ほどあったかなと思います。1つ目、図書室の在り方、考え方について、それから新築する場合の補助金また基金等の取扱いについて、さらに、使いやすい公民館施設ということで、今20年というお話もございましたが、公民館の改修についてということをお願いいたします。

初めに、図書室の在り方の部分について、先ほど答弁申し上げましたとおり、公民館は人と人とのつながりという部分では大変重要な施設でございます。その公民館の事業の中に図書、資料等を保存する施設として、人と人がつながる役割を担っているというふうに考えておりましたことから、公民館には必要な施設であるということをお話しさせていただいたところでございます。

議員お話しされたとおり、使いやすく親しみやすい、利便性の高い施設になるように、また今後とも検討していきたいかなと思っております。

また、補助金の関係でございますが、様々な補助金ございますけれども、その目的に沿って活用できるものというふうに考えておりますので、また今後、公民館の改修等を検討していく中で、目的に沿ったものであれば、ぜひ活用していけるように研究をしていきたいかなというふうに思います。

最後、公民館の改修につきましてでございますが、答弁を繰り返すようになりますけれども、長寿命化を図りたいところを最優先に捉えさせていただきまして、村として文化の形成、多様な交流の拠点として、現在検討いただいております委員の皆さんの御意見もお聞きしながら、さらには村民の皆様の御意見をお聞きしながら、先ほどおっしゃられました利便性の、使いやすい施設になるよう研究、検討をしてみたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

来週、研修ということで豊丘村のほうへも行ってまいりますので、もし教育委員会のほうでも図書館、図書室を見てみたいというのであれば、同行していただければと思います。

次に、3番目の質問に入ります。

次世代自動車購入補助事業の取組についてということであります。

カーボンニュートラルの実現に貢献する電気自動車の開発は目覚ましく、自動車各メーカーは脱ガソリン車化が進んでいます。ゼロカーボン社会の実現を目指す中、電気自動車の購入については、国の補助金のほか、各市町村でもクリーンエネルギー自動車導入補助事業として対応しています。

高山村でも地球にやさしい住宅用エネルギー設備等設置費補助金、これは交付、実施されていますが、住宅用太陽光発電システムや蓄電池システムに加えて、自動車用の補助金交付のほうのほかの市町村でもやっているとおり必要かと思われまます。令和5年度より住宅用太陽光発電システム、蓄電池システムの補助金に加えて自動車用、これは自動車本体、それとV2Hなどの蓄電を車から戻すという装置、家庭のほうへ電気供給するというこのシステムの補助金のほうの交付をお願いしたいと思えます。

電気自動車はエンジンがなく、燃料を燃やすことなく走りますので排気管がついていません。CO₂や大気汚染物質の排出はゼロです。豊かな自然と共存する安全、快適な村を目指し、日本で最も美しい村連合に加盟しているため、率先してこの電気自動車の普及は必要であり、助成も不可欠と思えます。村としてはどうお考えですか、御答弁願います。

○議 長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

次世代自動車購入補助事業の取組についてお答えいたします。

今日、地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、成長の機会と捉える時代になりつつあると言われております。こうした中、国は、2020年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言し、太陽光発電やバイオマス燃料などのグリーンエネルギーを積極的に導入・拡大す

ることで環境を保護しながら産業構造を変革し、ひいては社会経済を大きく成長させるための実行計画として、同年12月、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定しております。このグリーン成長戦略では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて成長が期待されている14の重要分野が設定されており、その一つに自動車・蓄電池産業が掲げられ、乗用車は2035年までに新車販売で電動化100%を実現するとされております。

この、国が掲げる乗用車の電動化につきましては、動力を100%電気で賄う電気自動車、いわゆるEVだけでなく、車載タンクに充填した水素を用いて発電を行う燃料電池車、いわゆるFCVも含まれ、また、現在、日本でも身近な車となっているハイブリッドカー、いわゆるHVも含まれるとされており、こうした動きは電気自動車に積極的にシフトしている欧州とは若干異なっている状況にあります。

そこで、次世代自動車の購入に係る補助についてのお尋ねであります。議員御提言の電気自動車はガソリンなどを使わず、100%電気を動力源とするため、温室効果ガスが発生しないクリーンな乗り物であることから、将来はガソリン車に代わる次世代自動車となるものと思われます。

しかしながら、購入費用が従来のガソリン車に比べて高価であることなどから普及が進んでおらず、一般社団法人日本自動車販売協会連合会が発表した乗用車の燃料別販売台数を見ると、2021年で総販売台数239万9,862台のうちEVは2万1,139台で、全体のわずか0.9%にとどまっている状況であります。

このため、国ではEV購入を促進するべく、1台当たり85万円を上限に補助を行っているほか、松本市や佐久市など県内7自治体を始めとする一部の自治体においても購入補助を行っておりますほか、さらなるエネルギー利用の効率化を推進するため、V2Hと呼ばれるEVに蓄えた電気を住宅に供給するための設備の設置費用の助成を行っている自治体もあります。

しかしながら、全国的に電気自動車に興味を示されている方は増加傾向にあるものの、充電スタンド等のインフラ設備が進んでいないことから、多くの方は電気自動車を買って控えている状況にあると思われます。

さらに、国が掲げるグリーン成長戦略では、2035年に向けた目標が電気自動車だけに限定しておらず、コンパクトカーやミニバンなど多種多様な車種のハイブリッドカーが含まれていることから、当面はハイブリッドカーを選択する方が最も多いと言われております。

このようなことから、温室効果ガスの削減に寄与するEVの普及促進は、将来的に必要な不可欠であると認識しておりますが、現時点におきましては様々な課題があることから、本村における補助金制度の創設につきましては、先進地の取組などさらなる調査研究が必要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、村ではエネルギーの地産地消として、住宅用エネルギー設備設置費補助金についても、多くの住民の皆様にご利用いただいておりますほか、役場庁舎に太陽光発電設備等を整備させていた

だくなど、高山村地球にやさしい環境基本条例の理念に沿って様々な取組を推進しております。今後も、長野県が目指す2050年度の二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量ゼロに向けて、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築し、自然と人が共生する地球にやさしい環境の保全と創造の実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

———勝山議員。

○2番（勝山正弘議員）

課長のほうから今言われましたけれども、従来に比べて今相当発達していて、充電した後の走行距離も500kmというのは当たり前になってきているんですね。ハイブリッドの場合はガソリンと併用ということなんで、災害時のときはやはりガソリンというのがネックになってきてしまいますし、水素の場合は、まだまだインフラが厳しいかと思われれます。ただ、電気自動車（EV）については、受注状況は今非常に多くて、日産自動車では受注をストップしていると。軽自動車まで電気自動車に今なってきています、三菱自動車もそうです。国の補助金が2022年度分はもう終わってしまって、人気があり過ぎて枯渇して、今度は23年度分の決定を待って、それからみんな受注という形になっているはずなんですね。それだけ今騒がれている商品でもあるのに、しかも高山は日本一美しい村で、ガスの排出ゼロということのでいち早く取り組んでいるということで非常にアピールできるんですよね。

非常にまだまだ高額ではありますけれども、補助金を利用して100万円台で本体価格が買えるようになってきているので、村としてもぜひそこら辺は前向きに、この美しい村ナンバーワン、排ガスゼロというところを売り文句にアピールしていったら、非常にメリットがあると思うんですが。先ほど佐久のほうではと言われましたが、佐久は国の補助金の2分の1、上限20万円、軽井沢においては本体価格10%以内、本体が高いのですと4、500万いっていますので、ただし上限は30万円の補助を出していると。長野県下でもそれだけ取り組んでいる市町村はあるので、高山村がよそを見ながら一番最後に手を挙げるというのはいかがなものかと思いますので、ぜひEVに関してはほかでやっているのとせめて同じぐらいに、来年度に間に合うようにやっていただいたほうが、高山のためにもなるし、村の人のためにもなると思われれますので、よろしくをお願いします。

私のほうの質問は以上です。

○議長（西原澄夫議員）

以上で勝山議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

これより本休憩とします。

会議は午後1時から再開します。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

————— 6番 高井央葉議員。

○6番（高井央葉議員）

すみません、声がこもってしまうので、マスクは外させていただきます。

通告に従いまして質問いたします。

1問目に、手厚い保育園支援についてお尋ねします。

昨今、働き方の多様化に伴って保育ニーズも多様化・複雑化してきている中で、さらに新型コロナウイルス感染症の影響で、保育現場に求められる負担が急激に増えています。そういった中で、保育士の皆さんの実務的・精神的な負担を減らし、利用する子どもたちとその保護者にとって子育てのよりどころとなるようなたかやま保育園の在り方について伺います。

1つ目に、負担が急増している現場の負担を軽減するための具体的に講じられている策があれば、その方法とその効果についてお聞かせください。

また、保育者の配置人数については、当然、国の基準を厳守されていますが、それ以上に手厚くすることも可能と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目に、保育園の利用については保護者が保育できないケースに限定されていますが、保育ニーズの多様化によって一定の証明書では示し切れない保育を必要とするケースがあるかと思えます。一定の事由に加えて、さらなる子育て支援、そして若い世代の移住・定住には、やはり働きやすい環境、子育てしやすい環境としての助けとなるような高山村独自の手厚い保育園支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

————— 山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

手厚い保育園支援についてお答えいたします。

保育園は、就労などのために家庭において子どもの生命の保持や、健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助、いわゆる保育ができない保護者に代わって、子どもに対して養護と教育を一体的に提供する施設と児童福祉法で規定されております。

そうした中で、村では、以前、村内に2園あった公立保育園を統合し、平成20年4月に新たな「たかやま保育園」が開園いたしました。現在、たかやま保育園は定員195人に対して140人の園児の皆さんが、8クラスに分かれて保育園生活を送っております。

そこで、保育ニーズの多様化やコロナ禍における業務負担軽減策等についてのお尋ねであります

が、村におきましては、令和2年3月に策定いたしました第2期高山村子ども・子育て支援計画に沿って、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を総合的に支援していくこととしております。この計画の策定に当たりましては、ゼロ歳から小学6年生の児童のいる世帯を対象に、保護者の就労状況や子育て支援サービス利用の実態、子育てに関する意識などを把握するためにアンケート調査を実施し、計画に反映したところであります。

このように現状を踏まえた上で、計画に沿って日々保育業務を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響や社会経済環境の変化の中で、特に職員のコロナに対する心理的な負担が増えているものと思われますので、会計年度任用職員の皆さんの御理解をいただく中で、職員の業務負担軽減を含めて、可能な限り柔軟に対応できるよう体制整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、保育士の配置人数についてであります。職員の配置につきましては、現在、園長以下会計年度任用職員も含めて42名の体制を整えておまして、保育所の運営基準に従って、業務や役割を分担しながら適正な人員体制を整えております。

中でも、村独自の取組といたしましては、運動機能の発達や、人や物との関わりが強まる1歳児への体制を特に強化する必要があるとの考えの下、平成29年度からは、国の園児6人に対して1人の職員を配置する基準を、村では園児4人に対して1人の職員を配置して、安全な保育環境の充実に努めているところであります。

このようなことから、年齢層に応じて国の職員配置基準を基本としておりますが、幼児教育・保育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う場であり、大変重要な時期と捉えておりますことから、今後とも必要な職員体制を整えた上で、施設面での整備や、さらには保護者の皆さんや地域の皆さんとの連携など、安全で安心した保育ができるよう、引き続き信頼される保育に努めてまいりたいと考えております。

次に、村独自の手厚い保育園の支援に関するお尋ねであります。近年、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、村におきましては、先ほど申し上げましたように、必要に応じて国の職員配置基準を上回る職員体制を整えておりますほか、近年、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、保護者の皆さんと懇談する機会が減っておりますので、保育園の活動を知っていただくために「ハッピー子育て通信」において保育園活動に関する情報提供とともに、職員は可能な限り保護者の皆さんとの意思疎通を図るために、困っていることや、保育園、支援センター等に対する御要望をお聞きするなどして、様々な支援の充実に努めております。

したがいまして、村といたしましては、保育園を利用されている保護者の皆さんや地域の皆さんとともに、たかやま保育園をより魅力ある保育園とし創り上げ、子育てや保育の支援に手厚い村と言われますよう、さらなる子育て支援や保育園支援の充実に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

———高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問します。

1つ目の質問について、配置基準に関しては6人に1人のところを4人に1人にして手厚くしていただいているということで、大変ありがたく思います。会計年度任用職員さんなどいろいろ整備もしていくとのことですが、1つの提案ですが、保育補助をしていただける方など、保育士の資格がない方でも保育園に入ってもらって、行事ごとの作り物、消毒などのコロナ対応といった実務的なサポートや、人の目や手が増えることによる安心・安全な保育環境の創出など、保育士さんの負担を軽減することができるのではないかと考えます。

保育士さんたちが気持ちよく、安心して保育を行える環境をつくるのが、その先で必ず子どもたちのためになります。人手不足の中かと思いますが、魅力ある保育園づくりとして保育補助をする方の募集などをしてよいかと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目の質問についてですが、例えば妊娠・出産でも入園はできたかと思いますが、たしか期限があって、期限が過ぎると退園ということになってしまうのではなかったかなと思います。赤ちゃんを見ながら上の子の世話をする、御家庭に大人の手がほかにあればよいかもかもしれませんけれども、核家族も増えていきます。移住・定住も増やしたいという中で移住してくる方もいます。大人1人で赤ちゃんを見て、動き回るお子さんも見てとなると、それはやはり大変なことです。

また、おじいちゃん、おばあちゃん方がお元気で同居されていたり、近くにお住まいの場合でも、行動が激しく、予測がつかない子どものお世話をずっとというのは大変なことかと思いますが。一定のルールはもちろん必要ですが、入園条件の中に、各市町村で判断できる部分もあるかと思いますが。今後、子どもの人数も減っていく中で、今定員も195名のうち140名、以前は195名を超えそうなきもあったかと思いますが、大分減ったなと感じますし、未満児の入園は働く家庭の重要な支援ですし、3歳児以上、年少以上の子どもにとっては集団生活の経験としても大事かと思いますが、家庭、子どもに寄り添って柔軟に対応いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

———山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再質問にお答えいたします。

2点あったかと思いますが。1つは保育補助の体制について、もう1点、就労以外の理由によるそれぞれの家庭の御事情の中で幅広く何か対応できないかというところの話だったかなと思いますけれども、よろしく願いいたします。

まず1点目、保育補助の関係でございます。

先ほど申し上げましたとおり、現在、園長以下42名の体制で職員の体制を整えております。基本的には保育士の資格をお持ちいただいている皆さんに保育業務に当たっていただいております。その中で、今、保育補助ということでございます。資格のない方で御協力いただける方の体制もどうなのかということでございますが、以前から地域の方にボランティアとして保育園の活動に関わってきていただく活動といたしますか、動きは過去にございました。その中で、今コロナの感染拡大の影響もあって、実はその部分が今止まっているといたしますか、活動が動いておりません。ですが今後、やはり地域の方の御協力というものは大変ありがたく思っておりますし、保育活動にとっても大変意味あるものかなというふうに思いますので、今後、状況を見ながら必要な協力をお願いしていければというふうに考えておりますが、よろしく願いいたします。

2点目につきましては、保育園の関係でございますが、就労などのための支援と保育ということでのただいまの意見でございます。今のそれぞれの御家庭の事情の中で何かできることがあるのか、やはりそれは保護者の皆様のいろいろお話を職員自ら聞くということはずごく大事なかなというふうに思っていて、制度の中で対応できることは対応していかなければいけないかなというふうに思います。

しかしながら、保育園だけに限らず、村内子育て支援センター、また子育て世代包括支援センターでございます。その相談業務の中でいろいろまた御相談いただくものも含めまして、例えばファミリーサポート事業とか、何か別の事業での対応もできるのかとか、子育て施策に関わるものを幅広く考えながら子育ての皆様方に寄り添う体制を整えていければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再々質問、お願いします。

今、地域の方のボランティアということで、とてもたくさんの方に入っていて、子どもたちも充実して楽しくいろいろやらせていただいていたかなと思います。ボランティアの方に入っていていろいろしていくのも、もちろんコロナの状況を見ながら再開していただければいいかと思いますが、保育補助ということで、お仕事としてきちんと整備を整える中でやっていくということであれば、コロナの対応をしながら進められるのではないかなと思いますので、その辺も御検討いただきたいなと思います。

いろんなケースに対して相談などしながら柔軟に対応していただきたいなと思うんですけれども、たかやま保育園、いろいろ相談には乗っていただいて、柔軟にいろいろしていただいているかと思うんですが、言える人、言えない人というんですかね、今またコロナでみんなで話す機会が特にないので、個別となるとやっぱり言いづらい人とかが出てきたりとか、文書で書くのちょっと大変だ

ったりとか、ポストも多分用意していただいているかと思うんですけども、もうちょっとみんな
で話す機会をコロナの中でも設けられたりとか、いろいろ通信も出していただくんですが、なかな
か保護者と意思疎通が取れていないような部分もちょっとあって、保護者の皆さん、保育士さん、
保育園、いろいろやっていただいてありがたく思っている中でも、ちょっと不安に思っている部分
もあります。コロナの関係なのでなかなか難しいと思いますけれども、もうちょっと対話というか、
話し合える場というかを設けていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（西原澄夫議員）

—————山崎教育次長。

○教育次長（人権推進室長）（山崎久志）

再々質問にお答えいたします。

保育補助の関係につきましては、今後の体制を考える中で御提案を参考にさせていただきたいか
なというふうに思います。

相談体制の関係でございますが、このコロナ禍の中で保護者の皆さんに保育園に来ていただく機
会がぐっと減ってしまっている現状の中で、今後も発表会等も計画はしているところでございま
すが、できるだけ保護者の皆さんとお話しする機会は本当に必要だなというふうに思っております。
それをこの状況を見ながら、できるだけ確保していきたい。しかしながら、日々いろいろ困られて
いる部分の話もあるかもしれませんので、そこを積極的に保育士のほうから、誰からということ
ではなくて、職員共通の認識の中で保護者の皆さんと話す機会をできるだけ逃さぬようにしていく、
そんな心構えで職員とともに対話をしていければなというふうに思います。できる中での対応です
が、すごく大事だなというふうに思っておりますので、引き続き対応していきたいと思いた
しますが、よろしくお願いたします。

○議 長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

柔軟に対応していただけるということで、今後も期待をしたいと思いた
します。子育てで追い詰めら
れる人のいない村になるように御尽力をいただきたいと思いた
します。

また、余談ですが、若い世代の移住にとって子育て支援は重要な項目になります。子育て支援策
としては本村もいろいろ行っていただいておりますが、その中でも保育園というのは重要です。移
住のきっかけとして、この保育園に子どもを通わせたいと思ってもらえるような保育園づくりも大
切かと思いた
します。現在のすばらしい保育園に加えて、近隣市町村にはない高山村らしい、より子
ども、保護者、そして働く保育者の皆さんも安心で安全に過ごせる保育園づくりに対して、村として
支援をいただけますようお願いして、この質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。

2問目は、村内小中学校女子トイレに生理用品の設置をということでお尋ねします。

昨年6月、そして9月定例会においても質問しました生理用品の設置についてお尋ねします。

県内ではなかなか増えていない状況のようですが、全国的には生理のことを口に出したり、保健室に生理用品を取りに行ったりということに抵抗を感じる児童生徒への配慮が必要として、小中学校女子トイレへの生理用品の設置が広がっています。本村小中学校女子トイレに生理用品を設置することについて、村の考え方について伺います。

1つ目に、以前質問した際、答弁いただきました。それぞれの子どもの成長に合わせた、きめ細やかな支援や体の変化に対する戸惑いや不安についてのサポートが必要であるということは、私も当然必要であると思っておりますし、現在も丁寧に対応していただいていると思っております。ですが、生理用品のトイレ設置とは違う問題であると考えております。まだ体の発達も未成熟な小中学生は生理の始まりが分からないことも多く、トイレに生理用品があるということは何よりの安心につながると考えます。そういった面から、トイレの個室に生理用品を設置すること自体が必要なことと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、先ほども申しましたとおり、昨年以降、全自治体による小中学校トイレへの生理用品設置が広がっています。以前答弁いただきましたように、生理用品の設置が管理衛生面から適当ではないとするならば、このように広がってはいないのではないかと感じています。管理衛生面を理由に生理用品を女子トイレに設置しないというのは子どもたちのためにはならないように思いますが、村としてはどうお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（西原澄夫議員）

——— 澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

私からは、小中学校のトイレに生理用品を置くことについてお答えをいたします。

小中学校の時期は心身の成長が著しく、特に生理を迎える頃は自分の心や体の変化について正しい理解を深めていく大切な時期でもあります。特にこの時期においては、友達関係や家族のこと、部活のことや進路、勉強に関する事など様々な悩みを抱える時期でもあるというふうに思います。また、心や体の発達は一人ひとり大きく異なり、その違いを踏まえたきめ細やかな指導が必要になってまいります。さらに、この時期は心も体も大きく成長し、その変化に戸惑う一方で、性に関する多様な情報は身の回りにあふれており、不適切な情報に惑わされたり、悩んだりすることも少なくありません。

そこで、議員御質問の体の発達も未成熟な小中学生にとって、トイレに生理用品があるということが何よりの安心につながるのではないかというお尋ねではありますが、まず、生理等の体の変化で子どもたちの「安心」を形づくる最も基本的で大切なことは、体の成長について子どもたちがしっかりと理解をしていくことであると思っております。特に生理は、女性にとって誰にも起こる体の変化で

ありますことから、恥ずかしいこととして子どもたちが捉えるのではなく、子どもたちにとっては科学的であり、かつ互いの心の理解を含めた適切な保健教育、性教育が大切であると思います。

そして、生理などの体の変化がまだ起きていない子どもたちにとっては、それを自分ごととして学ぶことができるように、それぞれの子どもの成長に合わせたきめ細かな指導が「安心」につながる要素だと思います。

一方で、このように知識や心への理解面だけでなく、子どもたちの体の変化に関わる戸惑いや不安についても丁寧に話を聞いて、適切な助言をしていくことが安心につながるものと考えております。したがって、学校では子どもたちが安心して生活を送ることができるように生理用品を保健室で管理し、必要に応じて気軽に使用できるようサポートするとともに、子どもたちの悩みや困り事に寄り添いながら対応しております。

また、心配事などは、家庭とも連絡を取り合いながら一緒に対応していくことで、子どもの安心につなげてまいりたいと考えております。

次に、管理衛生面を理由に生理用品を女子トイレに設置しないのは、子どもたちのためにならないのではないかと御指摘がありますが、生理用品をトイレに置くことは、子どもたちがそれを使うか使わないかの選択ができることから、子どもたちにとって利便性は高まるものと思われまます。また一方で、管理衛生面から考えますと、設置は適切ではないとする考え方も理解できます。

こうした中で、仮にトイレに設置した籠から一旦こぼれて床に落ちてしまった生理用品や、幾ら気をつけていても、水のついた手で複数人が触れてしまった生理用品が混在したり、またそのような状況の有無の確認ができないということは、衛生用品として安全性に欠けるものではないかなというふうに思われます。

そのような状況の中で、全国の自治体の中にはトイレに生理用品を置くことが広がりつつあることも認識しております。また一方で、近隣の須坂市や小布施町では本村と同様に、トイレに生理用品を設置しておりませんので、その状況を確認することはできません。これまで私が赴任した学校では、衛生管理の面を考慮した上で保健室で渡したり、相談するように対応してまいりました。

このような中で、トイレに生理用品を置くことを実施している自治体の考え方だけでなく、実際に運営している学校の状況を目で見たり、課題を聞き取ったりする中で判断しなければならないものと考えております。

したがって、トイレに置くことにつきましては、さらに研究をしていきたいというふうに思いますが、現在の時点では、保健室で生理用品をいつでも、誰でも、気兼ねなく安心できるものを使用することができるよう体制をとっておりますので、引き続き子どもたちや保護者の皆様の御理解をいただくよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再質問します。

支援やサポートといったことも、衛生管理ということも、どちらかという大人目線の理由に感じています。子どもたちがどう思っているのかを知ることが必要ではないかなと感じるのですが。また、現在やってみたらどうなるのかということ、大人も子どもも想像するにとどまっているのではないかなと思います。一度やってみることで問題点や必要であるか否かということもより分かるのではないかなと思いますが、試験的にでもやってみる、その上で子どもたちや先生方にアンケートを取ってみるということはできませんでしょうか。

先ほど、近隣市町村では設置していなくて、状況確認できないとおっしゃられましたが、高山村でまずやってみるべきではないかなと思います。期限を設けてでもいいので、試験的やってみるのはいかがでしょうか。

また、生理用品の多くは小包装されていて、トイレに設置されて使っているトイレットペーパーに比べて格段に衛生的であると思われます。私がこの質問を昨年6月、9月としていますけれども、そのときも、トイレットペーパーよりも断然衛生的だという村民の方もいらっしゃいました。

また、トイレに行ったら生理になってしまっていて、生理用品を持っていなくてトイレットペーパーを代わりに取りあえず使って保健室に行かなければならない、そのことのほうが管理衛生面としては問題かなと考えます。そういったことを考えると、トイレットペーパーの管理衛生面はどうされているのかお聞かせください。

○議 長（西原澄夫議員）

———澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

再質問に答えたいと思います。

試験的にやってみたらどうかと。それから、アンケートなど取ってみたらどうだろうかというような議員の御質問でございますが、トイレに置くにいたしましても、課題が解決できるということが分かる必要があるかというふうに考えております。就任して私1か月ちょっとたちますが、毎日のように様々なことで学校と色々なことで協議をしたり、お願いをしたりすることが毎日のようにございます。

そのような中で、やはり子どもの安全・安心というところが一番の必要条件であるというようなことを考えまして、今のところそういう立場でございますので、試験的にやってみるというふうには考えておりません。そんなことで御理解いただければというふうに思います。

それから、トイレットペーパーより衛生的ではないか、その管理面であります、確かにトイレットペーパーはトイレに置いてあるのに、なぜ生理用品は置いていないかというようなふうにも考えるわけでもありますけれども、やはり目的の違う部分もありまして、いろんなピンチの部分とい

うのは、生理に限らず多々あるかなというふうに思いますが、トイレットペーパーはトイレになければいけない、通念上これを保健室に取りに行くという、そんなことは考えにくいことだと思いますので、トイレットペーパーと生理用品と一緒に考えることがなかなか難しいかなというふうにも思いますけれども、また議員お話しのように、突然、生理になってしまった部分のそういった切なさというものも分かるわけです。そんな部分でできるだけの対応をとっていただいて、衛生的にトイレ、それから生理用品が使えるような方向が一番いいのではないかというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

もちろんこれは全国的に広がりつつあるということは十分分かっておりますので、これについてもなかなか情報が近隣で入ってこない、長野市についてもお聞きしたりもしましたけれども、なかなか報告がないので、つかみにくいところもありますけれども、研究のほうは進めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

再々質問をお願いします。

先ほども申しましたとおり、やはりどちらかという大人目線の理由なのかなというふうに感じています。学校もお忙しいですし、なかなかいろんなことをやってというのは難しいかと思いますが、子どもにというか、保護者にというか、アンケートをとることだけでも、もしできたらと思いますが。また、研究ということですが、なかなか女性しか体験しないことなので、御理解いただくのはすごく難しいことかと思ひますけれども、トイレットペーパーを代わりに使わなくてはならなくなったときのその後がとてつらく、大変な状況になります。子どもたちの尊厳を守るといふ意味でも、どちらかというやっではどうかという観点からアンケートをとるべきかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（西原澄夫議員）

—————澁谷教育長。

○教育長（澁谷茂夫）

再々質問でございますが、アンケートを取って、その結果によってやる、やらないということも一つの大事な要素だというふうには思ひますが、それは安全・安心ということを考えまして判断をしなければいけない部分があるのではないかなというふうにも思ひしております。このアンケートを取ることについても、今日お聞きしましたので、またそれぞれの保健師の先生とお話もしてみたいというふうには思ひますが、私としましては、それによって決めるということよりも、やはり安全な部分でどうなのかということ聞き取りをしていきたいなという部分を強く感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長（西原澄夫議員）

—————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

全国で広がっている中で、設置したことによって逆に相談が増えたという自治体の意見もありました。依然として生理のような性に関することは、寝た子を起こすなという方もいらっしゃいますけれども、時代が変わり、性は生きるという生という考え方が全国的に広がっています。教育長も先ほどおっしゃいましたように、恥ずかしいことはありません。つらさや大変さも個人個人違って、女性同士でもお互いのつらさが分からない生理ですけれども、村が気にかけて動いてくれるということが、子どもたちは大事にされているということが伝わります。今、村にいる子どもたちが、もし設置をしてくれて、そういう村に育ったときに、村が自分たちを大事にしてくれたということも一生心に残ると思いますし、そんな村に帰りたいたいと思ってもらえるかもしれません。子どもたちと村の未来のためにも、ぜひ実施をお願いして、この質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。

3問目は、きらめきポストの公表についてです。

きらめきポストについて以前にも質問しましたが、再度質問します。

きらめきポストは広報での周知などにより利用も一定数あるかと思いますが、村民の中には、やはり名前を書かないと返答が返ってこないことなどから、なかなか書きにくいと感じている方もいらっしゃるようです。

そこで、質問と回答をオープンにすることによって、よりたくさんの村民からの声が寄せられたり、村民の皆様との情報共有につながり、それによって信頼関係が構築されていくと考えますが、今後の対応についてお尋ねします。

1つ目に、コロナ禍で村民の声を直接聞く機会がなかなか難しい中で、きらめきポストは村民の声を直接行政に届けられるツールとしてとても大切だと思います。きらめきポストには年間どのくらいの声が寄せられ、基本的にはどういった方法で回答を行っているか、また氏名等がない者に関してはどのように対応しているかお聞かせください。

2つ目に、多くの自治体で住民の声の見える化の取組を行っており、個人を特定できる情報や公表にふさわしくない内容は削除するなど、慎重な対応の中で質問内容と行政の回答を公表しているところが多く、公表するほうが信頼につながると思われているところが多いと感じます。以前の答弁では、本村はそういった対応とは逆に、信頼関係があって声を寄せていただいているため公表は避けたいということでしたが、公表に関して村民がどう思っているか考えを問うことはないかお聞かせください。

○議 長（西原澄夫議員）

—————宮川総務課長。

○総務課長（宮川裕明）

きらめきポストの公表についてお答えいたします。

村では、限られた財源の中で資源を有効に活用するとともに、地域の活性化を図り、きめ細かな住民ニーズに対応していくためには、行政と村民の皆様とが地域の課題や目指す姿を共有しながら村づくりに取り組んでいくことが極めて重要であり、そのためにも、一人でも多くの村民の皆様の声をお聞きする場は何よりも大切な機会であると捉えております。

そのような中で、村民の皆様から様々な御意見や御要望等を気軽にお聞きする窓口として、平成17年度に役場及び保健福祉総合センターに「きらめきポスト」を設置いたしましたほか、村長が面談して御意見等を伺う「気軽に村長室」とともに、重要な広聴活動として位置づけております。

そこで、まず初めに、年間どのくらいの声寄せられているのかとお尋ねですが、直近5年間できらめきポストに寄せられた件数は、平成29年度が3件で、平成30年度は1件、令和元年度は2件、令和2年度は30件、令和3年度は24件で、今年度は現時点において12件となっております。特に令和2年度以降は急激に件数が伸びておりますが、その要因としましては、これまで毎年実施してまいりましたブロック行政懇談会が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止させていただく中で、貴重な村民の皆様の声を知る機会が減ってしまったことから、年2回程度広報紙の中にきらめきポストの投稿用紙を折り込んだことで増えたものと思われま

す。また、きらめきポストの回答方法や匿名に対する対応についてであります。村民の皆様から寄せられた御意見等につきましては、関係部署の職員が現状確認をした上で、その対応を検討させていただいております。中でも、改善すべきものと判断した場合には、直ちに改善に向けた取組を進めるなど、寄せられた御意見に対し真摯に受け止めて、迅速な対応と検討をするるとともに、結果等につきましては、早ければ1週間程度で、遅くとも2週間以内には書面をもって回答させていただいております。

一方、匿名により御意見等をお寄せいただいた方につきましては、記名のある方と同様に、現状確認や対応について検討し、必要であれば即刻対応させていただいておりますが、残念ながら、書面等による回答はできない状況であります。しかながら、匿名であっても、その後の村の対応をもって御理解いただいているものと考えております。

次に、意見の公表に関して村民の考えを問うことはないかとお尋ねですが、議員御指摘のとおり、近隣市町村では市役所や役場に寄せられた住民の声を自治体からの回答とともに、広報紙やホームページ等で公表している自治体もあることを認識しておりますが、これまで村では、きらめきポストがより多くの村民の皆様から気軽に御意見や御提言をお寄せいただく機会であるとの考えの下、投稿された方との信頼関係を考慮し、公表は行ってまいりませんでした。

しかしながら、御意見等の内容や村の考え方等について、より多くの村民の皆様に知っていただくことが必要であり、公表を行うことが行政の見える化につながる上で大変重要であると認識して

おりますことから、新年度に向けて、きらめきポストの投稿用紙に公表希望の有無などについて記載欄を設けるほか、公表希望のあった御意見等につきましては、氏名等の個人情報伏せの上で、広報たかやまや村ホームページ等で公表させていただきたいと考えております。

したがって、今後とも村では、きらめきポストを始め、気軽に村長室やブロック行政懇談会等、あらゆる機会を通じて村民の皆様から村政に対する御意見や御要望等を積極的にお聞きするなど、広報広聴活動の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西原澄夫議員）

————高井議員。

○6番（高井央葉議員）

公表について大変重要であり、公表していく方向であると大変前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。コロナになって、折り込みもありますけれども、利用が増えているということで、行政としていろいろな方から御意見をいただくために集まっていただく機会をつくるということは大変だと思いますが、何度も申しますけれども、このきらめきポスト、とてもいいツールだと思います。なお一層活発に利用していただけるようにしていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西原澄夫議員）

以上で高井央葉議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時44分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月7日

高山村議会議長 西原澄夫

署名議員 柴田弘男

署名議員 久保田雄吉

署名議員 勝山正弘

令和4年第6回高山村議会12月定例会会議録（第4号）

令和4年12月9日（金曜日）

議事日程

- 日程第1 議案第42号 高山村個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第2 議案第43号 高山村公文書公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第3 議案第44号 高山村公文書公開条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第45号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第46号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
- 日程第6 議案第47号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第48号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例及び高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第50号 高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第51号 高山村火災予防条例を廃止する条例
- 日程第11 議案第52号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第53号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第54号 令和4年度高山村診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第55号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第56号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第57号 令和4年度高山村下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第58号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書
- 追加日程第1 発議第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
- 日程第19 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第20 議員派遣について

本日の会議に付議した事件

- 1 議案第42号～議案第58号について
- 2 陳情第4号
- 3 発議第7号
- 4 閉会中の継続調査の申出について

5 議員派遣について

出席議員(12名)

1番 久保田 雄吉 議員	2番 勝山 正弘 議員
3番 滝澤 聖 議員	4番 梨本 進 議員
5番 沖島 祥介 議員	6番 高井 央葉 議員
7番 黒岩 清道 議員	8番 湯本 辰雄 議員
9番 松本 茂 議員	10番 山寄 秀治 議員
11番 柴田 弘男 議員	12番 西原 澄夫 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

村 長 内山 信行	副 村 長 藤沢 敏和
教 育 長 澁谷 茂夫	総 務 課 長 宮川 裕明
住民税務課長 (会計管理者) 西原 一美	健康福祉課長 堀 一生
産業振興課長 小淵 義彦	建設水道課長 (定住支援室長) 荒井 孝浩
教 育 次 長 (人権推進室長) 山崎 久志	

事務局出席職員

事 務 局 長 山寄 賢一	書 記 榎田 和子
---------------	-----------

午後1時30分 開 議

○議 長(西原澄夫議員)

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第1 議案第42号

}

日程第10 議案第51号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第1 議案第42号 高山村個人情報の保護に関する法律施行条例から日程第10 議案第51号 高山村火災予防条例を廃止する条例までの10件を一括議題とします。

議案第42号から議案第51号について、委員長の報告を求めます。

—————黒岩総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（黒岩清道議員）

ただいま議題となっております総務文教常任委員会に付託されました案件は、議案第42号から議案第51号までの10件であります。

審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、去る12月7日午後2時35分より委員1名欠席の下、所管の職員の出席を求め、委員外議員の発言を許可し、慎重に審査いたしました。

議案第42号 高山村個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第43号 高山村公文書公開・個人情報保護審査会条例並びに議案第44号 高山村公文書公開条例の一部を改正する条例は、特段質疑もなく、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、休憩中に、コンビニでの交付は本人でなくても交付は可能かなどの質疑が行われましたが、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例については、休憩中に、週20時間未満の短時間勤務者は保険加入対象になるのか、特例定年職員の退職金の計算基準はどのようになるのかなどの質疑が行われました。討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第48号 特別職の職員の常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、特段質疑もなく、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例及び高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、休憩中に、若年層の俸給月額を引き上げることとしているが、どの範囲まで引き上げるのかなどの質疑が行われました。討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第50号 高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第51号 高山村火災予防条例を廃止する条例については、特段質疑もなく、討論を省略して採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました議案10件についての審査の経過及び結果の報告とい

たします。

議員各位におかれましては、適切に御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（西原澄夫議員）

これから議案第42号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第42号 高山村個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第43号 高山村公文書公開・個人情報保護審査会条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第44号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第44号 高山村公文書公開条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第45号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第45号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

全員賛成です。

本案は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第46号について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第46号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第47号について委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第47号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第48号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第48号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例及び高山村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第50号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第50号 高山村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号について委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議 長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第51号 高山村火災予防条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第52号

}

日程第17 議案第58号

○議 長（西原澄夫議員）

日程第11 議案第52号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第5号）から日程第17 議案第58号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題とします。

これから議案第52号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第52号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(西原澄夫議員)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第53号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第54号 令和4年度高山村診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第55号 令和4年度高山村温泉開発事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第56号 令和4年度高山村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第57号 令和4年度高山村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第58号 令和4年度高山村上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 陳情第4号

○議長（西原澄夫議員）

日程第18 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書を議題とします。

陳情第4号について、委員長の報告を求めます。

—————高井福祉産建常任委員長。

○福祉産建常任委員長（高井央葉議員）

ただいま議題となっております福祉産建常任委員会に付託されました案件は、陳情第4号の1件です。

審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、12月7日午後2時より委員全員出席の下、陳情者が参考人として出席し意見を述べた後、参考人に質疑を行い、慎重に審査を行いました。

陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書については、委員から賛成の意見があり、特段質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、全員賛成で原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上で福祉産建常任委員会に付託されまた陳情1件の審査の経過及びその結果の報告とします。

委員各位におかれましては、適切な御判断の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西原澄夫議員）

これから陳情第4号について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時54分 休 憩

午後1時56分 再 開

○議長（西原澄夫議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま滝澤議員外2名から発議第7号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1

として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第7号

○議長(西原澄夫議員)

追加日程第1 発議第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を議題とします。

職員に朗読させます。

—————書記 榎田和子さん。

○書記(榎田和子)

＝発議第7号朗読＝

令和4年12月7日

高山村議会議長 西原澄夫様

提出者 高山村議会議員 滝澤 聖

賛成者 高山村議会議員 勝山 正弘

高山村議会議員 山寄 秀治

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するた

めに、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

私たちは、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2022年 月 日

議会

議長

(提出先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

○議長（西原澄夫議員）

本件についての趣旨説明を求めます。

————— 3番 滝澤 聖議員。

○3番（滝澤 聖議員）

ただいま議題になっております発議第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により、必要な医療が供給できる医療を超えてしまい、入院できな

いなどの医療崩壊や、介護施設においてはクラスターの発生で本来のサービスを維持できなくなるなど、介護崩壊が私たちの周りで現実味となっております。

私ごとで恐縮ですが、母が3年前の11月に原動機付自転車にて自損事故を起こし、ドクターヘリにて長野市の病院に入院しました。緊急の手術や数時間に及ぶ大手術を数回にわたって行っていただきました。ICU病棟から一般病棟へ移るなど幾度となく繰り返しました。この間、医師や看護師の皆様には懸命な医療を行っていただきました。どの場面でも大変な医療でしたが、特に夜間の少人数の看護は大変苦勞されていると思いました。医療現場で働く皆様に対し、尊敬と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

懸命な医療を行っていただいたわけですが、残念ながら2か月後に亡くなりました。医療現場での変なことを目の当たりに接し、このことは、全ての施設で同様のことと推察します。

これらの原因は、本質的に医師や看護師、介護に関わる人員が不足していることや医療サービスや介護サービスを提供する環境そのものが万全ではない状況にあります。このことから、予測困難な新型コロナウイルスの変異株による感染拡大や近年、頻繁に発生している自然災害等の対応など、その対策を講じることができる体制の確保や整備が緊急の課題となっております。

そこで、本意見書は、自然災害時の対応や新型コロナウイルス感染症拡大、さらに新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く要望するものです。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、趣旨説明とします。

○議長（西原澄夫議員）

これから発議第7号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告はありません。

討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（西原澄夫議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議 長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定しました。

日程第19 閉会中の継続調査の申出について

○議 長(西原澄夫議員)

日程第19 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から所管事務の調査について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20 議員派遣について

○議 長(西原澄夫議員)

日程第20 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議員派遣は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

○議長(西原澄夫議員)

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第6条の規定によって、これで閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

本定例会は、これで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本12月定例会は、12月1日から本日9日までの9日間の会期で開催されました。この間、村長からの提出のありました議案、承認案件1件、職員の皆さんの定年等に関する条例など11件の条例の制定や改正のほか、令和4年度一般会計補正予算、特別会計補正予算等を御審議いただきました。また、陳情1件、議会から発議により上程しました条例の改正につきましても、採決に至ることができました。

一般質問につきましては、9名の議員が登壇されて、22項目にわたり当面の課題や提案などの質問をされました、多岐にわたる質問、提言に対し、村長を始め理事者並びに役職員から真摯な答弁を賜りましたこと心より御礼を申し上げます。

今議会での一般質問は、子育て支援策や人口対策などが多くの議員から提案されました。コロナ禍、多くの市町村が抱える最重要な課題でもあります。各議員から寄せられました一般質問が村政発展のために反映されますよう御期待を申し上げます。

今年1年を振り返りますと、いまだに収束を見ない新型コロナウイルスの感染拡大、ウクライナ情勢などを背景とする物価の上昇などにより社会のシステム、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。それに加え、猛暑や豪雨などによる自然災害が多くの場所で被害が起きています。改めて、自然災害に対する防災意識や防災対策を高める大切さを痛感しております。

来る年は、私たちの暮らしが平穏で無事となりますよう切に願いたいと思います。

さて、議会におきましては、議会報、議会モニター会議を立ち上げ、はや3年が過ぎようとして

います。村民の皆さんや議会モニターから多様な御意見をいただきながら、村議会として取り組むべき重要事項を整理し、取り組んでいるところでございます。来る年には、その集大成となるよう議員一丸となって議会改革に取り組んでまいりますので、村民の皆様を始め村当局の御支援、御協力を切にお願い申し上げます。

最後になりましたが、この1年、村長を始め理事者、村職員の皆さん、村議会の運営に多大なる御支援、御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

議員の皆様は、この後、視察研修という大きな仕事を残してはいますが、この1年間はコロナ禍での議会運営でした。大変御苦勞をいただきました。心より御礼を申し上げます。

日に日に寒さが増してまいりました。理事者を始め執行機関の皆さん、議員各位におかれましては、お体には十分御自愛をいただき、御活躍されますよう心から御祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

この際、村長の発言を許します。

—————内山村長。

○村 長（内山信行）

12月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る1日から本日までの9日間にわたり、御提案申し上げました全議案を慎重に御審議いただき、それぞれ原案どおり議決を賜りましたことに対しまして厚く御礼申し上げます。

また、今会期中に議員各位から賜りました大変貴重な御意見、御提言につきましては、厳しい経済環境と財政事情ではありますが、議員各位のその意を十分に尊重し、今後の村政運営に生かしてまいり所存でありますので、今後とも格別なる御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年の天候は気候変動が激しく、県内の米の出来高具合を示す作況指数を見ますと、8月中旬以降の日照不足などの影響で、やや不良ということで、農家の皆さんにとりましては誠に残念な作柄となってしまいました。こうした気象の変化によりまして、来年の農作物の生育等への影響が心配されますことから、今後の気象情報に注意していかなければならないものと思っております。

さて、10月3日に招集された第210回臨時国会は、明日の10日に会期最終日を迎えますが、物価高騰対策を柱とした一般会計の歳出総額が28兆9,222億円で、令和4年度第2次補正予算は、先月29日、衆議院本会議で可決された後、参議院での審議を経て、今月2日の本会議で可決、成立いたしました。これを受けて、岸田首相は、電気料金の引下げや子育て対策などの取組に一日も早く国民に実感してもらえるよう全力を尽くすとしていますが、今年度の補正予算の追加歳出は、1次と2次を合わせますと31兆6,000億円で、令和4年度全体では139兆2,000億円となり、過去3番目の規模に膨らんでいますので、国の財政運営は大変厳しいものとなっています。

したがって、地方にとりましても引き続き厳しい行財政運営を迫られるものと思っておりますので、これまで以上に堅実な財政運営に努めていかなければならないものと考えておりますので、

今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症感染拡大が続く中で、国は先月30日にコロナ分類の見直しに向けた本格的な検討を進めるよう専門家をつくる助言機関に要請しました。そのような中、長野県においては高齢者施設での感染が相次いでおり、去る4日の時点で、病床使用率が過去最大でありました11月27日と並び70.8%となり、第8波の長期化が懸念されております。

このようなことから、これから年末年始にかけて季節性インフルエンザとの同時流行が心配されますので、村民の皆様には、これまで以上にマスクの着用や換気など、基本的な防止策の徹底とオミクロン株対応のワクチン接種の御検討をいただきますようお願いいたします。

さて、長野地方気象台では、今月2日、長野市で平年に比べて14日遅い初雪を観測したと発表しましたが、スキー場を抱える本村にとりましては、年末年始に向けて十分な積雪となり、お客様でにぎわうことを願うものであります。

そのような中、現在、YOU游ランドの芝生広場におきましては、雪と光の祭典として大変立派にイルミネーションが飾られておりますので、寒い夜ではありますが、御家族やグループ等でお楽しみいただきたいと思っております。

今年も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に明け暮れた1年でありましたが、議員各位を始め村民の皆様には、村政運営に対しまして格別なる御支援、御協力を賜りましたことに改めて感謝と御礼を申し上げます。

結びに、今年も残すところわずかとなりました。この冬はラニーニャ現象で気温が低くなると言われておりますが、日一日と寒さも厳しくなっております。議員各位にはくれぐれも健康に御留意いただき、輝かしい新年を迎えられますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

○議 長（西原澄夫議員）

令和4年第6回高山村議会12月定例会を閉会します。

午後2時23分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月9日

高山村議会議長 西原澄夫

署 名 議 員 柴田弘男

署 名 議 員 久保田雄吉

署 名 議 員 勝山正弘

令和4年第5回

高山村議会臨時会会議録

令和4年10月6日 開会

令和4年10月6日 閉会

(1日間)

高山村議会事務局

令和4年第5回高山村議会10月臨時会会議録（第1号）

令和4年10月6日（木曜日）

高山村告示第36号

令和4年10月6日、高山村議会10月臨時会を高山村役場に招集する。

- 1 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 2 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 3 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

令和4年9月14日

高山村長 内山 信行

高山村告示第37号

次の事件を追加し、令和4年10月6日、高山村議会10月臨時会を高山村役場に招集する。

付議事件

- 1 選挙管理委員の選挙について
- 2 選挙管理委員補充員の選挙について

令和4年9月14日

高山村長 内山 信行

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
 - 日程第5 同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第6 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 日程第7 選挙管理委員の選挙について
 - 日程第8 選挙管理委員補充員の選挙について
-

本日の会議に付議した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定

- 3 諸般の報告
- 4 同意第2号～同意第4号
- 5 選挙管理委員の選挙について
- 6 選挙管理委員補充員の選挙について

出席議員(12名)

1番 久保田 雄 吉 議員	2番 勝 山 正 弘 議員
3番 滝 澤 聖 議員	4番 梨 本 進 議員
5番 沖 島 祥 介 議員	6番 高 井 央 葉 議員
7番 黒 岩 清 道 議員	8番 湯 本 辰 雄 議員
9番 松 本 茂 議員	10番 山 寄 秀 治 議員
11番 柴 田 弘 男 議員	12番 西 原 澄 夫 議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

村 長 内 山 信 行	副 村 長 藤 沢 敏 和
教 育 長 山 岸 深 志	総 務 課 長 宮 川 裕 明
住民税務課長 (会計管理者) 西 原 一 美	健康福祉課長 堀 一 生
産業振興課長 小 淵 義 彦	建設水道課長 (定住支援室長) 荒 井 孝 浩
教 育 次 長 (人権推進室長) 山 崎 久 志	

事務局出席職員

事 務 局 長 山 寄 賢 一	書 記 槇 田 和 子
-----------------	-------------

午前10時01分 開 会

○議 長(西原澄夫議員)

ただいまから令和4年第5回高山村議会10月臨時会を開会します。

議会招集の挨拶があります。

———内山村長。

○村 長(内山信行)

おはようございます。高山村議会10月臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は令和4年高山村議会10月臨時会の招集を申し上げましたところ、議員各位には9月定例会終了後間もない大変お忙しい中御参集いただき、ここに開会できますことに対しまして厚く御礼申し上げます。

日頃は議会活動を通じまして村政発展のため御尽力を賜っておりますことに改めまして感謝と御礼を申し上げます。

先月、9月20日、日本海から新潟市付近に再上陸し、東北地方を横断した台風第14号は、20日未明から明け方にかけて長野県に最も接近し、その後、東北地方の太平洋沖で温帯低気圧に変わりました。この台風に備えて、本村では19日13時に警戒本部を設置し警戒に当たってりましたが、翌20日の早朝、蕨平地区から山田牧場にかけて倒木による停電が発生し、午前5時50分頃から約4時間にわたり奥山田地域の皆様には御不便をおかけしましたほか、この停電により蕨温泉と山田温泉大湯がポンプ停止のため20日の正午まで営業休止となり、多くの皆様に御迷惑をおかけしたことにおわび申し上げます。

また、この台風により、秋の収穫期を間近に控えたりんごやぶどう等の落下が心配されましたが、特に大きな被害もなくほっとしたところであります。

さて、急速に進む円安は9月7日の東京外国為替市場で一時1ドル144円台となり、1998年8月以来約24年ぶりとなる円安ドル高水準を更新したほか、22日には一時1ドル145円となり、円安水準を再び更新しました。円はドルに対して3月からの半年間で30円ほどの円安が進み、この背景には日米の金融政策の違いがあると言われ、景気の下支えのために金融緩和を続けている日本に対して、米国は歴史的な物価高を抑えるために、3月から景気の過熱を冷ます利上げを進めていることによるものと報じられています。このまま1ドル140円台が定着すれば、来年も食料品や家電製品などの値上げが続く可能性があると言われておりますことから、村民の皆様の家計への影響を大変危惧しているところであります。

一方、ロシアがウクライナに侵攻してから7か月がたちますが、いまだに侵攻が続いており、世界各国が大変憂慮する中、9月13日にはウクライナ軍がウクライナ北東部の重要拠点であるイジューム等をロシア軍から奪還したと報じられています。膠着状態が続いているウクライナ東部の情勢に変化の兆しが生まれたとはいえ、ロシアによるウクライナ侵攻の終息は全く不透明でありますので、一日も早い終結を願うものであります。

さて、先月5日、政府は令和5年度一般会計の概算要求の総額が110兆484億円になったと発表しました。これは過去最大となった令和4年度に次いで2番目の水準になると言われておりますが、金額を明示しない事項要求が多く盛り込まれているため、実質的には令和4年度を上回る規模になるとの見方から、政府においては、可能な限り歳出膨張に歯止めをかけたいとの思惑があるものと報じられています。

したがいまして、地方におきましては引き続き厳しい財政運営が迫られるものと思っておりますので、議員各位のさらなる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日、御提案申し上げます議案は、教育委員会教育長の任命についての同意案件を始めとする3件でございます。十分御審議いただき議決を賜りますようお願い申し上げます、招集の御挨拶といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の日程は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原澄夫議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番 湯本辰雄議員、9番 松本 茂議員及び10番 山崎秀治議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（西原澄夫議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（西原澄夫議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員から、8月分の執行した出納検査についての報告があり、別紙のとおり報告書をお手元

に配りましたので、報告します。

広報担当職員による写真撮影を、会議規則第102条によって許可しましたので、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 同意第2号

）

日程第6 同意第4号

○議長（西原澄夫議員）

日程第4 同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてから日程第6 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

—————内山村長。

○村長（内山信行）

高山村議会10月臨時会の提案説明を申し上げます。同意第2号から同意第4号までの3件につきまして、一括して説明を申し上げます。

同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員であります牧 秀美さんの任期が来る10月22日に満了となりますが、引き続き固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、教育委員会教育長であります山岸深志さんの任期が来る10月23日に満了となりますことから、後任に高山村大字中山1360番地7、澁谷茂夫さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

なお、澁谷茂夫さんの経歴につきましては、議案書の4ページに記載のとおりでございますが、澁谷さんは小中学校教諭、教頭、校長など、教育者として長年にわたり学校教育に従事し、この間、上高井小学校校長会長を歴任され、御退職後は本村の会計年度任用職員の特別支援連携コーディネーターとして御活躍いただいております。人格、識見ともに優れ、教育行政にも造詣が深いことから、本職として適任であると考えておりますので、よろしくお願いたします。

同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて申し上げます。

本案は、教育委員会委員であります大草茂雄さんの任期が来る10月23日に満了となりますが、引

き続き教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

以上、一括して申し上げましたが、十分に御審議をいただき議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（西原澄夫議員）

これから同意第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案について討論を省略し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、同意することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手11人）

○議長（西原澄夫議員）

挙手全員です。

本案は、同意することに決定しました。

これから同意第3号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原澄夫議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案について討論を省略し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから同意第3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、同意することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、同意することに決定しました。

これから同意第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案について討論を省略し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、討論を省略し、採決することに決定しました。

これから同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、同意することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手11人)

○議長(西原澄夫議員)

挙手全員です。

本案は、同意することに決定しました。

日程第7 選挙管理委員の選挙について

○議 長（西原澄夫議員）

日程第7 選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、森田 整さん、望月千恵子さん、善哉政雄さん、宮川みさ子さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました4人を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長（西原澄夫議員）

異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました森田 整さん、望月千恵子さん、善哉政雄さん、宮川みさ子さんが選挙管理委員に当選されました。

日程第8 選挙管理委員補充員の選挙について

○議 長（西原澄夫議員）

日程第8 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思

います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員に補充順位を定め、指名いたします。順位1位、篠原恵美子さん、順位2位、小山新造さん、順位3位、山崎幸司さん、順位4位、毛利貞子さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました4人を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました順位1位、篠原恵美子さん、順位2位、小山新造さん、順位3位、山崎幸司さん、順位4位、毛利貞子さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第6条の規定によって、これで閉会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原澄夫議員)

異議なしと認めます。

本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

ここで、今月9月23日で退任されます山岸深志教育長の発言を許します。

—————山岸教育長。

○教育長（山岸深志）

限られたお忙しい日程の中、このような時間を取っていただき本当にありがとうございます。

教育長の退任に当たり、お礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。

平成28年10月に高山村教育長の勅を拝命して、2期、6年にわたり本職を務めさせていただきました。

6年前の就任時、議員の皆様方からは異口同音に、教育長、高山村の子どもたちのためになることなら議会はしっかり支援するから全力で取り組んでほしいというお言葉をかけていただきました。このことは私にとって大変ありがたいことでありましたが、同時に教育長としての責任の重さをひしひしと感じ、果たして自分に務まるのかという不安を抱いたことを覚えています。しかし、議員の皆様からは、そのお言葉のとおり様々な面よりお支えをいただき、今日まで来ることができました。

夏の暑さが年々厳しくなってくる中、保育園、小中学校へのエアコンの早期設置、中学校のインターネットの環境整備、学校の実情に応じた村費教職員の配置、また、村のスポーツ活動、文化活動の充実、発展等と、村の教育行政全般にわたって御理解、御支援をいただきました。

また、高山村の子どもたちの願いや教育の在り方、村の将来についてもあらゆる機会を通して多くいただき、これらはいずれも教育への貴重な示唆として受け止めさせていただいております。本当にありがとうございました。

一方、私自身も公私にわたり、議員の皆様を始め、高山村の様々なお立場の村民の皆さんと接することができ、多くのことを学ばせていただきました。

地域の子どもたちは地域で育てるというお考えの下、子どもたちのために一生懸命活動してくださっている村民の皆さんの姿に接して、教育の在り方というものについて考えさせられるとともに、高山村の地域教育のすばらしさを感じ取ることができました。

教育は、社会の変化を踏まえ、その時々の実情に応じて柔軟に対応していかなければなりません。教育の基本はいつの時代も変わらないものであるということを改めて感じさせられたものであります。

これから、澁谷茂夫新教育長を迎え、高山村の教育が新たな一步を踏み出していくこととなりますが、議員の皆様方には、今まで同様、村の教育について御理解、御支援をいただくことをお願いいたします。

最後になりましたが、議会の皆さん始め、高山村の全ての皆様に感謝を申し上げ、簡単ではありますが、教育長退任の挨拶とさせていただきます。6年間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議 長（西原澄夫議員）

この機会に、議長として一言御礼を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、提案されました同意案件3件を御審議いただきました。また、議会に選出が委ねられております選挙管理委員と同補充員につきましては、この臨時会において選挙していただきました。候補者の選出から選挙に至るまで、それぞれの議員の皆様には大変御苦勞をいただいております。改めて御礼を申し上げます。

このたび御就任いただきます選挙管理委員の皆様には、公正で明るい選挙の執行に御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

当議会におきましては、過去の選挙において連続での無投票や定数割れとなった経過から、その後、その解決策の検討に取り組むため、平成29年12月に議会活性化特別委員会を設置して、担い手不足の原因やその背景を調査、研究、解決策について議論を重ね、早5年の月日がたとうとしております。この間、令和3年8月に議会活性化特別委員会がまとめた調査報告に4項目の解決策を提案させていただき、委員会の意を基に議会改革に取り組んできたところであります。まだ道半ばではありますが、議会が村民の代表機関として適切な役割を果たすために、なお一層村民の声に寄り添う身近な議会を目指して取り組む所存でありますので、よろしくをお願い申し上げます。

今後とも、村長には議会改革に向けての取組に御支援、御協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

さて、今年も幾つもの台風が日本に襲来しており、日本各地において甚大な被害や災害をもたらし、爪痕を残しています。台風被害に遭われた地域や皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、いち早い復興をお祈りいたします。

本村におきましては、台風による避難指示の発令もなく、甚大な被害は見受けられていませんが、春先から農家の皆さんが丹念に栽培された農作物に台風の影響のないことを願いつつ、農作物の収穫が無事に終了することをお祈りしたいと思います。

これからの季節山々は色づき始め、キノコ採りなど里山に入る人出が増えてきます。山に入るときは熊との遭遇、滑落事故など十分に注意され、彩りづいた里山の散策やキノコ採りなどに楽しんでいただきたいと思っています。

結びに、このところ寒暖の差が大きく、体調の管理に気をつけていかなければなりません。

村長を始め、執行部の皆様、議員各位にはくれぐれもお体に御留意をいただき、ますますの御活躍を期待申し上げ、臨時会閉会に当たり、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（西原澄夫議員）

この際、村長の発言を許します。

———内山村長。

○村長（内山信行）

10月臨時会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日は御提案申し上げました議案を慎重に御審議いただきまして、それぞれ原案どおり議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

まず初めに、教育委員会教育長の任命につきましては、このたび御退任されます山岸教育長さんにおかれましては、全国的にいじめや不登校など多くの課題を抱える学校教育等に対応するための教育制度改革が進められる中、平成28年10月から2期、6年間にわたり教育長に御就任いただき、学校及び社会教育の向上に多大な御尽力をいただいております。特に、令和時代の日本型学校教育に対応するため、ICTを活用した教育やGIGAスクール構想の実現を始めとした多様な教育方法や学習活動などに積極的に取り組んでいただいております。

また、近年の地球温暖化による環境の変化の中で、本村においても、年々気温の上昇とともに35度を超す猛暑日が続くなどしたことから、子どもたちの学習環境への影響を心配されて、他の自治体に先駆けて小中学校にそれぞれエアコンを整備していただきました。これまで本村の教育向上のために多大な御尽力を賜り、その御功績に対しまして深く敬意と感謝を申し上げますとともに、健康には十分御留意されまして、今後とも本村の教育向上のために格別なる御指導を賜りますようお願い申し上げます。

後任の教育長になられます澁谷茂夫様におかれましては、豊富な教育経験を生かされ、保育園、小学校、中学校の一貫教育の推進や文化向上のために御活躍いただけることを御期待申し上げる次第でございます。

長引く新型コロナウイルス感染症感染状況であります。長野県は一昨日の4日、医療アラートの医療警報を解除し、2か月半ぶりに医療アラートが出ていない状態となりました。しかし、県独自の感染警戒レベルは木曾圏域を除く旧広域圏は4から3に引き下げたものの、3は感染拡大に警戒が必要な状態であることから、村民の皆様には、引き続きオミクロン株対応のワクチン接種と基本的な感染防止対策に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、犠牲者58名、行方不明者5名を出した平成26年9月の御嶽山噴火から8年が経過した去る27日、麓の木曾郡大滝村で2年ぶりに追悼式が行われた報道がなされておりました。犠牲者並びに行方不明者の御冥福をお祈り申し上げますとともに、改めて自然災害等を含め、本村では災害に強い地域づくりを進めてまいり所存でありますので、議員各位並びに村民の皆様へのさらなる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、朝晩を中心にめっきり冷え込み、本村でもいよいよ紅葉の季節を迎えますので、多くのお客様でにぎわうことを願うものであります。議員各位並びに村民の皆様にはくれぐれも健康に御留意いただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

○議長（西原澄夫議員）

令和4年第5回高山村議会10月臨時会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前10時32分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年10月6日

高山村議会議長 西 原 澄 夫

署 名 議 員 湯 本 辰 雄

署 名 議 員 松 本 茂

署 名 議 員 山 寄 秀 治